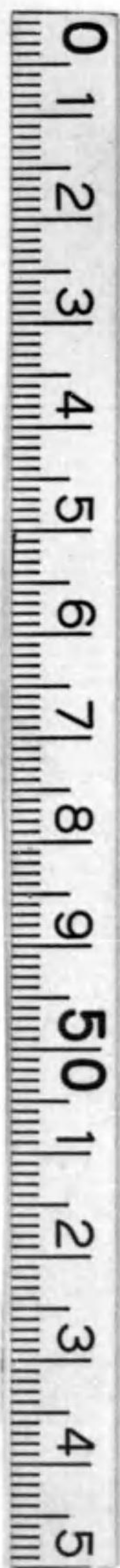


289  
SA858

×  
複写



始





162



289  
54858



佐藤雄能先生傳

大川周明著



明治書房刊





佐藤雄能先生



## 序

佐藤雄能先生は予が郷土莊内の生める偉人である。鐵道省の官吏として、地方鐵道及軌道會社の會計監督事務を擔當すること前後四十年、今日我國の鐵道會社の會計整理が拔群に完備し、財政的に堅實なる發展を遂ぐるに至つたのは、主として懇切丁寧を極めたる先生の指導によるものとして、深甚なる感謝を受けて居る。また鐵道省内に於ても、其の經驗と學識と人格とを以て篤く上下の尊敬と信頼とを博し、先生の事務室は『佐藤塾』の名を以て呼ばれ、今日鐵道省に在職し又は去つて鐵道會社の要職に在る會計人にして、恐らく先生の直接指導を受けざりし者は一人もない。此事は人間は地位の高下を問はず、其の職分に最善を盡すことによつて、如何に偉大なる奉公を遂げ得るかを示す高貴なる例證であり、鐵道省に於ける先生は、まさしく吏道の體現者として、總ての官吏の模範たるべきものである。



先生は鐵道省の官吏たると同時に、郷黨青年の寄宿舎たる『莊内館』の監督者として、生涯を莊内育英界のために捧げた。もと莊内館は巨額の基金を財源として設立されたものでなく、有志の寄附金によつて維持されて來たものである。従つて之を經營し且監督する者が、他から絶對の信頼を受くるに足る人物に非ざれば、忽ち蹉跌頓挫せざるを得ない。然るに莊内館が、徐ろに堅實なる發展を遂げ既に四百名に餘る館生を育成し、搖ぎなき基礎を確立するに至つたのは、先生の一貫至誠の努力が、内には館生の信服を得て慈父の如く慕はれ、外には郷人の深厚なる信頼を博せるによるものである。莊内館監督としての四十五年間、先生は一厘半錢の報酬を受けなかつた。創立以後二十年間、妻子を故郷に留めて單身學生と寢食起臥を共にし、全く家庭團樂の幸福を犠牲にした。而も先生は此の犠牲を犠牲とも思はぬ氣に、淡々として明朗なる生活を續けて居た。恐らく郷黨有志の委囑に應へんとする強き責任觀と、郷土と青年とに對する濃かなる愛情とが、能く先生をして斯くの如くならしめたものであらう。而して此の誠實にして無私

なる精神が、先生の現實の生活の有らゆる方面に現れて居たので、先生の生活そのものが、莊内館々生にとりて如何なる雄辯にも優る教訓となつた。それ故に先生は、教育家または指導者の模範たるべきものである。

加ふるに先生は、多年鐵道省に於て私設鐵道の會計監督事務に當りつつありし間に、起り來る一々の實際問題を解決するに、最も良心的なる學者の態度を以てした。些かでも疑點あれば、先例に稽へ、文獻を涉獵し、先輩同僚の意見を徴し、眞に會心するに到らずば已まなかつた。而して事苟も會計に關する限り、之に關聯する著書は勿論、新聞雜誌の記事に至るまで、細大洩らさず讀破して參考資料となし、驚くべき求知心を以て其の研究を進めるうち、いつしか會計學の權威となり、少くとも鐵道會計に於ては、押しも押されもせぬ日本の第一人者たるに至つた。かくして推敲に推敲を重ねて成れる諸論文が、五十三歳の時に初めて『鐵道會計』の一卷に纏めて刊行されてより、生前の著書既に七冊の多きに及び死後更に遺稿一卷の出版を見た。夫等の總ての著作を貫く特徴は、徹底して歸納



的なることであり、常に實際に即して空論に流ることなきが故に、實務家にとりて比類なき参考書として珍重されて居る。政治家・實業家にして一代の學者となれる例は、外國殊に英吉利に於ては珍しくないが、我國に於ては稀有のことである。

斯くの如くにして先生は、官吏として、育英者として、並に學者として、先生を知るほどの總ての人に親しまれ、慕はれ、敬はれながら、最も緊張充實せる、同時に最も清高靜安なる七十五年の生涯を終へた。そは實に大西郷の所謂敬天・愛人・克己に終始せる生涯であつた。さればこそ先生一たび長逝せらるるや、期せずして先生の遺徳を顯彰する記念事業の計畫が各方面から要望せられ、鐵道關係方面に於ては鐵道省に於ける同僚諸氏の發企により、記念事業の一として夙くも昭和十六年十月三十一日、財團法人鐵道育英會佐藤雄能獎學給費及貸費規則が制定せられ、また昭和十八年十二月には、同じく同事業の一として、先生の遺稿『鐵道評價の諸問題』が出版された。而して莊内館關係方面に於ては『佐藤雄能

先生追悼記念會』が組織され、三個の事業を行ふこととなつた。その第一は莊内館基本金を十五萬圓以上に増額すること、第二は先生の追悼録を編輯すること、第三は先生の傳記を編纂することである。第一の件は着々進行中であり、第二の件は既に『故佐藤雄能先生追悼録』として發表せられ、第三の件も『佐藤雄能先生傳』として茲に刊行を見んとするに至つたのである。追悼記念會は佐藤先生傳記編纂の重任を、嘗て莊内館々生の一人たりし予に負はせた。莊内館關係者は雲の如く夥しく、先生の傳記編纂者として、予よりも遙に適任なる諸氏の在ることは、予の熟知するところである。唯だ予は實に海山の恩誼を先生に受けたる者であり、而も先生の生前に於て毛頭此の高恩に報することなかつた。それ故に傳記執筆を求められたる時、予は先生の綿々たる眷顧を憶ひ、莊内館に對する因縁の深重に顧み、直ちに承諾して敢て此の重大なる但し榮譽ある任務に服することとした。希くは予の心事を諒とし、不遜を以て予を責められざらんことを。

先生は克明に且正直に自己の生活を記録して居る。また先生の言動を知悉する



同僚知友乃至後輩が頗る多く、家族もまた健在である。それ故に先生自筆の諸記  
 録及び先生の諸知己の追憶談を資料として、一應の傳記を書くことは必ずしも難  
 事でない。加ふるに先生の生涯は公私を通じて純一無雜、毫も曲筆舞文の要なき  
 ことは、巧言令色を至難とする予にとりて無上の幸運である。唯だ夏雲奇峰を描  
 くは易く、田園平野を描くは難い。河の洋々たる如く、道の坦々たるが如くにし  
 て、打ち見たるところは他奇なく、然も一切の高貴なるものを底深く潜めて居た  
 先生の一生を全的に描出して、其の偉大をさながらに髣髴せしめることは、予の  
 力の到底企及し得るところでない。予は専ら夫人及び令息を初め、先生に親炙せ  
 る人々の談話・文章を藉り來りて、忠實なる記録者たらんことを期しただけであ  
 る。

昭和十九年四月

大川 周 明

## 目 次

### 第一章 在郷時代の先生

一 家系	………	二
二 少年時代	………	一六
三 養子縁組	………	二三
四 修學時代	………	三〇
五 山添村の四年間	………	三三

### 第二章 莊内館監督としての先生

一 莊内館の創立	………	四
二 長屋時代の莊内館	………	四









佐藤  
雄能先生傳



## 第一章 在郷時代の先生

### 一家系

佐藤雄能先生は、慶應元年五月三日、山形縣鶴岡市に、舊莊内藩士辻新右衛門吉葬の第四子として呱呱の聲を擧げた。母は都築氏の女五十いそである。その佐藤姓を名乗るは、先生二十三歳の時、同縣東田川郡山添村の名門佐藤家の養子として入籍せるためである。

先生自撰の『家庭年表』によれば、第一代辻伊賀は後光明天皇の正保四年四月十四日に死去して居るので、辻家は其頃から興つたわけである。即ち徳川三代將軍家光の時代である。先生の大祖父辻新右衛門良翰は、文政二年から同十一年まで、約十年間酒田町奉行を勤めた。其妻は長坂六之助の妹である。長坂六之助に就ては、先生自身が『長坂六翁を語る』と題して、昭和十二年七月一日以降の『新莊内』に數回に互つ

て執筆して居られるが、弓術・槍術・据物斬りの達人なりし上に、將棋・圍碁・和歌・俳句に長じ、その多技多藝と倜儻不羈の行動とを以て聞こえし奇傑であつた。

先生の祖父辻克己柔嘉は、莊内藩の支藩である松山藩の附家老として松山に差遣はされたが、地元の家老と意見が合はず、幾くもなく本藩に歸つた。其妻花陵は、文化・文政の頃に莊内藩隨一の鴻儒と言はれし石川朝陽の孫である。石川朝陽は藩校致道館の第二代祭酒であつた。祭酒は一藩學道の指導者たるに足るべき學徳兼備の士を選んで之を任じ、其人無ければ即ち之を闕いた。致道館初代祭酒は名高き白井東月であり、其後は祭酒を置かず、次席の司業をして祭酒の事を代行せしめて居たのである。當時莊内藩では、水野・加賀山・白井諸氏によつて扶植せられし徂徠學が流行して居り、朝陽も初めは之を奉じたが、やがて其説に疑を生ずるに及んで、尾州藩儒塚田大峰や三細桂林の門に學び、遂に嶄然として別に一家を成し、實踐躬行を重んじて利用厚生を主とする學問を講じた。先生の祖母花陵は、朝陽の嗣子幹の長女である。幹もまた相當の人物であつたことは、同じく石川氏の血統を汲む杉村幹氏が、其名を『幹』とつけられたのは、同氏の祖父にして莊内藩の兵學師範を勤めし杉村質直が、朝陽の



嗣子幹が憂國慨世の士たるに傾倒し、其人に肖らしめるためであつたことによつても知られる。加之先生の祖父克己の祖父新藏の妻は朝陽の實姉であつた。その體内に石川朝陽の血が流れて居ることは、先生の誇りとする所であつた。

先生の祖父克己は、少にして石川朝陽に師事し、長じて其の孫女を請ひ得て外孫となつたのであるが、晩年には朝陽の文集を机上に載せて居らぬことが無かつたほど、深厚なる敬意を拂つて居た。先生の『年表』によれば、先生十四歳のころ、即ち明治十一年四月より翌年六月まで、其の學友齋藤九兵衛・若松久米吉・秋保親正の三氏と共に、此の祖父に就て漢籍の素讀を學んで居る。朝陽の學徳は、祖父を通して大なる感化を先生に與へて居ると思はれる。

先生の實父新右衛門は、藩校致道館の句讀師を長く勤めたが、風流心に富める文人墨客的風格の持主であつた。生前自ら『双松院深緑日觀居士』といふ戒名を選んで居た。其の理由としては、父からの直話として先生が下の如く記して居る——『自分は此世に生れて來て是ぞといふ仕事を何一つして居ない。若し死後に過分な戒名を付けられるやうなことがあつては面白くないから、自分で適切な戒名を選んで置く。此の

部屋から小室・高橋兩家の二本の松が見える。朝な夕な、居ながら二本の松の緑を眺めて居た者があつたさうなと思はれば、それで自分は満足だ』と。先生の實父は一面に於て斯様な飄逸な風格を有つて居たが、他面に於ては當時の莊内武士の嚴格をも具へて居た。即ち杉村幹氏の語るところによれば、同氏は少年のころ先生の實弟前森恒治氏の許に通つて日本外史の講義を受けて居た。一日同氏が學友高橋博雄と共に兩手を疊の上につき乍ら外史の講義を謹聽して居ると、前森夫人が便器を室内に持出して子供に大便をさせたので、二人の學生は思はず失笑した。すると其座に居合せた先生の實父は、書物の講義を聽聞して居る時は、如何なる事があつても心を他に移してはならぬと嚴誡されたとのことである。

昭和七年八月十四日、先生は鶴岡市新茶屋に於て、祖母の百年忌及び實父の三十三年忌を兼修した。其時の先生の挨拶は、詳しく辻家近親のことを述べて居るので、重複を厭はず左に先生自筆の草稿を掲げる。



私の實家の祖母淳心院石川氏は、天保四年十月十八日に死去致しましたので、本年は百年忌に當ります。又實父双松院は明治三十三年三月十四日に死去致しましたので、本年は三十三年忌に當ります。それで皆様の御集りを願ひ、昔を偲ぶ御話を承りまして、遺靈を慰めたいと思ひました處、此の暑さの折にも拘はりませず、皆様の御臨席を得ましたことは、眞に有り難い次第で厚く御禮を申し上げます。只折角御出でを願ひましたのに何の御もてなしを致し兼ねるを申譯なく存じます。

偕御話を承ります糸口と致しまして、私より此度年忌に當りました佛の事を一寸申上げようと思ひます。淳心院妙順日敬大姉は、石川主膳氏の孫で、小作氏の長女で、名は花陵と申されました。主膳と云はれました方は朝陽と號せられました、今を去ること九十七年前、天保六年七月十七日即ち私共の祖母の亡くなりました二年後に亡くなられました。此の朝陽先生は舊藩の學校致道館の二代目の祭酒となられた方でありますが、此の祭酒と申しますのは、今日にすれば校長と云ふやうなもので、學徳共に高き人を選んで任命せられたものださうであります。致道館の第一代の祭酒は夫の有名な白井東月先生で、二代以後には祭酒を置かないで、祭酒の次の

司業と云ふ職に在る人が祭酒の仕事を代行して居つたさうであります。朝陽先生の學説は、躬行を重んじ平易を主とし、獨創の見地に立たれたものださうであります。近頃大阪に居る早田元道氏は『酒田新聞』紙上に『石川朝陽先生』と題しまして二十餘回に亙つて書いて居られます。それは『朝陽遺集』と云ふ本に基いて書かれたとのことでありますから、私は其本は多分私の祖父の寫したものであらうと思ひまして問合せて見ました處、果してさうでありました。早田氏の返事に、其本は美濃紙の罫紙に米庵流の嚴正なる楷書で書いたもので四卷と成り『辻氏藏書』と云ふ書き印を捺してあるとのことであります。此の『朝陽遺集』は石川繼述君の御宅にも一部あると聞いて居りましたが如何でせうか。此の『朝陽遺集』の外に『朝陽遺草』と云ふ假名交りの文集が一冊ありました。之は私が東京に持つて参りました、何か雑誌にでも掲載しようと思つて居つたのですが、故牧頼元翁は之を寫されました。然るに大正十二年の大震火災の際に、私の持つて居りましたのも牧翁の寫されましたのも皆焼失致しまして、眞に残念なことを致しました。此の遺草には、先生が娘の方を縁付けらるるとき教訓を書いて贈られましたものや、上の山入湯の



日記などあつたやうに思ひます。此本又は其の一部分でもどなたか御持ちがないでございませうか、伺ひたいと思ひます。私の祖父は年中殆ど『朝陽遺集』を机の上に乗せて居らぬことがないやうでありました。私の祖父と先生との關係は、祖父が親しく先生の教へを受けましたのみでなく、妻の祖父であり、又大叔父であつたのであります。私共の祖母が石川氏より來たのみでなく、私共の祖父の又祖父である辻新藏と云ふ人の妻なる方、即ち祖父の祖母は朝陽先生の姉であられました。『朝陽遺集』に『辻新藏君配石川氏碑銘』と云ふ文が載つて居るさうであります。此の新藏と云ふ方は江戸勤番中に亡くなられて、芝の清光寺に葬られてありましたのを、先年本鏡寺に改葬致しました。此の如く辻家と石川家とは厚い關係があつたのであります。

主膳氏の長男は小作氏で、幹之進・權兵衛・小兵衛などと云はれたことがあり、畏齋と號せられたさうであります。小作氏の長男は小兵衛氏で、初め渚之助と云はれたさうであります。小作氏及び小兵衛氏のことには付きましても、私は色々祖父に聞いたことあつたやうに思ひますが、今は確な記憶はありません。私共の祖母は小

作氏の長女で、小兵衛氏の妹であります。兄弟は八人あられ、長男は小兵衛氏、長女は私共の祖母、二女は山内五助氏の妻で千代榮と申されたさうであります。山内家も石川家とは重縁の家で、小作氏の妻なる方は山内善兵衛氏の娘であられたさうであります。さうしますと山内五助と云ふ方は恐らく従弟夫婦であられたらうと思ひます。三女は早く死なれ、四女は竹浦と云はれ、中島彈四郎氏に嫁せられました。其の次の次男は圃作氏で、初め猪太夫と云はれ、本家の跡を繼がれました。即ち繼述君の御祖父さんであります。其次の三男興作氏は、初め藤之允・興太夫・三郎右衛門などと云はれたさうであります。此方は大熊氏を繼がれました。其の次の五女は早く亡くなられました。

私共の子供時分に、父親の従弟寄合と云ふものがありました。毎月一回か晩食後に各家代る代る宿を致しまして會合し、色々な話をして居られました。圃作様は叔父さんで元老と云ふ格であり、山内善右衛門・石川靜正・石川正庸・中島彈四郎・大熊堯之などの方々が集まられ、吉井長昌君の母上も出られました。吉井君の母上は小兵衛氏の長女であります。小兵衛氏の長男畏三氏、二男北楯利盛氏は早く亡



くなられまして、従弟寄合に出られたことを知りません。畏三氏の妻なる方は堀巴門氏の娘で、須磨浦と云はれ、鶴岡の女學校の教員を長く勤めて居られました。石川家の當主は精彦と云はれ、現在東京都芝區田村町に住んで居られます。其弟の磐彦氏は大阪市北區堂島濱通りに於て、盛に輸入業を營んで居られるさうで、前に申上げました朝陽先生の記事は、早田氏が同氏の依頼で書かれたものださうであります。

私の祖母淳心院は、幾歳で辻家に縁付いて來られましたか知りませんが、多分十七八歳であらうと思ひます。長男が私の父で、天保元年に生れ、其の上に姉が一人あります。それは堀田正中君の御祖母さんであります。其の方が父と二つ違ひとしますれば、祖母が十九歳の時に生れたと思ひます。二男は關彌三右衛門氏で、天保三年に生れ、祖母は其の翌年の天保四年十月に二十四歳で亡くなりました。何病氣であられたか、遂にそれは聞いたことがありません。其後祖父は百間堀端の中村儀八郎氏より後の祖母を迎へられました。角田俊次叔父が生れました。中村氏の人柄は脂肪に富んだと申しませうか、だぶだぶしたやうな方で、角田の叔父は體質上

には中村氏の血統を引かれたものと思ひます。私共の祖父は脊も高く大柄でありましたが、石川氏より來られた祖母は小柄の人と思はれます。我々の身體の小さいのは石川氏の血統を引いたものと思ひます。

私の實父双松院深緑日觀居士は、名を吉彝と云ひ、俗名は初め賀三郎と云ひ、後に新右衛門と改めました。私の祖父克己柔嘉の長男であります。父は長く舊藩の學校致道館の句讀師を勤めて居りました。祖父の隱居後僅かの間戸主となつて居りましたが、家政を私の兄に譲りまして隱居致しました。祖父は理財の道にも長じて居られたと思ひますが、父の方は不得手であつたらうと思ひます。雅致に富んだとも申しませうか、生花をしたり、歌を詠んだり、庭を造ることなどに趣味を持つて居り、又器物を好んで居りました。私は東京に居りまして、叔父安彌と何れかが東京に家を持ちましたならば、父を呼んでゆつくり見物させよう、どんなに喜ぶだらうと話し合つて居りました。父は七十にもなりましたけれど、大丈夫であり、それに九十二迄生きて居つた祖父が其の前にありましたので、まだ大丈夫と思つてゆつくりして居りました處、明治三十三年三月に七十一歳で亡くなりました。後に考へて



見ますれば、七十以上の老人だのにゆつくりして居つたのは、全く誤りであつたと後悔しましたが、如何とも致方ありません。父は生前にいくら願つても寫眞を撮つてくれませんでした。亡くなります少し前に自分が戒名を書いて置いたのがあるから出せと云はれまして『双松院深緑日觀居士』と云ふのを示され、自分は世の中に生れ來て、是ぞと云ふことを何もしない、然るに死後に過分に立派な戒名を付けられることは本意でない、此の部屋から向ふに小室氏と高橋氏と二本の松の樹見ゆるが、昔朝夕寝て居つて二本の松の樹を見て居つた者があつたさうだと云はるればそれで十分である、此の戒名で差支ないか、本鏡寺の和尚さんに聞いて來れと申されました。此話で寫眞を撮られなかつた趣旨も分りました。父の死後私は秋保親美氏に頼み、二本の松の樹の寫生をして貰ひました。今年は父の三十三周年になりました。今年も寫眞もありもせず、ありし日を偲ぶよすがもないので、再び秋保氏の前の寫生の淨書を頼みました。然し私はあの寫生がどんな畫になるものかと陰に心配して居りましたが、秋保氏は精進潔齋して一生懸命に畫かれたとのことで、實に立派な畫になり、元の小室氏の赤松と高橋氏の五葉の松は、確にかうであつたと昔を懷ぶこ

とが出来ます。眞に嬉しく感じまして早速表装を命じました。經師屋の岡田金次郎と云ふものも鶴岡の出身者であります。秋保様が精進潔齋して御畫きになつたものであれば、自分も精進潔齋して秋保様に叱られぬやうにするとして表装をしてくださいました。其處に掛けてあるのがそれです。元の小室氏の赤松も高橋氏の五葉の松も、現在は皆なくなりまして、宜い時に寫生をして貰つたと思つて居ります。且又其の寫生畫が彼の大正十二年の大震災火災の際に金庫に入れて置きました爲に、幸に無事なることを得ましたのも、亦奇縁と謂はねばなりません。

私が始めて莊内館の監督になりましたのは明治二十九年十二月で、父の亡くなりましたのは明治三十三年三月でありますから、創立後三年餘の状況は聞かれた譯であります。父は病床の中に私に對ひまして、あんな者が監督になつたら仕方がないと云はるるなら困るけれど、おまへが監督になつて宜いと言はるるのは嬉しいことだと申されました。私に取りては何より有難いことと感銘して居ります。

近來青年の状況を見まするに、家の系統を重んずるとか、親族關係を明かにするなどと云ふ考へは甚だ薄くなつたやうに思はれます。随つて祖先の祭祀供養などと



云ふことも疎かにするやうになつた傾向のあるのは、眞に遺憾のことと思ひます。私は決して大げさなことをするを望むのではありません、其の心持が大切であると思ふのであります。

自分の方に關係しますことのみを長く述べまして眞に失禮でございました。尙皆様が御ゆつくり御話あらんことを御願ひ致します。終りに臨みまして此の暑いのに態々御出下さいましたことを重ねて御禮申上げます。

次に先生の實母は其名を五十いそと云ひ、莊内藩士都築一鐵正綽の長女である。正綽の父は十藏知利と云ひ、父子共に學問武藝に拔群の譽れがあつた。泰平の世に祿高を増されるのは稀有のことであつたが、都築父子は幾度か祿高を増された。或年五十石の加増があつた時に、正綽の長女が生れたので『五十』と命名した。即ち先生の實母である。其後また百石の加増があつた年に三男が生れたので、此度は『百之助』と命名した。

十藏知利の四男藤十郎正大は、新に召出されて一家を創立した。當時の制度として、武家の二三男以下のものが士として世に立つには、他家の養子となるか、父兄が藩主の許可を得て自分の知行を分割して一家を創立せしめるか、然らざれば文武に達したる廉を以て新に召出されるか、此の三つの外になかつた。正大は文事に達して居たが、資性剛毅で最も武藝に長じて居たので、新に召出されたものである。正大には子がなかつたので、長兄正綽の三男百之助正順を養子にした。正順は明治四年藩兵を引率して郷里を出で、西南戦争の時には陸軍大尉で出征したが、負傷して後送され、船中でコレラに罹り、神戸に上陸して死去し、大阪茶臼山の陸軍墓地に葬られた。莊内出身者で西南役に出征せるものは、殆ど皆負傷又は戦死して居る。そは莊内人の勇敢義烈の性質にもよるが、當時莊内は大西郷と極めて親懇の間柄であつたので、薩摩と一脈相通じて居るかの如く思はれ、政府の要愼は嚴重を極めて居た。そのために莊内出身の軍人は、多少無理をしたのでなからうかと噂されて居た。正順の長男正廉の妻は、莊内藩士林源太兵衛秀雅の二女であり、陸軍工兵中佐林秀芳は其の長兄である。而して秀芳の長男は金澤第七聯隊長として昭和七年の上海事變に、江灣鎮に於て



壯烈なる戦死を遂げ、軍神として崇められる陸軍少將林大八である。

## 二 少年時代

先生の生れた慶應元年は丑歳である、然るに莊内藩の習慣として、丑歳に生れた子供は母親の實家の姓を名乗ることになつて居たので、先生も初めは都築姓を名乗つた。明治七年の小學校下級第八級修業免狀には都築雄能となつて居るが、翌明治八年二月に本姓辻に復歸した。初めの名は雄之助と云ひ、家人は雄之々々と呼んで居た。然るに太政官の達してもあつたらうか、舊國名・官名を名前にすることは相成らぬといふことになり、雄之助も宜しくないといふので『助』の一字を抜き、更に『之』を『能』に換へて『雄能』と改名した。それ故に先生の名は『能』の字を短く『ノ』と發音するのが正しいのであるけれど、何時とはなく『ノウ』と長く讀まれるやうになつた。前節に述べた先生の親族長坂六之助も、また『之助』が罷りならぬと聞いて、左様な詰らぬことをいふなら、自分は六でも七でも構はないと言つて、之助の二字を抜いて『長坂六』と改名した。

さて舊莊内藩には、致道館といふ學校があり、藩士の子弟は此處で教育された。致道館には『句讀所』といふのがあり、孝經・論語等の句讀を授けたが、これは今日の小學校に該當するものである。藩士の子弟は十歳から句讀所に入學を許されたが、致道館は明治六年六月に廢止された。當時先生は九歳で、未だ入學年齢に達しなかつたので、致道館には入學することが出来なかつた。

明治七年五月、新學校令によつて舊致道館の建物に、苗秀學校といふ小學校が設けられたので、先生は直ちに之に入學した。入學に際しては、各自平机と文庫とを持參し、之を疊敷の室に排列して勉強した。また生徒は皆大小二本を腰に差して登校し、教室に入れば刀は刀掛けにかけ、脇差だけを差して授業を受けた。但し先生の苗秀學校時代に廢刀令及び斷髮令が出たので、其後は大小を差して通學することが出来なくなつた。先生は七十二歳の高齢に達してから、暑を水上温泉に避けながら『小學校の思出』といふ一文を草して居るが、其中に當時のことを追憶して下の如く述べて居る——『明日から大小刀ともに差して來ては相成らぬと申渡されたが、淋しいやうな氣がした。佐藤渡茂衛と云ふ人などは、羽織を着た後ろの方にソツと脇差だけ差して來



るなどと云つて居た。』

苗秀學校は舊藩士即ち士族の子弟だけを收容し、士族以外の子弟のためには別に市内に數ヶ所の學校が設けられて居た。此の差別待遇は鶴岡市民の甚だ不満とするところであり、喧しい問題になつた。後に森藤右衛門が、縣官の横暴を訴へた訴狀の中に、『學校を區別して四民平等の御趣意に反する事』といふ一項があるが、それは取りも直さず此の事實を糾弾せるものである。

さて苗秀學校は舊致道館から總穩寺に移り、次で新築の朝陽學校に移つた。朝陽學校は時の山形縣令三嶋通庸が、莊内の民心を一新するため、非常なる英斷を以て建築せるもので、明治九年八月二十六日に落成し、當時東北第一の宏壯なる小學校と謂はれて居た。舊致道館時代の小學校では、學科は讀書と習字が主であり、讀書は孝經・論語などの素讀であつたが、朝陽學校に移つてからは、新小學校令によつて學科も多くなり、讀書・算術・習字の外に、修身・歴史・物理・化學があり、簿記などもあつた。但し地理の教授に地圖を用ひるのでもなく、物理・化學に何一つ機械・器具を使ふこともなく、勿論實驗などといふことがなく、唯各科の教科書を、讀書と同様に講

讀するだけであつた。その教科書は阿部泰造譯『修身論』、中根淑著『兵要地理小誌』、田中義廉著『日本史略』を初め、物理階梯、小學化學書、日本地誌略、萬國地誌略、萬國史略、簿記階梯などであつた。

朝陽學校に移つて間もなきころ、若干の生徒を上京させて學業を天覽に供することになり、成績優秀なる生徒が選抜されて、特別の教授を受けることになつたが、先生も其中に加へられた。但し此事は西南戦争突發のために中止となり、遂に實現されなかつた。先生自ら『私の小學校時代は、生意氣で得意になつて居たものと思ふ。私は兩親の手許で育てられたのみでなく、學校も餘り出來ぬ方ではなかつたので、兩親は特に可愛がられたことと思ふ』と述べて居るが、先生と同年輩の莊内の故老は、皆先生が既に小學校時代に於て、拔群の學才を示して居たことを認めて居る。先生の竹馬の友なる前酒田市長中里重吉氏は、下の如く言つて居る——『君は幼少時より一些事と雖も苟くもせず、軽々しく事を處するが如きは君の最も惡む所なりき。予が幼時に朝陽學校に學びし頃、君と室を同じくせり。君蒲柳の質なるを以て年々溫海に入浴するを常とせしが、時恰も出發の前日、先生（故駒林廣運先生）より湯治見舞文な



る課題を與へられ、各自綴文し終りて順々に朗讀せしめ、多數佳良と評價せるものを黒板に書して、先生の再朗讀の榮を受くるものなりき。其榮を荷ひしは某々二三子にして、予の一文は勿論一顧も與へられざりき。然るに此の瞬間、佐藤君起つて予の一文の再讀を求められ、先生に向つて「私は中里の文は簡潔にして要を得たる佳良の部と思はれます。其の理由は云々」と、堂々辯じられたれば、衆生また之に唱和し、遂に予の一文も黒板に列記せらるるの光榮を得たりき。此の瞬間の佐藤君の態度・言論及び検討の細密なる、今尙眼前に髣髴して忘るる能はざる所なり」。

作文は先生の最も愛好する學科の一つであつたらしく、朝陽學校時代に既に穎才新誌といふ雜誌に投書して居た。小學生で同誌に其の文章が掲載されることは異例であつたので、郷黨の間に秀才の名が高くなつた。また先生の記憶力は、老年になつても衰へなかつたが、少年時代には一層絶倫であつたに相違なく、書物の一枚位は一回讀過すれば間違ひなしに誦讀し得たと言はれて居る。かやうにして先生は、明治十三年五月、十六歳の春に、第一回卒業生として首席で朝陽學校を出た。

五月五日に朝陽學校を卒業した先生は、同月十日に西田川中學校に入つた。當時の

中學生は、小學校を卒業せぬものばかりで、學力は不揃ひで且不充分であつた。其頃は毎月末に試験があつたが、入學後一箇月目の試験に於て、先生は各科悉く満點で席順は一番になつた。次で臨時試験を行ひ、成績優良の者を上級に編入することになつたが、その結果先生を初め朝陽學校卒業生數名は上級に編入された。然るに當時辻家は、家族は多く生活は不如意であつたので、先生は中學校で學問を續けることが出来ず、在學僅に三箇月にして同年九月に退學し、朝陽學校の教員となつて家計を助けることになつた。

其頃は教員を志願する人が相當多かつたけれど、鶴岡市内の學校に就職し得た者は尠なかつた。先生が十六歳の若年で母校の教員になり得たのは、其の才學が認められて居たからである。最初の月給は三圓で、後に四圓から五圓に昇給した。當時のことを回想して先生は下の如く語つて居る——『月給を貰へば皆之を一家の大藏大臣たる家兄に提供し、自分の雜用としては僅に十錢を貰つた。それは風呂錢其他の雜用にするのである。私の宅では其頃毎日六つも辨當を作らねばならぬことがあつた。母は、宅で食事をするのなら香物一つでもよいが、辨當となると香物だけではならぬ、容易



な事でないと言つて居られた。宅に大きな胡桃の樹があつたので、母は其實を拾つて貯へ置き、味噌を焼いたのに胡桃をむいて載せたのを辨當の菜にした。煮豆や鹽鮭などあれば大に御馳走であつた。家兄は家の財政を持つて居らぬころは、母に向つて辨當に御馳走を入れて下さいと迫り、母は、お前にだけ良くするわけにゆかぬと答へると、兄は先生と生徒とは違ひますと言つて居た。其後家兄が財政を受持つことになつた時、私は学校の教員になつたので、曾て兄さんは先生は生徒と違つて辨當に御馳走を入れるものだと言はれたと言つて、家兄を困らせたことがある。』

少年時代の先生は蒲柳の質で、朝陽學校卒業の直前には、前齒が皆動き初めたので、醫師から牛乳を飲んで身體を強健にせよと奨められたほどであつた。そのために先生は、屋敷の畑を耕して身體を鍛錬することにした。先生の甥辻吉次氏は、當時のことを回想して『叔父は私宅の貧窮の間に學を修め、よく畑に働かれ、夏にはジャガイモを採り、秋には大根を播き、畑の草採りもなされたり』と述べて居る。熱心に畑を耕して居るうちに、先生は農業に對して大なる關心を有ち初め、農事を研究して其の改良を圖り、進んで産業を振興することが日本の急務であると考へるやうになり、

小學校の教員時代に固本會といふ會を設け、齋藤九兵衛・若松久米吉其他の諸友を會員とし、一箇月二十錢の會費で農工商業に關する書籍雜誌を購求し、之を回覽研究することにした。其等の書籍雜誌のうち、最も先生を歡ばしめたのは田口卯吉の『東京經濟雜誌』と津田仙の『農業雜誌』であつた。また此頃に先生自身が、屋敷の畑の耕作方法を述べた『栽培初學』といふ小冊をも書いて居る。

當時士族の子弟は平民とは交遊せぬ習慣であつたが、先生は齋藤・若松諸氏の如き『町人』の子弟と親しくして居たので、いろいろ非難する者もあつたが、先生は少しも意に介するところなかつた。所有の帳面にも自分のことを『遊農圃丁』と書いて居た。若松氏は其の帳面を先生の父上に示し、先生が士族の家に生れながら少しも威張らず、自ら遊農圃丁などと言つて居るとて、先生の虚心坦懷を賞揚して居たとのことである。かやうに農事にいそしんだために、先生の身體は強壯になつた。

### 三 養子縁組

先生は朝陽學校の教員をして居ながら、農工商の研究に興味を覚え、他日産業方面



に於て身を立てんと考へて居た。先生自ら下の如く語つて居る——『私は産業を研究する學校に入りたいと思ひ、官費生の募集がありさうなものとぼんやり考へて居た』。然るに茲に端なくも養子問題が起つた。

或時辻家の親戚關家に、何かの用事で見知らぬ女が來て、自分の山添村に佐藤といふ舊家があり、其家で養子を捜して居るが、貴家に適當な子供はないかと訊ねた。關家には養子にやるやうな子供がなかつたので、同家から辻家に此話を持込んだ。調査の結果、佐藤家は立派な家柄であるので、兩家の間に交渉が進められた。當時先生は十八歳であつたが、長兄は家督を相續し、次兄及び第三兄は既に出てて他家を相續し、先生の次に十六歳になる弟恒治と、十四歳になる養弟安彌が居つた。先生の父は、此等の男兒を皆養子にやらなければならぬと考へて居たので、佐藤家との縁組を欣んだが、先生は獨力で身を立てる覺悟を抱いて居たから、養子に行くことを肯んじなかつた。そこで辻家では、弟の恒治を貰つてくれまいかといふ内意を示したが、佐藤家では飽迄も先生を所望した。恐らく調査によつて先生の名聲を知り得たからであらう。

さて舊藩時代に於て、武家の二三男の境遇は甚だ悲惨なものであつた。彼等は他家の養子になるか、特殊の技能によつて藩主から召出され、何石・何人扶持を給與されるか、又は生家の知行を分與されて謂はゆる分地分家とならなければ、終身生家の厄介にならなければならず、本妻を有つこと即ち武家から妻を迎へることが出来なかつた。また分地分家は、本家の祿高が減るので容易に行はれず、假令行はれたとしても、本人一代のみならず子々孫々まで本家に對して頭が上らなかつた。先生の養子問題が起つた頃は、藩政時代を距ること遠くなかつたので、士族の二三男で生家の厄介になつて居る者が多かつた。

先生の父兄は其等の實例を擧げて、養子に往くことの得策なるを勧めたが、先生は頑として應じなかつた。而も先生が養子にならぬと頑張つて居れば、弟恒治及び養弟安彌の二人を片づけることが困難となる。殊に安彌は養弟にはなつて居るが、實は祖父の實子即ち先生の叔父であり、先生の父は祖父健在中に其の身柄を定めて祖父を安心させたいといふ切なる希望があつたので、懇々と先生の承諾を求め、且親友齋藤九兵衛氏に説得を頼んだ。よつて先生も止むなく此事を諸友に相談した。友人の意見は



賛否區々であつたが、結局父の懇切なる勸告と齋藤九兵衛氏の賛成によつて、遂に佐藤家の養子となることを承知した。先生曰く『敝上の如く其頃の結婚は、見合は勿論、寫眞を見るでもなく、戸籍謄本といふこともなく、唯人を介して聞き調べ、私自身は將來自分の妻になる人の性質は勿論、容貌も何も知らない、唯親の命により已むを得ず養子になることを承知したものである。當時の縁談は皆そんな風で、大抵は本人の意志に關係なく双方の親達が決断して、本人には唯宣告するに止まるを普通としたが、私が親の相談を受けたのは、當時の士族の家庭にしては、大いに進歩したものであつたと謂はねばなるまい』。

さて佐藤家は昔より東田川郡山添村の八幡神社に神官を勤めて來た家である。此の八幡神社は崇峻天皇の御子蜂子皇子の創立されたもので、羽黒山を開かれるよりも前のことであると言はれるから、今を距る千三百年の昔である。古き記録は總て失はれたが、十四代前の佐藤戸之内正覺以後累代の死亡年月は、靈屋にある靈牌に記載されて居る。正覺は寛文四年に長逝して居るから、今を距る約二百七十年である。其の以前のことは、三百三十年前即ち慶長十七年に、最上義光から神前掃除料を受けた墨付

があるだけで、其他は全く分明でない。其の以後のことも歴代京都に赴いて神官相續の認許を受けた書類の外は、何等の記録も残つて居ない。但し佐藤家の家督を相續した者は、舊藩主酒井家に御目得を仰付けられ、また貫通門ぬきとほしもんとして兩方の柱に孔をあけて横木を通した門を建てること、及びブツサキ羽織を着用することを許されて居たから、士以上の待遇を受けて居たことは明かである。

先生の養父は佐藤正孝、養母は玉代と言つた。養母は佐藤常陸少輔正重の長女で、正美・正方といふ二人の兄があつた。正重は養母が四歳の時に死し、兄正美は其後八年にして子なくして死し、次兄正方もまた幼兒正記を遺して死んだので、養母は此兒を養育して佐藤家を立てるつもりであつたが、正記もまた慶應四年十歳にして死去した。茲に於て養母は明治二年十一月、勝福寺村佐藤式部の二男佐藤正孝を迎へて結婚したが、此時は齡既に二十九歳であつた。然るに恰も其頃、八幡神社に關して紛紜があつたので、養父は郷里を出でて東京に遊學し、明治七年二月岩手縣水澤鹽釜村の駒形神社に權禰宜として赴任し、一時養母も同地に行つて居た。明治十三年六月には養父も職を辭して歸郷した。夫婦の間に二女一男が出來た。此年八月、養父は一旦隱居



して三歳になる男千秋を戸主にしたが、翌月千秋が死去したので再び戸主となつた。先生の養母は、以上の如く若くして二人の兄を失ひ、次兄の一子を守り立てようとしたけれどそれにも死なれ、更にまた戸主にした自分の長男にも死なれたのである。養母は如何にもして地方の舊家である佐藤家を維持し、又之を振興せんと多年の間苦心し、重なる不幸にも屈せず晝夜精勵し、前途の方針を立てて着々之を實行し、漸く其の曙光を認められるに至つた時に、長女重子のために養子を求めて先生を得たのである。

因に養父正孝氏並に重子夫人については、芳賀剛太郎氏が下の如く書いて居る——『佐藤君の家は山添村大字下山添に在りて、我莊内地方にて有名なる八幡神社の神官たりし名門なり。佐藤君の養父正孝君は、深沈寡黙にして頭腦極めて明晰、侵すべからざるの威嚴を具ふ。しかも寛容にして人を容れ、徳望全村に洽く、村人より推されて山添村助役となり、後村長に進む。村人悦服し、村治大いに擧がる。余爾時職を山添學校に奉ぜしを以て、其の厚意に預りしこと尠しとせず、感謝の念は余の忘るる能はざる所なり。重子夫人は、父祖の血統を承け、操行端正、學術優秀、山添學校に在

りて模範生の稱あり。當時余年少教員にして、其の教授を擔任せざりしと雖も、毎に同僚の交々嗟稱せしを聞知せり』。

さて先生の承諾によつて縁談が成立し、明治十六年五月十六日に結納が取換はされた。而して翌六月九日、先生は父に伴はれて山添の佐藤家に往つた。時に先生は十九歳、重子夫人は十四歳である。先生は當時のことを追憶して下の如く述べて居る——『私は父に伴はれて山添の家に行つた。直ちに座敷に通されたが、茶間の爐の邊に黄八丈といふか黄色いやうな着物を着た女の子が居つた。私は之が自分の將來の妻になるのか、餘りにも子供らしいと思つた。其後御膳など出て、重子は母に連れられ、紋附か何か黒いやうな着物を着て来て、御酌をさせられた。見ると背は高いし、着物は長く引きすつて居るので、私ははあ之かと驚いた』。

翌明治十七年八月十一日には、戸籍上の手續も済み、先生は佐藤正孝の養嗣子といふことになり、直ちに重子夫人と結婚した事になつて居るが、實際の結婚は明治二十二年八月、先生は二十五歳、重子夫人は二十歳に達した時に行はれた。養母は先生の入籍後一週間目、即ち明治十七年八月十八日に死去したが、先生の入籍が確定した



ことを知つたので、佐藤家の將來について安心して永眠したことであらう。

#### 四 修學時代

かかる間に先生の徴兵適齡が近くなつた。當時は小學校の訓導になれば徴兵免除になつたので、先生は訓導の試験を受けた。及第は置いた物を取るやうに易々たるものと思つて居たのに、修身科の試験に全く豫期せぬ問題が出たので、流石の先生も落第した。然るに其後試験による訓導は徴兵免除にならず、其爲には師範學校を卒業せねばならぬことになつたので、先生は縣費支辨である同校に入學し、普通學を修めて將來の素地を作るに決し、明治十七年二月、折柄真冬のこととて風雪に悩まされながら、三十里の道程を四日かかつて山形に到着し、入學試験を受けることになつた。それは徴兵令改正後初めてのこととて、應募者の數は非常に多かつたが、先生は見事に首席で入學した。此時は佐藤家と養子縁組の話が決まつた後であるので、養家では大いに喜び、實家でも面目を施した。而して先生は山形師範在學中を通じ、各學年とも學業成績は同級中の首席なりしのみならず、常に全校中の首席であつた。多少とも先

生と競争し得た學生は、後年奈良女子高等師範學校長を永く勤めた米澤出身の楨山榮次氏だけであつたと言はれる。

當時山形縣下には、中等程度以上の學校としては、米澤や鶴岡に舊藩校の延長ともいふべきものが二三あつたけれど、學校らしい設備を有して居たのは山形師範學校だけであつた。従つて師範學校に學ぶ人々は、強ち教育家にならうと志せる者のみでなく、他に學問する所がないために入學する者や、徴兵免除の特典に浴するために入學する者が多かつた。縣令三嶋通庸の嗣子彌太郎の如きも、敍上の理由で師範學校に入つて居た。先生が入學したころは、武士階級が尙未だ全く崩壊せず、社會の一角に餘喘を保つて居た時代であり、同窓生のうちには士族の子弟が多く、従つて質實剛健の風が漲つて居た。生徒は全部寄宿舎生活で、學資として縣から毎月金三圓を支給され、其内から二圓四十錢の賄料を支拂ひ、其餘を小遣にして居た。固より一定の制服などはなく、短袴高履、衣は胛に至り袖は腕に至る風態であつた。

先生が入學した當時の校長は、後に學習院教授となれる齋藤篤信で、經史に通じ詩文に長じたる高名の漢學者なりしのみならず、戊辰戰爭當時米澤藩の參軍を勤めたる



文武兼備の士であつた。體軀は偉大、風格は高く、生徒は皆畏敬して居た。其下には齋藤一馬・肝付兼武・松岡太愿・大繩久悠・木滑痴翁・伊佐早謙等の漢文漢詩に長じたる教師が多かつたので、當時の山形師範學校は宛も漢學塾の如き觀があつたが、先生の入學後幾くもなくして齋藤校長が退職し、野尻精一其後を承けて校長となるに及んで、學風頓に一變し、漢學全盛時代から歐米思想尊重時代に移行し初めた。野尻校長は高等師範の前身たる中學師範學校で新教育を受けた年少氣鋭の學者で、年齢は三十歳に満たず、自ら教育學と心理學を擔任して科學的思想の鼓吹に努めた。幻燈を用ゐて諸種の講演を開き、縣民の啓蒙にも骨折つた。生徒のうちにも外國語學習の必要を認める者が現れ、また東洋學藝雜誌などが讀まれ初めて、ダーウィンの進化論に共鳴する者も生じた。當時の日本の主潮たりし文明開化の波が、遅ればせながら山形縣にも押し寄せて來たのである。野尻校長は明治十九年一月に轉任、相良守典之に代つたが、在職一週間にして伊村則久が校長となつた。先生は伊村校長時代に師範學校を卒業したのである。

當時の師範學校は、現在の中學校と師範學校とを混合せるやうなものであつた。即

ち師範科には初等・中等・高等の三科があり、其外に中學師範豫備科とて、今日の高等師範學校の前身たる中學師範學校に入學する豫備校のやうなものが設けられて居た。此の豫備科は今日の中學校と略ぼ同様のものであつた。先生が入學した明治十七年七月には、此の豫備科を廢して、新に縣立山形中學校を設立する旨の發令があつたが、別に校舎があるわけでなく、また専任の校長も教員もなく、師範學校の校長や教員が之を兼ねて居た。兩者が確然と分離するに至つた事情に就ては下の如き逸話が傳へられて居る。

伊村校長が山形師範學校校長に任命されたのは、明治十九年三月であるが、赴任に先ちて文部大臣森有禮に挨拶に往つた。大臣は病臥中であつたが、伊村を病室に引見して下の如く告げた——『今回子を拔擢して山形縣師範學校校長兼中學校長に任じたのは、子の手腕を信賴して、師範學校令改正の實施を行はしめるためである。いま地方では師範教育の何たるを知らぬもの多く、目的を異にする中學校を師範學校内に併置して、職員は皆兼任させて居る状態である。これでは師範教育の目的を達成すること覺束ない。子が赴任したならば、直ちに縣知事に謀り、中學校を師範學校から分離さ



せ、教員の兼任の如きは絶対に禁止しなければならぬ。予もまた近く山形縣に視察に赴き、成績の如何を見るであらう。そのつもりで奮勵努力して貰ひたい』と。伊村は全力を盡して期待に背かぬやうにすると告げて山形に赴任した。

當時の山形縣知事は、地方長官中でも有力であり且教育に理解ある柴原和であつたが、中學校を獨立させるためには多額の經費を要するので、伊村が屢々進言したに拘らず、直ちに實行しようとはしなかつた。然るに翌明治二十年十一月、果して森文相は山形に視察に來た。時に山形中學校には、専任校長だけは任命されたが、依然として校舎はなく、教員は殆ど師範學校よりの兼任であつた。森文相は知事以下の屬僚を隨へ、終日師範學校を視察し、終つて貴賓室に入つて休憩した。此時伊村校長は、鞠躬如として職員名簿其他を文相に提出した。文相は暫く職員名簿を眺めて居たが、突如大喝して校長を叱咤した——『子が赴任するに際し、師範學校教員をして中學校教員を兼ねさせることは、絶対に相ならぬと申したでないか。本縣知事は地方長官中出色の人物である。子が熱心に説けば必ず理解する筈である。然るに今尙斯くの如き有様であるのは、子が知事に向つて相談しなかつたからであらう』と。而して後刻宿舎

に來れと言ひ棄て、足踏み鳴して歸宿した。

文相の權幕に、伊村校長は無論のこと、柴原知事も色を失ひ、文相を旅館に訪問する勇氣さへ失ひ、悄然として歸邸した。校長は心中深く決する所あり、辭表を懷にして先づ知事官舎に到れば、知事は懇懃に之を迎へ、『今日は意外の失態であつた。何卒貴官は之から大臣の宿舎に參り、文相の本縣滞在中に、師範學校教員の兼任者は、總て之を解除すべき旨を申傳へて貰ひたい』とのことであつた。そこで校長は文相の宿舎後藤屋に至れば、文相は晚餐の食膳に就いて居たが、刺を通ずると直ちに其座に招き、破顔一笑『どうだ、少しは效目があつたか。まあ一杯やれ』と言つて盃を校長に差した。校長は又もや事の意外に仰天したが、文相の眞意を悟りて漸く我に歸り、安堵の胸を撫で下ろしながら知事の決意を告げたので、文相も大いに欣んだといふことである。

先生は山形師範學校に入學して、郷里を出ることの遅かつたことを後悔した。極めて保守的な莊内に育つた先生は、山形に來て初めて新しき時代の空氣を呼吸したのである。先生は山形師範を止めて東京の高等師範に入りたいと思ひ、之を願つたけれど





も許されず、また師範の高等科に入ることを願つたけれど、養父は先生が一日も早く歸郷することを切望して居たので是亦許されず、遂に中等科で學ぶこととなつた。先生の師範學校生活に就ては、先生と同時に入學し寄宿舎の同室に起居せる前新庄中學校長佐藤孫六氏は下の如く述べて居る——『君と同室に起居して私の特に感じたことは、思慮の周密なること、几帳面なること、克己自制心の強きこと、勉學に一心なることなどであつた。私は郷里に在るころ感ずるところあつて自ら晩翠と號して居つたのでありましたが、君と同室して君も亦晩翠と號して居らるるを知り、私の晩翠號は止められましたことでありました。……私は山形師範を出て後も、當時の恩師先生にお目にかかる機會に比較的恵まれた方であつたと思ひますが、それ等の先生方が山形の懷舊談に及ばれると、雄能君の頭腦の良かつたこと、堅實なりしこと等を語られ、其後の君の情況を尋ねにならるる方が段々ありました。……君は邊幅を飾られなかつた其の如く、亦知能に於ても修飾することはなかつた。あれ程の知識才能を有されながら、少しもペダンティックなところなどはなかつたのみならず、私などにも原稿を示され、意見を徴せられることもあつた。眞の黄金は鍍金せずとも人皆之を尊重す

る』。先生はまさしく最善の意味に於ける特待生型の學生であつた。先生の人物と學問が既に入學當初より學校當局の屬目するところとなつて居たことは、先生が同級生に示せる次の『同章』によつても知ることが出来る。

『我二十餘名の同級諸君、諸君は本年二月を以て入校せられしより茲に四閱月、謹慎怠らず勤勉倦まず、能く校規を遵奉して旨に違ふことなし。誠に感佩に堪へざるなり。曩には小生山下監司の訓命を受け、親ら諸君と後來のことを約したりき。是れ自ら進んで甚だ傲慢なるに似たりと雖、如何せん不幸にも上席に在るを以て、勢ひ然かせざるを得ざるなり。小生自ら以爲らく、我全級の名譽を得んには、固より一人一己の能くする所にあらず、全級擧つて協同契約せずば能はざるなり。而して其上席にあるもの主として盡力せざるべからず、上席にありて而して盡力せずば、是れ其盡すべきの職を缺くものなりと。茲に於てか小生自ら計らず、他人の毀譽を顧みず、上席に在る間は力の及ぶ限り我全級の事を負擔し、名譽を失はざらんことを勉めんと欲するなり。其後又鈴木監司の訓命を受く。茲に於て乎、再び諸君と契約したりき。爾來諸君は大いに注意せられ、苟くも校規に觸るることなく、肯て師命に違ふことなし。是



れ實に師範生徒たるに恥ぢずと云ふべし。其後小生が山下鈴木兩監司に我同級の謹慎勉強を賞譽せられしこと實に數回に及べり。是れ諸君無上の名譽にして、小生等に至るまで其餘澤を蒙るは、誠に欣喜に堪へざる所なり。然れども事總て初あらざることなし、而して能く終あること鮮きは、古今の通嘆なり。因て更に相協同して、後來此名譽を失はざらんことを冀望するなり。言新しきに似たりと雖、入校の際野尻校長が演述せられたる如く、師範生徒は他校生徒と異にして、卒業の上は最も貴重なる教育に従事するものなれば、學術の勉強は勿論、殊に品行を謹慎せずばあるべからず。而して本校の如きは規則嚴なるにあらず、諸君に於て之を守る何の難きことかあらん。只永く注意し、忽にせられざらんことを望むのみ。古人言はずや、終を慎む初之如くすと。諸君にして後來永く今日の如くならば、將た何をか加へん。冀くは後來猶ほ協同一致、永く今日の名譽を保たれんことを。謹で山下鈴木兩監司賞譽のことを告げ、併せて諸君に望むと云ふ。

明治十七年五月十日

辻 雄 能』

既に述べたる如く、先生は此年八月十一日佐藤家に入籍したが、其後一週間にして

養母が長逝した。其時先生が重子夫人を慰めたる一文があるが、情理兼備はりて二十歳の青年の文章とは思はれない。左に之を掲げる。

『生者必滅は佛者の説けるが如く世の常のならひにて、まぬかれ難きことわりなり。されば親にすてられ子にあくれ、同胞兄弟に別るるも、げに止むことなきことぞかし。されど情愛の深き思ひきられぬこと多かる中にも、御身はいまだ稚き年にして母君にすてられ給ひ、幾何か口惜しく思ふらん。十五の永き年月に、あけくれと育て教へられながら何の報ひもなさざるに、此世をすてられ給ひしとは、くやしといふも愚なり。せめては久しく病み臥して、思はせ給ふことどもを残りなく聽き申さば、また思ひあきらむることもありぬべし。折ふしよそに詣でして、なきそのあとに俄に此世を去られしことの口惜しさ、御身の嘆も無理ならず。誠にのがれ難きことわりとは言ひながら、孝子の思ひきられぬ所なり。されど古き聖の申されしも、哀しみて傷ふに至らずとや。げに眞の孝子てふものは、あきらむべきには思ひきるものならんかし。我身は父母の遺體とか昔の人も言ひおけり。父母の遺體を護り得ず、破り傷ふことあらば、かへりて不孝の子となるべし。消えにし跡は追ふも及ばず、今よりは孝行せん



とほりするもなど得べき。亡き母君への孝行は其身を破り傷はず、常々の教を守り、爲しおき給へる後を継ぎ、父君に事へまつり、妹をいつくしみ、親族に睦しく、此家を護り居ることは、御身がこよなき孝行ぞ。ただに悲みにふし沈み、病みつくこともあるならば、母君にはいかでかこころよく上天ましますべき。幼き時に父母に別るるものも數多し。今去り給ひし母君が幼き時に父母にすてられ給ひ、憂きにあはれしことどもも、御身の親しく聞き給ひしことならずや。賢きふみを學ぶも、我身に行ふためならずや。まして御身は、稚き時より學びの窓に心をくるしめ、賢きふみを明らかにめ給ふ。近くは母君の御身の上、皆もて鏡となしぬべし。ただ悲みにふし沈み、身を傷ふことあらば、亡き母君への不孝にして、學びも教へも何かせん。とても及ばぬことなれば、よくよく明らめ給ふべし、御身が母上への孝行は、身を保ち家を守るのほかはなし。よく慎み給へかし。』

かくて先生は師範在學の二年有半を、全校の模範學生として終始し、明治十九年四月、拔群の成績を以て中等科を卒業し、翌五月に天童小學校の五等訓導として赴任した。在職僅に一年八箇月にすぎなかつたが、最も熱心親切なる教師であつたことは、

山形中學校の入學試験合格者中、十番までのうち六人が、先生が擔當せる組の天童小學校卒業生なりしことによつて知り得る。先生が着任當時に自記せる『天童學校奉務記録』と題せる小冊が遺つて居るが、其中には當時の職員の名、生徒の名、校内整理規定等が書かれて居る。その規定の如きは周密を極め、先生の面目が躍如として現れて居るので、試みに其の第五條に掲げる。

第五 着席・放課及び物品出納の時は左の順序に従はしむべし

着席

- 一の令にて右或は左に面せしむ
- 二の令にて其席につき机に面して立たしむ
- 三の令にて椅子に倚らしむ

放課

- 一の令にて着席のまま右或は左に面せしむ
- 二の令にて机隅に立つて一定の方向に面せしむ
- 三の令にて進行を始め



### 物品出方

- 一の令にて生徒左手を蓋上に置く
- 二の令にて蓋を上げ右手にて物品を取り蓋上に置く
- 三の令にて蓋を覆ひ物品を机上に安置す

### 物品納方

- 一の令にて左手を蓋上に置き右手物品を持つ
- 二の令にて左手蓋を開き右手物品を取りて机中に納む
- 三の令にて左手蓋を覆ふ

先生の薫陶を受けて山形中學校に入つた諸生徒は、先生の天童在職中は常に先生を訪ひて其教へを受けて居た。先生は『天童小學校の思出』と題する小篇の中に下の如く記して居る——『當時は汽車もないので、莫塵を着、草鞋をはいて通學して居つた。諸氏は其の服装のまま屢々私の下宿を訪ねてくれた。私の早稻田に居つた頃、同中學校の修學旅行で上京したとて、大勢訪ねてくれた時には實に嬉しかつた。』先生が生徒から敬慕されて居たことは、之によつても知ることが出来る。

生涯を通じて總ての職務に誠實であつた先生は、教師としても立派な教師であつた。さり乍ら先生の志は教育家たることでなかつた。先生は是非東京に出て今一度勉強したいと養父に願つたが、容易に許諾を得なかつた。先生は熱心に願つたので、まだ結婚せぬ重子夫人が、中間に在つて苦しい立場となり、自ら小學校の教員となり、其の俸給全部を先生の學資として送金すること、先生の修學中は一切衣粧髪飾も新調せぬことを條件として切に願つたので、養父も漸く承知し、先生は明治二十年十二月、天童小學校を辭職して直ちに上京し、翌二十一年三月、早稻田大學の前身たる東京専門學校に入學した。

先生は驚くべく筆まめで、先生自身の記録によつてその生涯の各時代の消息を仔細に知り得るのであるが、東都修學時代に關しては何等詳細の記録を遺して居ない。唯先生の親友にして早稻田の同窓生であり、寄宿舎に同居し下宿屋にも同宿せる若松久米吉氏の日誌に、屢々先生の事が出て来る。此の日誌は先生が晩年『若松久米吉傳』を書かれた時に參考資料とされたもので、先生は其中の記事を肯定されたものである。明治二十二年十二月一日の項に、下の如き興味ある一節がある。此日は在京莊内學生



十數名が遠足會を催し、先生も若松と共に之に加はり、寄宿舎に歸つたのは、夜の十時であつたが、土産に買つて來た菓子を喰ひながら、兩人と白井重任氏との間に、下の如き興味ある議論が交はされた。白井氏は後に高等女學校長として教育界に令名を馳せた人である。

白井『儒教は之を適切に教へれば、當今でも決して不都合でない』

先生『儒教は封建時代に適した教へだと思ふ』

白井『封建時代にだけ適するといふわけではな』

若松『儒教は道德と政治とを混合して居るから、當節には不都合だ』

白井『何うして封建時代に適して現代に適しないといふのか』

若松『封建制度は一種の宗教制度と言つてもよからう。左様な制度の時代には道德と政治を合したものが適當でもあるが、當節の如き法律制度の時代には不都合だ。併し其長を採り短を補つて、一つの倫理として教へることに賛成だ』

先生『僕も同意見だ』

白井『無論さう云ふことさ。併し僕は儒教を宗教と思はな』

若松『宗教は感情に基づくものとする定義によれば、儒教は宗教でない。併し此の定義はもとゞ 耶蘇信者が下したものだから、總ての宗教を律するわけには行かぬ。宗教は安心立命を與へるものとすれば、儒教も佛教も宗教だ』

先生『宗教の定義などは吾々には解し得ぬ問題だ。吾々は唯良心の命令によつて行ふだけだ』

唯良心の命令によつて行ふといふ此の言葉は、實に先生が其の生涯を貫きて守り通した座右銘である。先生は生れながらの君子人で、他人の難しとする道德的生活を、大なる努力なしに、極めて自然に營み續けた。それ故に最も良心的に生活しながら、毫も他人に道德家らしい窮屈さを感じさせなかつた。早稻田に於ても、同級生の一人新井智三郎氏が述べて居る如く『實に温厚な學生であり、又善く勉強』した。

若松氏の日誌には當時に於ける東都の學生に就て興味ある批評を述べて居る。先生の觀るところも恐らく同一であつたと思ふ。そは憲法發布前後の私立學校及び學生氣質の一端を知る好個の資料なるが故に、之を下に採録して置く。

『公立學校は知らず、私立學校なるものは、規則のみ立派なれども、内幕實に甚しき』



ものにて、其の最も主なるものを擧ぐれば、教員の休むこと、教員の勢力なきこと、校紀の正しからざること等にして、生徒は従つて勢力強く、我儘勝手なること實に驚くべきものあり。東京書生の多く浮薄輕躁なるも其故怪しむに足らざるなり。乍併専門學を修むる人は止むなければ上京するも可なれども、普通科ならば田舎にて修むる方幾らか勝るならん。一年の學問は都の三年位に當るならんと思はる。

『書生は學資の方より見ると、學問の方より見るとによりて異なるが、先づ學資の方よりすれば四大級に分つを得。』

『上級の書生は一箇月十五圓より二十五圓までの學資金にて、出入車に乗り、八丈とやら何とやらいふ柔かなる着物にて帶・風領くひまきは縮緬ちぢみなり。吉原に通ふもあり、妾を蓄ふるもあり、下等官吏の及ぶべきものにあらず。中等なるものは九圓より十五圓まで。出づるには柔かなる着物にして、怪しき帶をしめ、鞭ヌヅキに帽、牛屋の二階・蕎麥屋の二階にて櫻顔、折々は吉原にも行くならん、車にも乗るならん。客には茶・菓子等も饗應する位なり。』

『下級なるもの、七圓より八圓まで。着物は田舎出の儘にして縦横たてよこじま縞、天竺木綿のへ

コ帯なり。……出づるに下駄、入るには焼芋、牛屋は一年に二度位、蕎麥屋に上りても五錢以上は決して遣はず。客來るも茶もなく菓子もなく、甚だしきは火もなく煙草もなし。教科書もうまくは買はれず、湯錢も乏しき方なり(先生は此の日誌を讀みて、若松や自分は此組だつたと笑つて居たとのこと)

『最下級に居るものは、無理に上京せるものと、放蕩より身を破りたるものとよりなる。或は新聞賣となるものあり、或は占卜者となるものあり、凧の骨を削るあり、活版の植字工となるもあり。……衣類は恰も車夫の如く然り。』

『學藝上にもまた四大級あらん。上級に居る者は交際も少く、只散歩の外遊戯せず、能く時間を守り、勉學するものなり。中級の者は休日・食後に遊ぶのみ(トラムプ・雑談)。下級の者は晝夜トラムプに耽り、或は常に小説に馴染み、或は只交際はれ事とするものなり。最下級に至りては、娼とか妓とかを相手とするものにて、言ふに足らぬものなり。』

『實に書生の恐ろしきものは金の乏しきと試験とのみなれば、我儘に流るるは自然の勢なり。現に本校少年舎の生徒などは、十四五歳より十八九歳のものが、折々貸座敷



に行かざる由。其爲衣類は勿論、教科書なども質屋に放り込めりと。慨嘆の至りなり。

明治二十三年四月、再三の賄征伐のために寄宿舍は閉鎖された。それは此月から食料が値上げとなり、食物が之に伴はぬためであつたらしい。若松氏の日記に『三月三十一日午後三時頃、米價騰貴につき來月より食料三圓三十錢とすと貼出せり、一時に三十錢上げたれば大いに驚きたれども、諸物價高値になりたれば仕方なく思ひ居れり』とある。賄征伐の有様も實に面白く書かれて居るが、それは省略する。とにかく寄宿舍閉鎖のために、一同下宿せねばならぬこととなり、先生は若松氏と一緒に若松町の素人下宿に移ることとなつた。其間の經緯を書いた若松氏の日記は、當時の下宿屋の實情を知るべき好資料なるが故に、之を下に採録する。

『明治二十三年四月十九日。……午後より下宿屋を捜しに出でたり。先づ學校近傍に於て十軒許り尋ねたるも、一軒も空室なし、漸く十三軒目に見出したり。家は平屋にて、南北に開き五疊半なり(註、半疊は押入)。尤も新しき家なれば凡て清潔なり。室料・食料共二人にて七圓五十錢なり。學校より十町許りなり。……』

『同二十九日。下宿屋の様子は、毎日二度づつ通學、雨天など甚だ困難なれど、運動のためには至極結構なり。朝は汁と香物、外に煮豆とか佃煮とか、何か一品あり。汁は學校の如く四五杯も吸ふこと出來ざれば、少し不都合のこともあれど、毎日同じ汁にあらざれば甚だよし。晝は鹽鮭とか筍とか、夜は魚なり。或は二品なることもあり、或は一品なることあれど、色々の物を喰はする故に學校よりは優れり。且學校は朝は七時、晝は十二時半、夕は三時半の食事なる故、夜は菓子とか蕎麥とか、何かの議論ありしが、今は七時・十二時・六時に食する故、菓子・蕎麥の話は少しも出ることなし。佐藤君は本年七月卒業にて、今後引續き下宿する故に、先づ茶道具を買はせ、來客には茶を饗することに定めたり。茶道具の代三十七錢、私は茶のみ分擔と取り極めたり。去る二十日より出し初めたるが、四半斤十錢の茶、今二十九日にて最早盡きたり。其の來客は……夜は大抵十時まで談話、尤も佐藤君に來る人と私に來る人とは同一なれば、來れば必ず二人共相手なり。少し勉強の妨げとなると思ふこともあり。然しながら交際も一學問なれば、餘り悪しきこともなからんか。十時床に入れば、何分十年來の友なれば、色々の昔語り出で、三十分か四十分は話すなり』。



かやうにして先生は、明治二十三年七月、東京専門學校行政科を卒業した。重子夫人との結婚は、卒業後にしたいといふのが先生の希望であつたが、祖父が頻りに速かに結婚せよと奨めたので、卒業の前年即ち明治二十二年八月に、先生は二十五歳、重子夫人は二十歳の時に結婚した。

學校を卒業した翌明治二十四年六月、先生は日本郵船株式會社事務員となり、長門丸に乗組んで、神戸・小樽間を往復した。東京の神田區淡路町の下宿屋に一室を借り、船が横濱に入港した時は、いつも此の下宿に歸つて居た。同郷の後輩が先生を訪問して、茶菓の饗應を受けたり、航海中の面白い話を聞くのを楽しみとした。其の訪問者の一人であつた黒谷了太郎氏は下の如く語る——『其時の話で記憶に遺つて居ることは、事務長の仕事も大いに計畫を要するもので、仲々簡單には行かない。ポテト一や玉葱は小樽で買へば一番安く買へる。鶏卵は萩ノ濱が一番安い。されば船内用品の各港に於ける相場を豫め調査して置いて、一番安い所で一航海分を買つて置くことが必要だと言はれたことである。其の御話は、今日の所謂計畫化又は合理化が、先生の當時の頭に往來して居たことを示すものである』。

而も海と言へば日本海の荒波のみを知つて居る當時の莊内人のことなれば、郷里では先生の海上生活を常に心配し、父は毎月善寶寺に參詣して無事を祈願するといふ有様であつた。そのために先生は同社を辭任しようとしたが、間もなく陸上勤務に轉任させられた。但し仕事は思ふやうに行かず、且其頃實母の健康が勝れなかつたので、一と先づ歸郷しようと思ひ、明治二十五年十二月、同社を辭して郷里山添村に歸ることになつた。

先生は秋保親正・長尾景義の兩友と共に歸途に就いたのであるが、東京を發して莊内に着くまでの旅行を記した『引上覺書』といふ一文が遺つて居る。之を読む時は當時の交通が如何に不便なりしかを知るに足る。即ち一行は十二月九日午前十一時三十分上野驛を發し、午後六時七分白河に着して一泊。翌十日午前八時白河を發し、午後二時五十九分仙臺着一泊。白河を發する時、一車中僅に五人とある。十一日午前八時五十分、人力車一輛を備ひて三人の荷物を載せて仙臺を發し、徒歩して午後三時五十分作並温泉に着し一泊。十二日午前八時四十分作並を發し、午後四時三十分楯岡に着し一泊。十三日は風雪激しくして楯岡に滞在。十四日午後零時三十分楯岡を發し、



午後四時最上川河畔大石田に着し一泊。十五日午前七時五分大石田より川船に乗り、最上川を下りて午後三時三十分本合海に着し一泊。十六日午前八時本合海を發し、午後一時半清川に着して川船を捨て、徒歩して午後五時藤島に着し一泊。十七日午前十時藤島を發し午後二時歸宅。

因に『引上覺書』は、膝栗毛もどきの戯文であるが、其の序文は立派な文章である。先生晩年の文章は、平易簡明、淡々として水の如く、些の粉飾もない。よつて右の序文を次に採録して、青年時代の先生の文藻を知らしめることとする。

『逢ふ事毎新にして而もあはれを感じるは、獨行の旅にますはなかるべし。故舊に辭して時漸く移れば、身亦漸く相遠さかるを知る。迎ふるものは山か雲か、送るものは水か樹か。淡靄綠樹の間に囀る禽、緩流曲浦に遊ぶ魚、心獨り靜なるが如く、鋤を荷ひつつうた謠ふ野人、草を刈り馬を牽ける牧童、意獨り閑なるに似たり。且には崎嶇羊腸たる山坂をよち、夕には渺茫たる曠野をいそぐ。密雨深く閉づる時は飛鳥も翼を斂め、疾風烈しく掃ふ時は天地も震動す。千仞の谷に臨みては心悸き膝震へ、幽林の中に彷徨ふては日光をも猶慕はしく思ふ。況や積雪路を埋め、幽谿人なくして手足凍浚

ゆる時をや。日暮れて漸く逆旅に入れば、僮婢百方媚を呈すれども、色恬として情の探すべきものなし。凡そ見るとして聞くとして、心を傷ましめ意を悲ましめざるはなし。然れども一旦知己朋友相携へて旅節を引くに及びては、峰巒の景に足を留め、流水の清に礫を數へ、寒天にも花を賞し、旅窓にも月を讚すべし。然るときは喜憂は逢ふ所の景によるにあらずして、之を共にするとせざるとにあるのみ。此行の如きは共にするもの三人、窮と言ひ敗と評せんも、又何の關はる所ならんや。予嘗て聞けるに曰く、世路の嶮は山路の嶮なるよりも嶮に、人心の危は狂瀾の危よりも危しと。我等志を同じうするものと相俱に共にするにあらずんば、はた誰と共にかせん。明治二十五年十二月。』

## 五 山添村の四年間

郷里に歸つた先生は、小學校の囑託となつたり、土地測量の手傳をしたり、米穀取引所の設置、鐵道の敷設、米穀倉庫の建設等の計畫をしたり、友人若松久米吉氏の主宰せる研法會雜誌の論説を書いたりして居た。而して明治二十九年九月、先生の生涯



の仕事となれる莊内館寄宿舎建設のために再び上京することになったが、先生が山添村に居住したのは此時の四年間だけである。此間に長男正雄氏と長女かう氏が生れたが、長男は先生の上京前に三歳で夭折した。

さて先生が山添小學校の囑託教員となつたのは、村長五十嵐九兵衛氏の懇請によつたものであるが、在郷四年を通じて其職に在つた。故山の子弟にとりて、先生が如何に善き教育者であつたかは、當時親しく先生の薫陶を受けた人々の言葉によつて知ることが出来る。山添村の渡部久右衛門氏は『五十年以前のことになつてしまつたのであるから、あれほどの強い印象も、随分と忘却してしまつたことであるが』と冒頭して左の如く語る。

『その當時の山添小學校の教員は七八名居られたやうであるが、佐藤先生の出勤は誰よりも早く、且如何なる時でも生徒の登校以前にちゃんと學校に出て居られた。教授の内容はまことに興味深いものであつて、生徒は皆非常に喜んで先生の話に聞き入つたものである。放課になつても生徒等は先生を離さず、せがみにせがんで又一時間位學校に残つて居て御話を聴くといふやうなことが幾度もあつた。先生の宿直の夜など

には、學校に出かけて行つては御話を聴いたものであるが、其時には歴史上のこと、物語、實社會のことなど、幾らでも興味深く話して下さつたものであつた。

『修身の授業などは非常に興味あるもので、實社會の事例や物語などを豊富に話されて、之を修身の教授に用ゐられるといふ風であつた。明治二十七年十月二十四日の酒田の大地震のあつた時など、縣か郡かからの命によつて、被害状況や之に對する本間家の慈善行爲の調査に參られたやうで、その調査に基いて自分達生徒にも、東田川郡内の被害状況を話して下さつた。其時の御話を筆記して置いたものが今でも残してあるやうな譯で、當時の先生の面影を偲んではまことに感慨に堪へないものがある。其時の御話の中にあつたことであるが、被害者に對して本間家が施された米・味噌其他の金品について調査しようとしたところ、本間家は其事について一切語らず、そのため之は全然調査し得なかつたと申して居られたことなども、強い感激と共に今によく記憶して居るところである。

『組の中には随分ひどい亂暴者が居りました。學校三百餘人の生徒のうち第一の亂暴者で、且又成績の悪い評判の者であつたが、この生徒が相手の生徒の背中に小刀を突



き刺して、負傷させたことがあつた。其時など先生は少しも怒らず、静かに昔の物語など引いて其者を教へ誨されたのであつた。其時には傍で之を聞いて居た組の者までも感激の極みな泣いてしまつた。此人は今京都で病院を經營して居るとかに聞いて居るが、或は一昨年あたり亡くなられたとも聞いて居る。あの亂暴者があんな仕事をするやうに轉向して行つたのも、佐藤先生の教育の力によるものと思つて居る。

『一體先生は、授業時間中に生徒が悪戯をするのを怒つて叱責するといふやうなことはなかつた。併し決して之を打捨てて置くわけではなく、悪戯をする者のあつた際には、組全部を放課後教室に残して置いて、そして之を訓戒されるのを常とした。そのため皆々が注意し合ふやうになり、それでも悪戯の止まぬ者には、仲間外れにするといふ組の申合せが出来たのであつた。』

『それからすつと後のことになるが、大正七年の春、初めての伊勢參宮の途次、東京で黒井安五郎氏と私が、幼い頃に受けた先生の御話の印象を新にしながら、わざわざ月島まで出かけて行つたことであつた。それは山添學校で、同じ組で同じ教へを受けた二人が、佐藤先生の郵船會社御勤務當時の、あの月島の話、月島でのボート漕ぎ、』



山里郷に於ける佐藤先生



月島の渡しの話などが、懐しいものに思ひ出されてならなかつたからであつた。』

此時の生徒の一人に、京城帝國大學教授文學博士宮本和吉氏が居る。温順な農村の一少年が、學問に志を立ててカント研究の一權威となるに至つたのは、實に先生の鼓舞激勵によつたもので、宮本博士は小學時代の思出を次の如く語つて居る。

『……佐藤さんはいつも和服に袴でしたが、教室でもよく白い左の手を帶の間に突込んで居られました。私達村の子供は、いつも村の人達の眞黒な手の節くれ立つた指などを見慣れて居ますので、佐藤さんの本の頁をめくる際のきやしやな・白い・すんなりした指が、特に印象深く眼底に残つて居ます。他の先生達とは何處か型の異ふ自由な態度と考へとを持つて居られ、異彩を放つ先生として私達の目にも映じて居ました。一體に自由な寛大な方でしたが、何處か嚴しいところがあり、或時私が晝休の時間、二階教室の屋根に出て、他の友達と將棋をさして遅刻したので、ひどく叱られたことがあります。「屋根の上で將棋をさすなんて、まるで車夫馬丁のやることだ」と言はれました。教科書にはあまり頼らず、自由に生きた現實から教材を取られ、生徒の知見を磨かうとする教授の仕方、其點他の先生達とは異つて居りましたが、



これは佐藤さんの學殖と識見とによつて初めて出来ることでした。作文の點が非常に辛く、中々甲をくれない。私は何とかして甲を貰ひたいと思ひ「梅」といふ題でしたが、いろいろ苦心慘澹して作つて出しました時、やつと甲をつけてくれましたが、しかもそれは甲の上でなく甲の下でした。

『修身の時間が一番感銘深く、私が志を立てるについて非常に影響が多かつたといふことを、今でも感謝を以て想ひ起して居ます。とかく田舎の子供は向學心がない上に氣力に乏しく、少しの艱難辛苦にも堪へ得ず、あくまで其志を貫かうとする氣魄に缺けて居るのですが、佐藤さんは私達のさういふ點を見抜かれて、それを匡正するやうな御話を、當代の政治家や、學者或は又御親友の行動から取られて、私達を鼓舞激勵してくれました。』

『私達は子供でしたから、當時の佐藤さんの胸中に去來せる抱負や理想といふやうなものを知ることが勿論出来ませんでした。併し今から考へて見ますと、佐藤さんはまだ御年若く、せいぜい三十そこそこであられた上に、人生の新しい出發への待機の時期でありましたから、さういふ時機に私がつたとひ一年でも、壯年の抑へ切れないや

うな情熱を傾注された薫陶を受けましたことは、其後の私の生涯を根本的に決定するやうな、實に重大な意味を持つた出來事であつたと思ひます。

『私は今でもしみじみ私の生涯の運命の轉機に、はからずも佐藤さんの感化を受けましたことの幸福を、感謝せずには居られませぬ。若しあの當時私の弱き心に、佐藤さんの精神的薫化による一種の毅然たる志操が植ゑつけられて居ませんでしたら、私は中學への志望をさへ、周圍の困難と反對とに對して押し切ることは出来なかつたと思ふのです。後年佐藤さんはあの當時のことについて語られ、「とにかく君が中學には入りさへすれば、後はどうにかなると考へて居た」と言はれました。師を思ふ心にまざる師の心を、此時ほど深く感じたことはありませんでした。』

さて先生が夙くから經濟方面に關心を有つて居たことは前述の通りであるが、郷里の教員時代に於ても此の方面の研究を怠らなかつた。後に先生は鐵道業務に従事すること三十四年、生涯の大部分を之に獻けることになつたのであるが、既に此頃から莊内地方に於ける鐵道の研究をなし、線路の得失などを調査して地方新聞に掲載して居た。明治二十八年の夏、鶴岡地方の有志者が鶴岡・酒田間の鐵道敷設を出願しようと



するや、最適任者として先生に調査を依頼した。先生は欣んで之を引受け、学校の授業を終へると直ちに一里餘の道を急いで鶴岡町役場に出て、毎日調査に没頭した、旅客・貨物に就ては、各町村役場に調査を依頼し、之を綜合して數量・收入等を計算した。また建設費に就ては東京經濟雜誌所載の兩毛線建設費の科目別金額や其他の文獻を參照して一哩平均の建設費を作成した。先生は調査書類を自宅に持歸り、山添小学校の上級生徒に筆寫を手傳はせ、時には徹夜までして、豫定期日に事業計畫書を完成した。有志家は之によつて酒田・鶴岡間の鐵道敷設を正式に出願した。

然るに此年の冬に至り、當局から此の鐵道を鶴岡から加茂まで延長したら宜しからうといふ注意があつたので、有志家は亦復調査を先生に懇請した。山添小学校の方には、鶴岡の教員を代理にやるし、また助手が必要ならば幾人でも差出すといふ熱心な依頼であつたので、先生は『調査は引受けるが學校の方は代理の人を頼むことは面白くない、退校後直ちに雪路を櫓で鶴岡に參り、役場で夜業をやらう』と答へ、翌日から學校の授業終れば直ちに鶴岡町役場に至り、夜の十時乃至十一時まで調査を爲し、夜は鶴岡の生家に泊り、翌日早朝山添小学校に出ることとした。北國の嚴冬のことと

て、或時は股の邊までの雪を踏み分け、或時は面も向けられぬ吹雪を冒して出勤した。斯やうにして豫定の期間内に調査完了し、願書を東京に送ることが出來た。而して鶴岡鐵道即ち酒田・加茂間二十二哩三十二鎖の假免許狀が、明治三十年六月十四日に交付された。此の鐵道は資本金八十三萬圓で建設する見込であつたが、其後經濟界が不況となつたので會社を成立することが出來ず、遂に實現を見るに至らなかつた。

鶴岡の實業家が、此の調査に對して先生に與へた報酬は、實に一日三十錢の割合であつた。先生は晩年に至り、當時のことを回想して下の如く書いて居る——『櫓の片道は二十五錢で、私は實家に泊つたからよいやうなもの、旅館に泊ればそれだけ持出しとなる譯である。それに雪を冒して早朝山添まで歸らねばならぬ。代理をやるの、助手幾人でもやつて泊めて置くのと言ひながら、本人には實費自辨で三十錢の日給、之が當時鶴岡實業界有數の人々のなしたる行爲であつた。』先生の友人は『人を馬鹿にするも程がある、こんなものは突返せ』と憤慨したが、先生は靜かに言つた。曰く『私は今回の事は自分の研究のため又地方のためやつたので、報酬を目的としてやつたことでない、且御禮として包んでよこしたものを、あけて見て少いからとて返



すべきでないと思ふ。只地方の有志者が、知識を有する人を遇することを知らないのは困つたもので、この迷夢は早く覺まさせたいものだ。』

先生の此の調査が如何に眞劔であり、従つて其の出来榮えが如何に見事なものであつたかは、昭和十五年二月十九日丸ノ内鐵道協會に於て開催された莊内館關係在京有志の佐藤先生追悼會席上、鐵道省の藤川福衛氏が演説された一節によつて知ることが出来る——『……日清戰爭の時分のことでありまして、先生はまだ鐵道に御入りになつて居ない時であります。その時分に酒田・鶴岡間の鐵道の事業計畫といふものを、外の方とも御相談になつたのでありませうけれども、計數上の問題は總て御自分で御引受けになつて御書きになつたのでございますが、それを御宅で拜見致しました。夫を拜見致しますると、専門的なことになつて恐入りますが、鐵道建設費の款項目の立て方、それから營業收支整理の款項目の立て方、さういふことに就てちゃんと會計の方面から、綿密に行届いた事業計畫を御樹てになつて居たのであります。その款項目の名稱といふやうなことまで、今私共が用ひて居りますものと、殆ど變らないのであります。……心誠に之を求むれば當らずと雖も遠からずといふ大學の言葉でござ

いまするが、佐藤先生が何事につきましても、全精力を打込んで御やりになる結果であらうと思ふのであります。佐藤先生は今は日本に於ける陸上交通の會計の權威者として、總ての人が許して居る第一人者であられますが、明治二十八年といふ時分には、佐藤先生はまだ鐵道といふものに御關係にならない前に、御郷里を開發するために鐵道の計畫をされたといふその時の先生が、御書きになつた事業計畫書なんであります。……素人であられたに拘らず、心誠に之を求めて、この事業計畫を自ら御樹てになつたからして、ちゃんと肯綮に當つて立派なものが出来たと思ふのであります。』



## 第二章 莊内館監督としての先生

### 一 莊内館の創立

明治十七・八年頃、莊内出身の學生は、俣野時中氏を中心として莊内同郷會を組織し、同郷人の親睦を計り、一致協力に努むる傍ら、人材養成のため學資貸與及び寄宿舎設立の計畫を樹てて居た。先生が初めて上京したのは明治二十年の暮であるが、明治二十五年七月に至り、赤谷達郎・石川貞吉・小倉正夫・大沼惣太郎・加藤幹雄・熊谷直太・小松林藏・佐藤孫三・佐藤孫六・田中周得・寺島成信・長谷部良助・平山保雄・本間與吉・俣野景義・宮本祐吉・若松久米吉・渡會慎也の諸氏に先生が加はり、莊内出身學生のために東京に寄宿舎を設けようといふ具體的相談が進められ、先づ資金を得ることが必要だといふので、寄附金を募集することに決した。然るに當時は郷里の莊内人に育英の必要を解するもの少く、また在京の先輩といふべき人も極めて少

なかつたので、寄附金は殆ど集まらなかつた。蓋し此等の發起者は、當時皆學生であり、社會的地位ある有力者は一人も居なかつた。次で明治二十七年八月、前記の赤谷・石川・加藤・熊谷・渡會の諸氏及び諏訪部榮吉・高山林次郎・三矢重松・渡邊文敏の諸氏に先生も加はり、再び檄文を飛ばして寄附金を募集したが、此度も寄附者は極めて少數であつた。

翌明治二十八年八月六日のこと、當時東京帝國大學法科の學生であつた熊谷直太氏が、山添村に先生を訪ね、豫て計畫して居る寄宿舎設置を是非實現したいので、相談にやつて来たとのことであつた。同氏は暑中休暇なので湯野濱温泉に来て居るといふので、先生は寄宿舎經營のことならば自分よりも若松久米吉の方が精しい、君がいま湯野濱に居るならば、自分も近いうちに若松氏と一緒に湯野濱に行くつもりであるから、其時よく相談しようと言ひ、其日は熊谷氏は歸つた。其後先生は若松氏と共に湯野濱に赴き、八月十七日熊谷氏の旅館に會合した。此の會合には偶々入湯中なりし赤谷達郎・高山林次郎・渡邊文敏・富樫良三の諸氏及び熊々鶴岡より來れる加藤幹雄氏も出席した。段々相談したが、寄宿舎經營の事は若松氏が最も精しいので色々意見



を述べた。出席者のうち熊谷氏だけは熱心であつたけれど、其他の人々は格別の意見もなく、また熱意も少なかつたので、遂に具體案を得ずに解散した。そのうち暑中休暇も終り、歸國學生は前後上京し、其年はそれきりで何の話もなかつた。

先生は小學校時代から若松久米吉・齋藤九兵衛・秋保親正三氏と別懇で、先生の祖父辻克己翁に漢籍の素讀を受けた間柄であり、其の親交は一生を通じて最も濃やかであつた。青年時代に四人一緒に撮つた寫眞の裏には『鶴岡四雄』と書いてあるとのことである。従つて先生の在郷時代に、四人は毎日のやうに往來して居た。明治二十九年の夏、先生が例の通り齋藤九兵衛氏の宅に遊びに行つて居る處に、熊谷直太氏が偶然立寄つた。齋藤氏は熊谷氏に向ひ、昨年の寄宿舎設置の話はどうなつたかと訊ねた。熊谷氏は、資金を出してくれる人がないので出来ないと答へた。すると齋藤氏は先生を顧みて、若し佐藤君が監督になつてくれるならば、借家料位は自分が出してもよいと言つた。熊谷氏は之を聞いて大いに欣んだが、今日は餘儀ない約束のため是非某處に行かねばならぬから、改めて又來ると言つて歸つた。

然るに其後幾何もなく先生の祖父が病氣になり、先生は看護のために外出すること

を得ず、八月三十日には祖父が長逝したので、諸氏と面談する機會がなかつた。其の引籠り中の先生に、或日齋藤氏から手紙が來た。大事件があるので徹夜をしても議論を試みなければならぬから、しつかり禪を締めて來られたい、本來ならば祖父上様の前で議論すべきであるが、既に亡くなられたので已むを得ない、就ては辻安彌叔父に祖父上様の代理として出席して貰ひたいといふ文面であつた。そこで先生は辻安彌氏と同道して齋藤氏の宅に行くと、やがて若松・秋保兩氏が來た。さて用件はと言へば、三氏は口を揃へて是非先生が上京して學生寄宿舎の監督になれと言ひ、そのために上京後の就職口も決めたとのことであつた。蓋し此等の三氏は、先生の引籠り中に熊谷氏と交渉して寄宿舎の相談を進め、先生が上京しても寄宿舎から俸給を出す譯に行かず、孰れかに奉職して傍ら監督して貰はねばなるまいとのことで、熊谷氏から犬塚勝太郎氏に相談し、同氏から月給十五圓ならば引受けるといふ返事を得たので、此日の膝詰談判となつたのである。

先生は三氏の提議を聴き、三條項を擧げて其の推薦を斷わつた。第一は寄宿舎の監督に不適任なること、第二は月俸十五圓では如何ともし難きこと、第三は熊谷氏とは



迄話を運ぶ間に一言も自分に相談せぬことの不都合なること。先生の此の反對に對し、三氏は交々論じた。第一の點に就ては、先生が監督になる資格がないといふのは無用の謙遜だといふことで片付いた。第二の點は、當時先生は家計のために一箇月少くも五圓は負擔しなければならぬので、二十圓ならば毎月五圓宛郷里に送金出来るが、十五圓では致し方がないといふ先生の主張に對し、秋保氏は自分の經驗を楯に、非常の決心でやれば十五圓でも内五圓を送れぬことはないと言ふ。齋藤氏は、十五圓で五圓の送金は無理だから、若し一年以内に五圓昇給しない場合は、自分がそれだけ出すから、兎に角一年間辛抱してくれと頼む。第三の點は、齋藤氏は只管詫び入つて、話をしなかつたのは如何にも悪いが、取込み中で忙しからうと思ひ、悪い氣でしたことでないから勘辨してくれとのことである。秋保氏は先生が若松氏の言ふことなら何でも聽くと思ひ、若松氏が宜しいと言ふから宜しいと思つて居た、今後若松氏の言ふことでも聽かぬといふなら其積りで居らうと言ふ。秋保氏は豫ねてより健康を損じ、上京すれば必ず再發すると言つて居たが、此夜は大いに興奮して、事茲に至つて實行が出来なければ吾黨の面目に關する、若し何うしても佐藤君が承知しなければ自



莊内館の創立者

秋保正氏 佐藤生先  
若松久米吉氏 齋藤九兵衛氏



分が往く、自分の生死は問題外だとまで激論した。若松氏は毎もならば最も多く議論するのであるが、此夜は口を緘して多く辯じなかつた。

そこで辻安彌氏は先生に向ひ、此の相談は先生一身の將來を考へてのことでもあり、又郷里にとりて最も有益なる事業が先生の諾否によつて成否を決することでもあるから、迷惑でも聽き入れては何うか、取運び方の悪い點は我慢されたいと熱心に勸告したので、先生も遂に承諾した。それは午後十一時頃であつたが、若松氏は「佐藤君は漸く細君の側に來たばかりであるのを、また引離さうとするのだから、頑張るのも無理はない、徹夜かと思つたが案外早く決まつた」と空嘯いて居た。

先生の承諾によつて寄宿舎創立のことは決定し、直ちに具體的な相談が始められた。當初齋藤九兵衛氏は單獨で借家料を負擔する意圖であつたが、其後に至り事業の性質を考慮して、自分一人で出資するには過分に立派な仕事であり、且將來擴張する場合にも自分だけ出資して居たのでは宜しくないから、誰か一緒に出資する人が欲しいといふことになつた。當時秋保氏は渡前小學校の校長を勤め、同村の素封家齋藤三郎右衛門氏と別懇の間柄であつたので、此事を同氏に交渉して直ちに快諾を得た。兩



齋藤氏は、最初から大きい計畫を樹てて資金を集めると、寄附者が多数となりて意見の衝突もあるべく、創立の際に不便が少なくないであらう、故に先づ十人前後を寄宿させることとし、如何にして之を監督すべきか、また幾何の程度に擴張すべきかを研究するが宜い、創立費と擴張までの借家料は兩人で寄附する、監督や維持の方法が立ち、擴張の程度が研究された時に、弘く同郷有力者の賛助を乞ふが宜しいといふ意見であつた。其他の人々も異議なく之に賛成し、先生は養父の同意を得て、愈々上京と決定した。

明治二十九年十月下旬、先生は司法官試験を受けに行く若松久米吉氏と同道して上京の途に就いた。先是犬塚勝太郎氏は、先生の就職口につき一箇月十五圓と約束したが都合により十二圓しか出せぬことになり、其旨を熊谷氏に言つて來た。熊谷氏は之を齋藤氏等に通知したところ、若松氏は佐藤君は十五圓でもあんなに強硬に不同意を唱へたほどであるから、今度十二圓と言へば必ず上京を思ひ止まるに相違ない、此事は自分に一任せよと言つて、先生には知らせぬことにした。

さて其頃犬塚勝太郎氏は、宮城控訴院検事長をして居た父盛魏氏の病氣看護のため

仙臺に來て居た。先生と若松氏は、まづ仙臺に行つて犬塚氏に面會することになつて居た。今日は仙臺に着くといふ其日の朝、作並温泉の旅館で食事をして居る時に、若松氏は先生に向つて半ば獨言のやうに、犬塚氏にも困るなあ、初めは十五圓と言つて置きながら、後には十二圓しか出せないと云ふんだからと呟いた。先生は之を聞き咎め、十二圓しか出せないつてと言へば、若松氏は平然として、其通りだ、其事は君に話したらうと言ふ。先生は事の意外に驚き、實に怪しからん話だ、自分は實に左様なことを聞かぬと詰寄つたが、若松氏は話した積りであつたが、それぢや言はなかつたかなととぼける始末である。先生は又一杯喰はされたなと思つたが、作並まで來た以上は今更歸るわけにも行かず、若松氏を責めても蛙の顔に水で如何ともしやうなく、遂に意を決して其日仙臺に至り、犬塚氏に會つて東京鑛山監督署長島田剛太郎氏に宛てた紹介狀を貰ひ、とにかく上京した。

其頃先生の叔父辻安彌氏は堀田武三郎氏と二人で、貴族院議員日向三右衛門氏の養父日向光俊氏の本郷區元町二丁目六十六番地の自宅の傍に在る同氏所有長屋の一角を借りて自炊して居た。着京の後、若松氏は受験すめば直ちに歸郷するので、二人の自



炊生活の厄介になり、先生は其の隣家の清輝館といふ下宿に落着いた。鑛山監督署に往けば十二圓しか貰へないことが明かであるので、先生は何處か良い就職口は無からうかと、方々訪問したけれど更に無い。當時は同郷出身の先輩は甚だ少く、依頼する人も眞に少かつたのである。後年若松氏は先生に向ひ、あの時は君を欺いて連れ出しては来たものの、白井重任氏には猛烈に攻撃されるし、また君が終日奔走して今日も良い口がなかつたと疲れ果てて歸つて来るのを見た時には、いくら自分でも餘り氣の毒で、穴あらば入りたしとは此事であらうと思つたと述懐したさうである。斯様にして十一月一日、已むなく東京鑛山監督署に島田氏を訪ね、月俸十二圓の雇員となつたが、十二月に至り島田氏の好意で、月俸十五圓で農商務省特許局に轉じ、翌年三月には農商務屬に任せられ、月俸二十圓となつた。

さて先生の就職もさまり、愈々寄宿舎の創立に取りかかることとなつたが、先づ第一に適當の建物を借入れなければならぬので、莊内同郷會の人々は、本郷・神田・小石川を範圍として、熱心に貸家を搜した。同郷會相談人の石原重魏氏は、當時衆議院の守衛長をして居たので、部下の守衛に極力搜させてくれたが、適當の家が見當らな

かつた。そこで結局辻・堀田兩氏の借りて居る日向氏所有の四戸建長屋全部と、長屋とは離れて一戸建であつた二階家を借りようといふことになり、小林誠義氏に託して日向氏に交渉して貰つた。其の二階家には日向氏の碁の師匠が住んで居り、長屋の三戸分にもそれぞれ借家人が居たのであるが、日向は快く承諾し、現在四戸の借家人を立退かせて全部を貸してくれた。そこで十二月十四日に愈々創立といふことになつた。

寄宿舎の名稱についても、種々相談が重ねられた。今日は莊内館と云へば下宿屋か旅館のやうに響くけれど、當時の寄宿舎は概ね館と稱へて居た。廣島の久徴館、金澤の明倫館、諏訪の長善館などの類である。今日は塾とか寮とかいふ名稱が多く用ひられるやうになつたが、其頃も杉浦重剛氏の稱好塾といふのがあつた。但し之は杉浦氏の家塾といつた風のもので、普通の寄宿舎とは違つて居た。當時の代議士秋保親兼氏は、鳳藻館としては如何と主張した。それは鳳岳と藻江、即ち鳥海山と最上川とに因んだものである。然るに先生は、俗ではあるけれど解り易く莊内館としたいと提議し、遂に之に決することになつた。先生が生涯の事業となりし莊内館は、かくして誕



生したのである。

## 二 長屋時代の莊内館

創立當初の莊内館は、前に述べたやうに、本郷區元町二丁目六十六番地所在の建物二棟で、その一棟は四戸建の長屋であり、一戸分は六疊と三疊の二室、それに臺所と便所が附いて居る。その便所を使用すると臭氣が烈しいので、家主の日向氏に頼み、屋外に便所を建てて貰つた。其頃は水道がなく、又長屋の方に井戸がなかつたので、水は日向家の井戸を汲まして貰つた。その井戸が甚だ深いので、女中を雇ひ入れる時に、他の條件は總て良いけれど、何分にも井戸が深くて勤まらぬと言つて、去つた者があつた位である。また二階家の方は、下が玄關の二疊と四疊半と六疊、之にも小さい勝手が附いて居る。その四疊半を監督室とし、六疊を舎生の食堂にした。二階は六疊で、此處には學生が二人居り、玄關の二疊には女中が寝ることにした。長屋の方も、六疊には學生が二人づつ居り、入口の三疊には一人居つたが、此室は玄關の土間を前にして甚だ薄暗かつた。入館志望者は甚だ多かつたが、定員は十四名に過ぎない

ので、熱心なる申込者も缺員を待たねばならなかつた。寄宿生は、毎朝の洗面には日向家の深い井戸から自分で水を汲む。食事の時には橋木を打つと、長屋の方から下駄をはいて食堂に集まつて来る。雨天の日には洗面にも、食事にも、用便にも、傘をさして歩かねばならなかつたのである。食事の如きも如何に粗末であつたかは、先生自ら記せるところによつて知られる――

『當時館の食物は至つて粗末なものであつた。私は上京するときに、創立準備一途と題した半紙四つ折の帳面を作り、出資者との約束事項其他参考になることを記載して置いた。炊事上のことを若松氏に聞いて、其の帳面に書いて持参した。朝は汁の實一人に付き二厘、晝の魚菜費は一錢二厘、晩は二錢二厘、合計一日三錢六厘で、香の物は一食一人二厘と云ふのである。朝の汁は豆腐汁が最も高く、一人二厘では間に合はぬと云ふことであつた。各室順番に獻立表を作るのであつたが、其通りに實行出来ぬ場合に、堀田武三郎氏の炊事掛の時は、それなら鹽引のせんばん煮でもせよと云ふ。阿部鐵藏氏炊事掛の時はそれなら蜆貝汁にせよと云ふ。それと香の物だけである。當時の統計を見るに女中の分を各人が分擔して、明治三十年上期



には一人一日平均の魚菜費は三錢三厘七毛、同年下期には三錢二厘四毛、同三十二年には三錢四厘〇毛、同年下期には三錢五厘四毛、同三十二年には三錢八毛であつた。衣食住には何れも餘り頓着しなかつた。後年館の出入の洗濯屋は、往年此の寄宿舍には生活の豊かでない方のみ居られたけれど、監督さんが能くやつて下さつたので追々良い家の方々も入らるることになつた。それは洗濯物で分ると語つて居つた』。

斯様に建物は甚だ不完全であり、食物は極めて粗末であつたに拘らず、在館者は何の不平をも言はず、且入館希望者が次第に多くなつた。初め先生は成文の規則を以て館生を拘束することを好まず、實行習慣を以て館則としようと考へて居たが、入館者が館の規約を知るに苦しみ、また館内の事情を知るために内規を示さんことを希望する者が少くなかつたので、先生は莊内館内規を作成した。此の内規は先生の綿密なる性格を最も好く示すものであるから、之を左に掲げることにする。

#### ○甲 入館の規定

一、入館を請ふものは相當の紹介人を以て申込ましむること



生館内莊の代時屋長  
(生先藤佐端右目列ニリ上部)



二、入館を許すものは左の三項中の一以上に該当するものたるべきこと

1、徳を研き身を修め奮ひて莊内學生の中堅たらんと欲するもの

2、學資缺乏なるも忍びて苦學せんと欲するもの

3、年齢幼弱にして本館の保護を要するもの

三、左の三項中の一以上に該当するものは當分入館を許さず

1、不品行なるもの

2、不勉強なるもの

3、身體健康ならざるもの

四、入館を許さるるものは館の規約を遵守し所定の經費を負擔すべきこと

五、在館者に缺員ある時は監督は申込人名簿に就き適當の人を入館せしむること

○乙 經費の規定

一、食料は當分一ヶ月金四圓のこと、但し三疊に居るものは三圓七十錢のこと

二、各自使用の炭油は自辨のこと

三、毎月金十錢づつ積立金をなすこと、學資最も少きものは監督の見込により之を



免除することあるべし

- 四、食料其他の諸費は毎月二十八日まで監督に納むること
- 五、豫め断り置きて館内にて食事せざること三日以上に及ぶときは一日金十銭の割にて食料金を減ずること
- 六、月の中間に入館若くは退館するものは食料は日割を以て計算し積立金は全額のこと
- 七、入館後一ヶ月未満にて退館するものの食料は客膳に準じて徴收すること

#### ○丙 消費物の規定

- 一、石油及びマッチは本館にて購求し置き各自之を使用するときは所定の帳簿に記載し置くこと
- 二、各自は相當代價により毎月支拂ふこと
- 三、本館の分は取出したるもの帳簿に記載すること
- 四、食堂より火種を持參せしときは同量の炭を返し置くこと
- 五、洗濯物は營業人と特約し本館に於て一時代價を支拂ひ置くこと

#### ○丁 取締規定

- 一、火の元第一注意のこと
- 二、夜は十一時までには歸館すること、止むを得ざる場合には前以て監督に断り置くこと
- 三、外泊はなるべくせざること、止むを得ざる場合には前以て監督に断り置くこと
- 四、夜は十一時前に消燈就褥のこと、止むを得ざる場合には嚴に静肅にして他室の妨害とならぬやう注意すること
- 五、音讀其他室の妨害となることをなさざること
- 六、室の内外とも清潔になし置くこと
- 七、館外の人には宿泊を許さざること、止むを得ざるときは監督の許可を受くべきこと
- 八、下婢を私用に供せざること
- 九、來客には止むを得ざる場合の外應接所にて接すること
- 十、非常の節は別に定むる所の役割に従ひ盡力すること



○戊 食堂取締規程

- 一、火の元取締に最注意すべきこと
- 二、疊建具等を破損若くは不潔にせざるやう注意すべきこと
- 三、外來の客人なきときは深更まで集會雜談せざること
- 四、夜間一人も居らざるときは燈火を小くなし置くこと
- 五、一定の食時以外に器具を使用せしときは必ず取片付け置くこと
- 六、新聞紙は亂雜ならざるやうにし前日到着の分はなるべく綴り置くこと
- 七、備付器具は總て整頓し置き室内を清潔齊整ならしむべきこと
- 八、火及び湯を使用せしときは其の不足を補ひ置くべきこと

○己 食事規程

- 一、食事の時間を確守すべきこと
- 二、不在其他の事故にて定時に食事せざるときは魚菜は保存せざるを原則とす若し残品あれば次の食時に請求することを得
- 三、外出して食事せざるときは成るべく豫め斷り置くこと

- 四、食卓に就くときは袒裼其他不作法のことを慎むこと
- 五、食物に付きて意見あるときは賄主任若くは監督に陳述すべく食堂にて非難すべからざること

○庚 賄豫定表調製規定

- 一、各室にて輪番に左の標準により賄豫定表を調製すべし

朝	汁の實	平均一人	二厘以内
晝	魚菜	同	一錢二厘以内
晩	魚菜	同	二錢二厘以内

合計一日一人平均三錢六厘以内若くは一人一週平均二十五錢二厘以内

- 二、賄主任は豫定表を金曜日に當番の室に送り當番の室にては土曜日の晩までに主任に返すこと
- 三、他室にて調製したる豫定表を非難すべからざること
- 四、賄主任は豫定表を取捨斟酌すべし之に對して苦情を唱へざること
- 五、獸肉は一週四回以内のこと



○辛 客膳規程

- 一、客膳は遠來の客人等止むを得ざる場合に限り本館に於て不都合なき時に供するものとす
- 二、客膳を供せんとするものは先づ賄主任若しくは監督の承諾を受け直に規定の帳簿に記載し然る後に客人を食卓に就かしむべし
- 三、本館に助力し居らるる先輩若しくは相當の寄附を爲したるものは監督の見込により客膳料を徴收せず
- 四、客膳料は物價の高低により時々之を定む當分は朝四錢・晝五錢・晚六錢とす

○壬 屋外掃除規程

- 一、本部の周圍は本部に居るもの及下婢受持掃除すること
- 二、支部の前後は支部に居るもの一週代りに左の規定による掃除すること
  - 1、毎週三回以上支部の前後を掃除すること
  - 2、受持期日は月曜日に始まり日曜日に終ること
  - 3、室内より屋外に塵芥を掃き出さざること

- 4、箒・塵取等は一定の場所に置くこと
  - 5、交替の日に次の室に報知し木札を渡すこと
- 三、各室前後の雑草は各室にて分擔して時々取去ること

創立時代の莊内館生活は實に不便なものであつたが、嘗に在館者が不平を抱かなかつたのみならず、入館希望者が續出し、中には玄關の土間に藎を敷いて居つても宜しいなどいふ人もあつた。そのために開館直後から改良・擴張の必要が痛感せられ、郷里及び在京の有志者は種々研究を重ねたが、いづれにしても先だつものは資金であるので、關係諸氏は其爲に苦心して居た。その具體案の樹たぬうちに、家主の日向氏が他に住宅を求め、本郷元町の家は他の五棟の所有建物と併せて他に賣却することになつた。左すれば莊内館も立退かねばならぬことになるが、今直ぐ立退けと言はれても行く所がない。莊内館の場所は各學校に近く、概ね徒歩で通學が出来るので、位置としては申分なく、周圍に下宿屋があるけれど、土地は高燥で比較的閑靜な處である。それ故に適當の家があるまでは是非借りて置かねばならぬといふので、在京有志が幾



度か會合し、石原重魏・熊谷直太・佐藤鐵太郎三氏及び先生の四人を委員として日向氏父子に交渉し、後には半ば強迫的に懇願した。そこで日向氏も遂に莊内館に貸して居る二棟は、本館の都合つくまで貸して置くことを承諾した。斯様にして莊内館は最初の二年十箇月を日向家の長屋で過ごした。

### 三 元町舊館時代

日向家の長屋が寄宿舎として極めて狹隘であり且不完全であることは一目瞭然であつたので、在京の莊内出身者及び上京して實情を目睹せる郷里の有志者は、漸く眞劍に擴張改善を考慮するやうになつた。殊に日向三右衛門氏の如き、新築または擴張に就て十分盡力すべきことを先生初め四人の委員に約束した。明治三十年七月中旬、先生は暑中休暇を利用して歸省し、同じく歸郷中の辻・熊谷諸氏と共に、秋保・日向・兩齋藤・本間長治の在郷有志と熟議を重ねた末、約三十名の學生を收容するに足る建物を借入れることとし、その借家料は兩齋藤・日向・本間の四氏及び小山太吉氏が寄附することを約束した。かくて歸郷せる諸氏は、前後上京して貸家を物色し、館員及

び莊内同郷會の職員も熱心に助力してくれたが、遂に適當のものが見當らなかつた。

明治三十一年三月、辻安彌氏が郷里に歸つた時、在郷有志と酒田及び鶴岡に會合し、無盡講を設けて三千五百圓を莊内館の新築費に充てることを決した。同年五月齋藤三郎右衛門氏が上京したので、先生を初め犬塚勝太郎・熊谷直太・秋保親兼・小松林藏・加藤正英諸氏が、日向氏の寓居に會合して擴張計畫を相談し、前議に基き三千五百圓は新築費として無盡講を設けて募集する外、加藤正英氏の發議により、二千圓の維持金を莊内三郡から募集することを決議し、地方の諸氏は歸郷の上に維持金募集に盡力すべきことを約束した。而も明治三十・三十一兩年は凶作であつたので、米を唯一の産物とする莊内では、金融の逼迫甚だしかつたので、諸氏の熱心なる努力に拘らず、事は思ふやうに運ばなかつた。

かかる苦心の最中に、莊内館と同番地の向側に在る下宿屋が賣物に出た。丁度齋藤三郎右衛門氏を初め郷里の有力者が上京したので、在京諸氏と相談の結果、右の建物を購求することになり、幾回か所有主と交渉の末、千三百三十圓を以て買入れる約束をなし、明治三十二年八月二十八日、右代金を渡して買受の登記を了した。



右の購求金千三百三十圓は、年一割の利息を付し、年賦辨償の法により、齋藤三郎右衛門氏が所有の古金銀を擔保に提供して、鶴岡の富豪風間幸右衛門氏から借用せしものである。而して齋藤氏に對しては日向三右衛門・小山太吉・齋藤九兵衛・眞島明文の四氏から約定證を入れ、右の債務に對して連帶責任を負ふこととし、且借用金皆濟まで建物は齋藤氏の名義として置くことにした。此等の人々は皆莊内有數の素封家である。千三百三十圓の資金を調達するのに、名だたる資産家が相集まつて五箇年賦とし、擔保品を提供して一時借入れしなければならなかつたことは、種々なる意味に於て興味ある事柄である。

購入の建物は、移轉の前に修繕を要したが、先生は八月三十日、右の資金のことを決めるために歸郷したので、小林誠義氏が其の不在中修繕工事の監督の任を引受け、また地主との交渉にも當つた。九月三十日には工事略々成つたので十月一日を以て一同移轉した。

元町舊館と呼ばれる此の建物は、瓦葺三十七坪二五、内二階建二十七坪七五であり、學生の居室としては四疊半五、六疊二、十疊一、四疊一、三疊一、併せて十室で定員は十八名であつた。外に十疊の監督室、六疊の女中室、六疊・三疊の應接室、二間半に二間の板敷の食堂があり、暗くて使用の出來ぬ四疊半を物置とした。炊事場は三坪七五で別に一棟をなして居たが、油蟲の多いので困らされた。敷地は百十七坪餘で、舊小倉藩主小笠原家の世襲財産なりしたため、借地料は隣地に比べて甚だ低廉であつた。初めは一坪一ヶ月一錢五厘であつたのを、漸次増して五箇年後には五錢にする約束であつたさうであるが、莊内館で建物を購入した當時は坪二錢七厘八毛であつた。其後追々増加されて、大正十二年即ち莊内館が瀧野川區中里に移る前には、坪十四錢であつた。

學生は十疊に三人、六疊及び四疊半には二人同室した。押入は高さ三尺・幅六尺しかないので、二人分の夜具を入れるれば、外には何も入れる餘地がない。それで各室の上方の回りに棚を作り、また毎日使用するもの以外は物置に入れて置く外なかつた。押入が狭いだけでなく、四疊半に二人の机と本箱を置き、そこに二人が寝るのであるから實に窮屈なものであつた。其上に南向の部屋としては四つしかなく、其他は皆北向であり、而も北方一間幅の小路を隔てて、隣家が高さ二間半の板塀を建てて居るの



で、階下の北向の部屋は常に薄暗かった。二階に昇る階段も甚だ危険で、西方のものは殊に勾配が急であり、墜落する人が多かつた。此の階段について、當時館生であつた文學博士宮本和吉氏は、後年（昭和十二年五月十一日）先生に宛てた書簡の中で、次のやうに追懷して居る――

『……私にとつて莊内館とは本郷元町の舊館を意味するのですから、報告を頂く毎に、歴々とあの時代のことを想ひ出し、懷舊の情に堪へません。さういへば私はあの時代に、舊館の玄關のそばの梯子段の二段位のところから、一度滑り落ちて腰の上の背骨をしたたか撲つたことがあります。それが、三十餘年を経た今日になつて、どうした拍子かに痛むことがあります。大したことではありませんが、多少心痛の種になつて居ります。……あの舊館の梯子段といへば、玄關のと反對の、便所のところの梯子段などは、急でもありませんが、いかにも滑りよく、黒光りをして居ました。恐らくあの梯子段から滑り落ちない人はないでせう。大谷豊顯君などは變な恰好をしてよく滑り落ちて居ました。だから梯子段の直ぐ前の板戸はたまりません、いつでも大きく破れて居ました。そしてあの梯子段のある食堂で、薄縁を敷いて私達は飯を喰ひ

ました。今では總ては懐しみの種です。』

當時は電燈がないので館生は各自石油ランプを使用した。また明治四十一年までは水道も引かれなかつたので、使用の水は例の深い井戸から汲み上げなければならなかつた。まことに不完全な不便な建物ではあつたが、従來の長屋に比ぶれば金殿玉樓であり、館生は非常に喜んだ。

さて前述のやうな経緯で創立されたのであるから、莊内館には初め基本金がなかつた。館用の通信費や集會費は、皆先生が乏しい収入の中から自費で支辨して居たのである。或時會議の席上で、相談人の醫學博士栗本東明氏が、館用の經費は如何にして支辨するか、例へば今此處に苺が出て居るが、この費用は何處から出るかと訊ねた。熊谷直太氏は、之は監督の負擔であると答へた。栗本博士は、然らば監督は名譽職といふわけかと言ふ。すると熊谷氏は否然らずと答へたので、一座の人々が意外に思つて居ると、熊谷氏は監督は名譽職に非ず迷惑職だと言つたので、一同哄笑したこともあつた。

いまや建物も購入したのであるから、其の修繕費・保険料・税金等も必要となる。



そこで在京の関係者は、不取敢各自月俸の百分の一づつを出捐して、その費用に充てることにしたけれど、何時までも左様な姑息のことはしては居れない。何うしても基本金を作り、其の利子で経費を支辨せねばならぬといふことになり、同郷人に寄附を依頼することに決めた。熊谷氏其他の人々は、歸郷する毎に有力者に寄附を頼んだ。先生自身も明治三十三年以降、暑中休暇で歸郷する毎に、齋藤九兵衛・若松久米吉・秋保親正三氏と共に、寄附金申込帳を携へて莊内三郡を巡回することにした。後年先生は當時のことを回想して、自ら次の如く筆録して居る――

『……現在の鶴岡・酒田二市は勿論、東西田川・飽海の三郡、殆ど至らざる所なく巡回した。一冊の所得税調べを携へ、凡そ納税額何圓以上の家を訪問することとし、其の金額により誰には幾何を求むべしと豫定して行くこととして居つた。然るに先方では、當方の要求通りに承知してくれぬので、五十圓を求めんとする人には、先づ百圓と言ひ出す。先方では二十圓とか三十圓とか言ふ。双方問答の末、次第に歩み寄つて五十圓に決定する。秋保氏はそれを甚だ不快とし、君等のやり方は縁日商人の掛引のやうなものである、五十圓を求めんとするなら、初めより五十圓と依頼すれば宜し

い、然るに先づ百圓と言ひ出すなど甚だ面白からずと言はれる。併し先方も成るべく少額にて済まさんとする故、自然さうしなければならぬと、色々説明したけれど、秋保氏は容易に納得せられなかつた。……地方の人は、資産家に對して強きことは言ひ得ぬものであつた。それは是迄も度々寄附を依頼し、又今後も依頼せねばならぬことあるからである。我々は是迄依頼したこともなく、又今後依頼することもないので、どんなことでも言ひ得る。然し齋九氏は吾々と異なり、先方にて將來こちらから齋藤さんに御願ひすることもあらうから幾何を差上ぐべしと、後日のことを條件として寄附せらるる人もあつた。承諾を求むるに遅延することは甚だ不得策で、即決することが必要である。尙考へて返事すると云ふ人あるときには、今回私が歸郷して寄附金を纏め、之を東京に土産にせねばならぬから、甚だ無理な御願だけれど直に決定して貰ひたしと言ふ。又親や子に相談するとか、同村の誰々に相談すると云ふやうな場合には、貴君ならばどの位と思はるるか、さらば記帳願ひたしと言ひ、即決することに努めた。中には心中寄附すべく決心して居りながら、一回の訪問では承知せず、度々足を運ばせ頭を下げさすれば、寄附の價值が多くなると思ふ人もあるやうに思はれた。



此の寄附募集に當り、若松氏が例の奇策を用ひたことが甚だ多く、實に愉快なことが數々あつたけれど、今はそれを述べない。農家などに行き、主人が田畑に働いて居るのが家人に迎へられて歸つて来て、藁藁の上に坐り、如何なる御用かと恭しく言はるのに對し、五十圓又は百圓を出してくれよと言ふのは、餘りに氣の毒で、私用ならば迎も言はれぬ氣持がした。齋九氏は、寄附事などといふものは、集金の何割とかを運動者が貰ふを常とするけれど、莊内館のは運動費は總て自辨でやるのであるから、其邊も御察しの上などと言はれた。實際運動費は全く自辨で、一金も莊内館よりは支出せぬのである。』

當時郷里では莊内館の性質を知らぬ者が多く、先生が一つの私塾を建てて有志の學生を收容し、自分は塾長といふ風にやつて居るものの如く考へて居た人も少くなかつた。先生が屢々歸郷して莊内館の設立趣旨や内容を説明するに及んで、郷里の有力者も漸く正しい認識を抱くやうになり、寄附金も集まつた。海軍大佐西川速水氏の嚴父は、當時東田川郡役所に勤務して居たが、西川氏に向つて一度ならず『佐藤雄能君とは喧嘩の出來ない男だ』と語つたさうである。獨り西川氏の嚴父のみならず、郷里の

心ある人々は、莊内館に對する先生の熱誠と無私の人格に對しては、議論や喧嘩が出來なかつたことであらう。

昭和六年の秋、軍人志願者の指導並に育成を目的とする莊内奉公會を創設するたため、西川氏が東京方面の軍人代表として歸郷するに際し、先生を莊内館に訪ねて寄附金募集の苦心談を所望した。其時のことを西川氏は下の如く述べて居る——『先生は細い點まで手の届くやうに説明してくれた。實に數多く話されたが、いまだに記憶に残つて居る數項は、(イ)車や自動車には成るべく乗らない事、(ロ)説明は丁寧に述べ、必要はあるが決して理窟は言はぬ事、(ハ)議論に勝つたからとて寄附は思ふやうに出してくれぬ事、(ニ)反對に黙つて言ふ事を聞いてくれる人の方が共鳴してくれるものである事、(ホ)事業が立派でありさへすれば必ず賛同を得るものなる事等である。そして最後に言はれるには、困難な仕事ではあるが、これ位相手方の人間を良く知る方法は無いし、案ずるよりは生むが易いとの諺の通りであることを説かれたので、大いに力を得て其年の秋勇躍して歸郷し、莊内奉公會の寄附金募集に従事したのであるが、先生の示された通りであつた。』



かくて明治三十七年には、風間氏から買入れた建物購求費も元利皆済となり、基本金も四千六百餘圓になつたので、先生は莊内館を財團法人にする計畫を立て、同年の暑中休暇に歸郷して、鶴岡及び酒田で關係者の集會を求め、共に滿場一致の賛成を得た。そして上京後に數回相談人會を開き、慎重に協議を重ねた後、明治三十八年二月十三日、先生の名を以て文部大臣に寄附行爲設定認可を申請し、同年三月二十二日に許可を得た。法人の設定成るや、從來齋藤三郎右衛門氏の名義となつて居た建物は、同氏から寄附を受けたこととして登録した。法人設定當時の資産總額は、僅に八千五百五十七圓にすぎぬ微々たるものであつたけれど、先生を初め關係者一同は、之で一段落がついたと喜んだ。また此の組織變更に際し、從來莊内同郷會内に學生への貸費を目的として設置されて居た育英部を、莊内館に合併することになつた。

莊内館の創立より後れて、同じ山形縣の米澤有爲會及び村山同郷會もまた寄宿舎を設けた。莊内館は此等の團體と相談して、山形縣から補助を得る計畫を立て、或は同道して縣廳に赴き、或は縣知事上京の際に訪問して交渉に努めた結果、大正元年に至り、山形縣から敍上三團體が各一萬五千圓宛の基本補助を受けることとなつた。但

し其の利子は之を學生の貸與に充てよといふ條件であつた。其後再び同一條件の下に各團體三萬圓宛の補助金を受けることとなつた。次で莊内三郡からも補助を受ける交渉を始め、遂に一郡五千圓宛大正二年度より五箇年賦で補助するといふ決定を見た。

當時地方新聞は何故か莊内館に對して全く同情がなかつた。殊に鶴岡に於ては、帝大・早稻田・慶應三大學出身者聯合莊内郡費補助反對期成會なるものが組織され、屢々會合して反對運動をした。表面の理由は、國民辛苦の結晶よりなる租税を以て、私立の育英事業などを補助すべきでないといふことであつたが、内實は先生に對して、反感を抱く者の策動であつたらしい。先生の如く家庭生活をさへ犠牲にして、全く無私の心を以て終始されても、尙且かやうな邪魔が入ることを思へば、世に立つて事を成すの如何に難きかを想はざるを得ない。其等の障礙に拘らず、郡費補助も確定し、莊内館の基礎も漸く堅くなつた。

明治四十四年十二月で、莊内館は創立第十五周年を迎へた。此時には曾て一度入舎し、成業其他の理由で退舎した館友は既に百十二名を算へ、其等の人々は皆先生を心から尊敬し且親愛した。莊内館十五年の成績は、他府縣の同一事業に比べて決して劣



る所なきのみならず、當初舊藩主から多額の天降り金を拜領して開始した地方は兎も角として、毎月僅に十圓の補助金を以て創設し、多年粒々辛苦の結果、最も堅實なる發達を遂げたること莊内館の如きは、殆ど他に比類を求め難い。それは偏へに先生の人格の反映である。さればこそ熊谷直太氏は、第十五周年記念會の席上で、下の如く述懐した——『今夜萬感の胸に去來するうち、特に著しき二つの感想がある。其一は自分が心ならずも大罪を犯したと、其二は聊か其罪を減す結果を目撃して居ることである。先刻佐藤監督は、或は強ひられ或は瞞されて、遂に莊内館の監督を承諾するに至つたと申されたが、それは確に事實である。然も監督を強ひたり瞞したりした本人は、誰あらず斯く申す自分である。當時吾々は莊内館創立の必要を痛感して種々その計畫を立てたが、結局佐藤君を促して監督の任に當らしめ、試験的に宿舍を設けるに決した。然も佐藤君は當時更に東京に出る意志がなかつたので、止むなく策士若松君を初め吾々一同が智囊を絞り、佐藤君を欺いて遂に郷里からおびき出した次第である。見られよ諸君、佐藤君の鬢髪は既に白きに非ずや！十五星霜の苦心慘澹果して幾何ぞ。此の十五年の努力を他に用ひたならば、佐藤君は實業家としても、また學者

としても、立派な成功を遂げられたであらう。若しまた郷里に在りしならば、幸福なる家庭の團欒を樂しまれたることであらう。吾々が強ひておびき出したばかりに、並ならぬ苦勞を嘗めさせ、遂に鬢髪を白きに至らしめたことを想へば、斯かる罪を犯したることに對して陳謝の至情に堪へない。然も翻つて考へれば、本館の出身者は既に百餘名に達し、皆佐藤君を敬愛せざるはない。然らば即ち佐藤君は百餘名の子供の慈父である。人生の快樂は固より之を多方面に求めることが出来る。大臣宰相となるも快であらう。富んで金殿玉樓に住むのも快であらう。乍併人生至高の快樂は精神的快樂である。いまや佐藤君は濟々たる百餘名の多士の慈父と仰がれて居る。十有五年の苦心が、佐藤君に此の至高の快樂を興へたことを想へば、吾々の犯した罪障は消滅したのみならず、却つて善根を施したことになるのでないか。今夜荐りに胸中に去來するものは、實に此の二つの感想である。』これは友人として且協力者としての熊谷氏の偽りなき感懷であつたに相違ない。

この第十五周年記念會を機として、莊内館の擴張と完備とを圖りたいといふ希望が、先生を初め關係者の間に頓に強くなつた。偶々小石川區表町傳通院裏に、米澤有



爲會及び村山同郷會の寄宿舎に隣接して、東亞同文書院所有の四百坪内外の空地があつた。土地は高燥にして静閑、前には加州金澤の明倫館があり、寄宿舎の位置としては絶好の場所であり、米澤・村山兩會の當事者も、荐りに其の購入を勸奨し、三地方相互の便宜を計らんと勸告した。この土地は犬養毅・柏原文太郎二氏の名義となつて居ると聞いたので、前記二氏への交渉を伊東知也氏に託した。然るに該土地は千有餘坪の一筆で、之を分割することを得ず、且種々の事情ありて全く交渉進行の餘地ないことが判つたので、遺憾ながら購入を思ひ止まつた。外に相當の敷地を搜したけれども適當の地なく、結局朽敗甚だしき莊内館を取毀ち、其跡に新築する方針で進行する事となつた。

當時の本郷元町に於ける莊内館の敷地は、折曲つて矩形をなして居り、一角に石田某氏の住宅があつた。之を合併すれば敷地は方形となり、萬事好都合であるので、何とかして石田氏の家屋を購入したいものと、色々人を介して懇請したり、また小松林藏氏は其の取締役たる東京建物株式會社の社員をして熱心に交渉させたけれど、石田氏は頑として承知しない。つひには先生と小松氏が連れ立つて直接交渉に行つたけれど、

ど、何うしても聞き入れなかつた。よつて止むなく現在の矩形の地に、木造の寄宿舎を新築することとなつた。

この寄宿舎新築のことは大正三年七月十日の評議員會で正式に決定し、建築委員として市原卯之助・小林誠義・鈴木幾彌太・小松林藏及び先生の五名が推薦され、同年十月十一日には舊寄宿舎を解散し、館生は親族又は下宿屋に移ることとし、建物を取毀ち、先生は近所に一戸を借りて館生二名と其の借家に居り、之を建築事務所とした。明治三十二年、古下宿屋を購求してから其の取毀しに至るまで、實に十五年五個月である。此の時期の當初こそは、長屋生活から移轉したることとて、大いに發展したやうに感じたものの、實際は前に述べたやうに設備甚だ不完全で、後年先生は當時を回想して『後に考ふれば能くもあんな處に十五年餘も居たものと思はれる』と述べて居る。筆者が東京帝國大學文科の學生として、四年間先生の薫風に浴したのも、實に此の元町舊館時代である。



#### 四 元町新館時代及び巢鴨假寄宿舎時代

前に述べたる如く、莊内館の敷地は何分にも狹隘で光線の具合が悪く、そのために設計が甚だ困難であつたが、漸く成案を得たので工事は直營の部分請負とし、設計監督を眞水工務所に依頼した。十一月二十八日に新築の棟上げをなし、翌大正四年二月十一日、紀元節の佳辰に同郷出身者を招待して開館式を擧げるに至つたが、現場監督を擔任せる建築委員市原卯之助氏が、起工より竣功に至るまで、毎日早朝から日没まで熱心に監督せる勵精振りには、何人も感嘆の外なかつた。

さて新築の莊内館は木造瓦葺二階建て、總建坪百七十七坪七五、内階下九十二坪、階上八十五坪七五、學生の居室は二十三、定員を三十人とした。外に食堂・應接室・炊事場・浴室があり、また寄宿舎に接続して會議室・事務室・監督室及び監督住宅五室を附設した。寄宿舎の廊下は幅一間餘、外部には硝子戸及び雨戸を設け、内側の戸は上下は板、中部は摺硝子として、光線を通し音響を防ぐに意を用ひ、且浴室及び便所は特に完備した。建築費は約九千六百圓であつた。其後に至り前記の石田氏が、そ

の建物の賣却を申込んで來たので、直ちに之を購入し、取毀しの上その敷地を運動場にした。此爲に東南に面せる寄宿舎の各室は採光・通風共に頗る良好となつた。かくして莊内館は漸く寄宿舎らしい寄宿舎となつた。

當時在京の莊内出身者の中で、最も熱心に莊内館の發展に盡力して居た一人は、小松林藏氏である。氏は夙くから莊内館について三つの希望を抱き、その實現に努力して來た。希望の第一は寄宿舎の擴張新築であつたが、之は大正四年の新築落成によつて一應遂げられた。第二は基本金を五萬圓とすることで、小松氏は五萬圓の基本金があれば之を年六分に運用して三千圓の利子を得べく、之によりて一通りの經費が出るかと考へ、基本金五萬圓に達するまで自ら毎年一千圓宛寄附すべしと申込み、且之を實行して來た。然るに其後山形縣廳から補助を受けることになり、大正十年には基本金五萬圓に達したので、第二の希望も充たされた。第三の希望は莊内館に於ける先生の永年の心勞に對して、何等かの方法で酬いたといふことであり、之は獨り小松氏のみならず關係者一同の衷心の希望であつた。恰も大正十年は莊内館創立第二十五年に當るので、此の機會に希望の一部分なりとも實現したいものと考慮した結果、先生の



壽像を建造して莊内館に寄贈し、百年の後尙ほ學生をして先生の風貌に接するを得せしめようと發案した。然るに館生及び館友も、創立二十五周年の記念に何事か實行したいと考へて居たこととて、一議もなく小松氏の案に賛成し、館生及び館友が發起人となり、小松氏を後見人として直ちに實行に着手することになった。

小松氏は、自分の首唱したこのために多くの人に迷惑をかけたくないと言つて、一人の出捐額を最高十圓とし、不足の分は全部自分で引受けることとした。かくして寄附金の募集に着手したところ、最高額十圓との制限があつたに拘らず、二十圓乃至五十圓の出捐者が六人あり、小松氏は六百十圓を出捐して、寄附總額二千三百餘圓となった。よつて小松氏は山形縣米澤出身の帝室技藝員新海竹太郎氏を訪問し、仔細に壽像建設の趣旨を説明し、學生が發起人となり零細の資金を集めてのことなればとて、その製作を依頼したところ、新海氏は欣然快諾し、翌大正十一年六月、見事なる先生の胸像が完成したので、同月二十五日、地久節の佳辰を卜して披露會が開かれた。館友岡本幹輔氏が司會者となり、發起人總代阿部叔郎氏が贈呈の辭を述べ、莊内館理事石田弘吉氏は寄贈の壽像を受領する辭を述べ、次で小松林藏・熊谷直太・寺島

成信・石川貞吉諸氏の祝辭や、各地より送られたる祝電の披露ありて後、茶菓の饗應あり、芽出度く式を終へた。大正十二年の大震災火災の時、寄宿舎の建物は灰燼に歸したが、此の胸像は館庭に出すことが出来たので、幸ひに焼失を免れ、其後新築された現在の寄宿舎の食堂に安置されて今日に及んで居る。

また大正十一年以來、先生は米澤有爲會及び村山同郷會と相圖り、再び山形縣知事に對して補助金交付を申請することとなり、數回當局者に陳情し、兩度山形縣廳に出頭して懇請した。そのために大正十二年八月二十七日に、大正十二年度より同十八年度までの間に於て、金三萬圓を交付する指令を受けた。

かくして先生の苦心は次第に酬いられ、莊内館は順調に發展して來たが、大正十二年九月一日の大震災に遭ひ、地震の被害はさまで大でなかつたが、砲兵工廠より發したる猛火は、瞬時にして莊内館寄宿舎を灰燼に歸せしめ、多年の苦心の結晶たる建物は、一朝にして烏有に歸した。寄宿生は暑中休暇のために歸郷し、残留者は唯だ一人だけであつたので、館生の所有物は一も之を持出すことを得なかつた。但し莊内館の重要書類は金庫に藏めて居たので、幸ひに無事なるを得た。新館落成より焼失に至る



まで實に八年八箇月である。

此年は先生にとりて誠に不幸なる年であつた。三月三日には先生の叔父にして一族の長老たる角田俊次翁を失ひ、六月三十日には弟前森恒治氏を失ひ、七月十七日には親友三矢重松氏を失ひ、九月一日には類焼に罹りて有形財産の全部を失つた。罹災當時の状況は、先生自ら目に見る如く書き遺して居る――

『九月一日に私は何時ものやうに鐵道省に出勤して居りました。然るに午前十一時五十八分にあの地震です。私は騒いでも仕方ないと思ひ、ちつとして居りました。役所の被害は格別のことはありませんでした。此日は土曜日でもあり、一同歸ることになりました。私は内務・大藏二省の前を通り、神田橋・御茶水橋を渡り歸館しましたが、其時飯田町の方に火事が見えました。併し所謂對岸の火災と思ひ、更に氣に懸けずに歸りました。館に至れば、屋根瓦一枚も落ちず、只館内の壁が頽れ、戸が倒れ、掛時計が落ち、又私の壽像の臺石は右に倒れ、像は左に落ちて坐つて居りました。附近の人々が澤山館庭に避難して居つたので、私はもう大丈夫ならんなどと慰めて居りました。此の當時館生は暑中休暇で皆歸郷し、殊に九月五日頃郷里で徴兵の點呼があるの

で、例年ならば八月末に七八人は歸らぬことなかつたのが、本年は一人も歸りません。残つて居つたのは北郷哲郎氏一人でありました。又私の宅では、八月三十日に荆妻が郷里より次男正能と四男正己と同道歸京したので、三男正久は郷里に残り、其日正己は學校に行き、女中は齋藤イシ一人しか居らず、甚だ手不足でありました。

『私は萬一のためと思ひ、會計帳簿其他重要書類は金庫に入れ、又必要のものは萬一の時に取出すやうに、荆妻に渡して風呂敷に包ませました。又避難する場所を定め置かうと思ひ、風呂敷包二つを持つて、出て行きました。附近の永戸屋の主人は、火事は大丈夫です、此邊で見て居られよなど申しましたが、私は壹岐坂を下り、砲兵工廠の土堀が倒れて自由に出入し得るので、足場の好き處を選んで其中に避難することとし、風呂敷包を置きました。其時北郷氏と婆やも參り、都合六包があるので、誰か番をして居らねばならぬことになつた。已むなく私が番をして居つた。そのうち三崎町の火が水道橋脇の松平伯爵邸に飛火し、烈風に煽られて外濠線に沿ひ、順天堂病院の方に焼け抜けたので、莊内館附近は焼け残ることと、皆さう思つたさうである。併し荆妻は衣類を風呂敷包にし、正能と北郷氏が之を運び出した。向ひの小柳館の主人は



さう出しては後に困るならんなど止めたさうである。其頃は焼けるとは誰も思はなかつたのです。

『そのうち砲兵工廠から發火し、非常の勢ひで壹岐坂下電車通りの馬肉屋かに燃え付き、忽ちの間に山の上に燃え上つたので、衣類の一部分を出したのみで、夜具・器物・書籍などは一品も出すことが出来ず、館生諸氏の所有物も全部出すことが出来なかつたのは、眞に氣の毒に堪へぬ次第である。』

『砲兵工廠から發火すると同時に、私の看守して居つた荷物に、ばらばら火の粉が落ちて来て、又他に運ばねばならぬ状況となつた。私は此の有様では何處まで焼けるものか判らぬ、小石川柳町に私の姪の齋藤清美といふのが居るから、そこまで二つの風呂敷包を持ち行き、尙手傳を頼まんと思ひ、駆け出した。併し風呂敷包が重いので、途中で之を講道館に託し、單身行つたところ、同家には男の人々は居らぬ。已むなく姪を連れ出して講道館の荷物を渡し、私は元の荷物を出した處に歸つて見れば、積んである荷物は盛んに燃えて居る。因つて火を消して又二包を持つて来た。春日町交又點附近の道傍に家族の居るのに逢ひ、其邊まで運ぶなら、今二三回も運び得しにと後

悔しても仕方ありません。其後は火が盛んで、元の處に行くことが出来ません。そのうち北郷氏は荷車を借り來り、二度目に運び出した物を積み、柳町の齋藤氏に引上げた。然るに其處も危険だといふので、更に小石川林町の齋藤氏の親族の家に運んだ。米澤興讓館及び村山同郷會を訪うたら何れも無事である。因つて村山同郷會の齋藤五吉氏に。數日間家族共厄介になること出来得べきかを頼んだら、快く承知してくれられた。兎に角其晩は齋藤氏方に泊つた。

『正己は府立第四中學校から歸つて來たところ、本館附近の人が、御宅の皆さんは下の方に避難されたと云ふので、それは必ず齋藤氏方ならんと思ひ、そこに行つたところ、私共のまだ行かぬ前であつたから、誰も來ぬと云はれ、再び元町に來た時には、もう近所に行くことが出来ず、其邊をさまようて居つたら、學校の友達に逢ひ、内の人々は行方不明だと語つたら、さらば内の家族と一處に居れと云はれ、其夜は右京ヶ原に野宿したさうである。私の方では、同人が學校から無事に歸つたことが判つたので、多分友達の内居るならんと思つて居つた。併し隨分心配した。翌朝焼跡に行つたら、彼は學校歸りの姿でカバンを下げ、やあと聲をかけ走り寄れるを、一同より今



迄何をして居つたと叱られた。後に彼の日記を見しに、漸く皆に逢ひ、やさしい詞でもかけられるかと思つたら、口を揃へて叱られたには困つたと書いてあつた。

『一日の夜に泊つた齋藤氏方も、家は傾き屋根は破れ且狭く、連も一同居るわけには行かぬ。翌早朝私は市原卯之助氏を訪ひ、本郷附近に貸家なかるべきかと問ひ、又舊同僚を尋ね、其人と處々貸家を求めたけれど更にならない。因つて村山同郷會に行つたが、尙震動するので、安心して屋内に居ることが出来ぬ。同會の庭には何百人かの避難者が居り、出入口は一箇所故、若し火事でもあらば逃ぐるに困難である。荆妻は斯かる危険なる處に居るよりは本館の焼跡に居らんと云ひ、細引やら毛布などを持つて焼跡に行き、焼け残つた體操器械の柱や青桐などを利用して細引を張り、之に焼け残りのトタン・ブリキを載せて屋根とし、又之を敷き、其中に寝ることにした。風が吹けばブリキが落ちる。頭を怪我してはならぬと思ひ、手拭を頬被りした。その當時は半股引に半袖のシャツといふ服装で、實に異様のものであつた。其夜は四方皆火事で、附近も尙盛に燃えて居り、實に悽慘な状況であつた。深夜數十人の騎兵が、電車通りを駆くる音など、實に凄いやうであつた。翌日金庫を開くべしと金庫屋を捜した

けれど判らず、焼跡から鍋・釜・磁器類などを掘り出した。

『館の運動場は、火災の際に烈風に煽られて、はき清められたよりも綺麗になつて居つた。前日荆妻は、衣類を箆筒より出し、運動場に張板を敷いて、其上に空箆筒を並べて置いたさうである。それで箆筒の金具は、秩序正しく並んであつた。いつも床の間に置いた寫真函を箆筒の中に入れたさうだが、此日其中に在つた私の寫真が、縁は焼けたけれど肖像は完全に只一枚館庭に残つて居つた。青銅製の器物は影も形もなくなつた。銀製の物は地金が残つた。瀬戸物類は平生使つて居つたものは皆毀れたけれど、一つづつ紙に包んで箱に入れて置いたものは、これはぬ物もある。茶器など一揃い、却つて良くなつた。近頃二三の人に、之は支那出來の物かなど問はれた。

『三日と四日とは村山同郷會に泊つた。食事は齋藤氏に行つてたべたり、又は送つてもらつたが、其頃は鮮人騒ぎで各町の警戒が嚴重になり、齋藤氏と村山同郷會との間



は僅に二三町なれど、往來が甚だ困難で、印をつけずばならぬとか、棒をもたずばならぬとかで、正能は鮮人と間違へられ、將につかまらうとした。私が辯解したので漸く免れた。夜などは逆も往來することが出来なかつた。

『四日に、郷里に居つた正久が、留守宅を管理して居る佐藤與助氏と同道上京した。郷里に於ける親戚知人の心配は並大抵のこととなく、占者などに聞いたら、何れも死んだもののやうに言はれたさうである。與助氏は、莊内館は崖の上だから崖は崩れ、私は役所に出て居れば幸に免れたかも知れぬが、内に居つた者は皆死したるならんと思つて來たさうである。正久はそんなに思はなかつたと云うたけれど、携帯して來たものは幾日分かの食糧と、繻帶とか、即效紙とか、何れも負傷用のものであつた。兩人とも川口驛に下ろされ、それより徒歩上野に至れば、一面の焼野になつて居る。先づ驚いて館は何うなつたかと、尙幾分の望を囑して湯島の坂を上れば、九段上の大鳥居が見ゆるので落膽し、館の焼否は最早問題でない、家族の安否は如何と、急いで來たさうである。三日に阿部叔郎氏が焼跡に見舞はれ、焼杭やトタン・ブリキなどを利用し、針金を以て、小屋を作られた。私は熱いので裸になつて、その乞食小屋のやう

なものの中に居つたので、後に正久が、あの時の父上の様子は甕勝五郎といふ體であつたと笑つて居つた。正久は私の顔を見るや否や、おかあ様はと云ふ。私は無事で村山同郷會に居ると答へたら、彼は大いに安心して、僕は今夜郷里に歸ると云ふ。之は郷里の人々が餘りに心配して居るので、一日も早く無事なことを知らせたい考へであつたらしう。……

『本郷附近には貸家がないので、四日に正能を目白方面にやり、三矢・田倉諸氏に貸家の有無を聞かした。然るに館友菅原良吉氏が、池袋大原に一戸あるが明日ならでは判らぬと云はれるので、五日朝正能は又聞きに行き、幸に承知を得て其處に移ることにした。焼跡より掘出した物や、此の兩三日に買い集めたものや、持出した物を取纏め、又北郷氏のものや女中のもつと、壽像などを併せて荷車で二度運んだ。それで私の家財は、五人の家族で荷車一臺に足らぬのであつた。壽像は罹災當時に、正能が館庭に持ち出したので、火中に入るを免れた。それで色は變つたけれど、形には異状がない。私は荆妻と女中とを連れて池袋に行つたが、荆妻は祖先以來の位牌を包んだ風呂敷を負ひ、両手にバケツや薬罐を持ち、焼くが如き熱き日に、知らぬ道を聞きな



が行つたので、何里歩みたるか二度と東京に出られぬと思つたと云うて居つた。

『借りた家は壁落ち、家の中は塵埃に埋もれて居り、菅原氏の奥様と女中とが掃除をしてくれて居られた。私共が着くと、荆妻は早速菅原氏の奥様に歸つて戴き、自分等が掃除に取りかかつた。田倉八郎氏が手傳に來られたので、箒と塵取りと炭一俵とを買うて貰つた。晩に菅原氏では、御飯を差上ぐべきところなれど、米がないとて食パン何斤かを下さつた。私はそれを喰べて二階に休んだ。荆妻は荷物を牽いて來る人達には何とかして御飯を喰べさせたいと思つても、如何とも仕方がない。それに與助氏には酒の一杯も飲ましめたいと思つても、夜警がやかましいので酒を買ひに出ることも出来ぬ。然るに正久は、市原さんから米を戴いて來たと云ふ。荆妻は、それは宜かつた、鍋は持つて來たと云ふ。それは宜かつたと、早速米を磨ぎ飯を炊かうとしたが、鍋はあるけれど蓋がない。新聞紙でもかけようと思つても、それもないといふ有様である。漸く何とかして飯を炊き、掘出した茶碗などを疊の上に並べて食事を終へた。疊を拭かうとしても雑巾もない。夜は電燈がなく、數日間是小指より小さき數本の蠟燭

あるのみであつた。正久と與助氏とは、當地の狀況を郷里の人々に通知すべく、六日に出發した。汽車が混雑して、屋根に乗つて漸く行つたさうである。

『館の金庫は倒れずにあつたが、中はどうかと心配した。本館では東海銀行本郷支店が近いので取引をして居つたが、同支店も焼けたので、帳簿は大丈夫かと問合せたら、何とも言ひ兼ねるとのことである。若しも本館の金庫がだめで、東海銀行の方も焼ければ、取引關係が全く判らなくなる、困つた事だと思つた。二日の晩は家族一同焼跡に居つたが、三日には金庫を其儘にして置いては危険と思ひ、私と正能と半夜代りに附いて居やうと思つた。けれど夜中の往來が眞に物騒で困る。三日には遅くまで居つたが、翌日は向ひに假小屋を建てて居る人があつたから、其人に注意をして貰ふことにした。販賣元の竹内金庫店に再三交渉したけれど、早速には來られぬと云ふ。因て山内一次氏が鐵工場に勤務して居るので、同氏に頼んだら、同氏は焼けぬ金庫屋を知つて居るとのこと、それに頼んでくれ、漸く七日に開いたら幸に全く無事であつた。中の桐箱は完全に少しも焦げて居らぬ。只皮類の物は總て焼け焦げて居る。それで金庫の中には皮類は入るべからざることを悟つた。金庫の無事であつたことは眞



に不幸中の幸で、若しも金庫の中が焼けたら、會計の整理上どんなに困つたか知れぬ。金庫が無事なために、現金・通帳など總て無事で、其點については本館は何等の損害を受けない。尤も公債證書や市債券・社債券などは、總て日本興業銀行に被封印預けとして置いたから、此等の心配はなかつたのである。本館附近の明華齒科女學校で、倒れた金庫を開き居つたのを見たが、中は全く焼けて悲惨な状態であつた。早速中の物を持ち歸り、翌日之を某氏に託さうと思つて、一里餘の途を徒歩で頼みに行つたら、同氏方には金庫はないと言はれ、空しく歸つた。この當時は役所に出るにも、焼跡に往復するにも、誰を訪問するにも、皆徒歩せねばならぬので容易でなく、足には澤山の豆を出した。

『現在の借家に落着いたのは五日の晩で、六日に持出した風呂敷を開いた。私は焼失前に取出した書類があるものと信じて居つたのに、一つもない。考へて見れば此等の書類は第一着に持出し、砲兵工廠内に運んだので、下積になつた譯である。然るに二度目に運ぶ時は急遽の際で、上の方より運んだので、下積になつたものは皆焼失したものだと思はれる。其中に本館報告書の原稿其他の帳簿もあつた。十餘年間地方新聞に

寄稿したものを切抜き纏めて置いたものもある。特に惜しきは、昨年内又は年を越さば刊行すべく企てて居つた著書の原稿五冊全部を失つた。そこで未練の心を起し、初め取出した砲兵工廠内に、一冊でも散亂して居なからうかと、翌朝早速二里近きところを行つて見た。併し既に一週間も経過したので、砲兵工廠内は綺麗に取片づけられてあつた。書籍は一冊も出さない。一日の夜に鐵道省も焼け、私の事務室のものは一品残らず焼けたので、私は職務の研究上に關する書籍は總て役所に置いて、同僚の人に随意に使用せしめて居つたが、それは全部焼失した。二十餘年間蒐集した資料は皆なくなり、論文のまだ雑誌に出さないのも澤山ある。再び作製蒐集することの出来ぬものも尠くない。然るに鐵道關係の有力者は、私の資料焼失に深く同情せられ、従來通り研究を繼續するを望まざる趣旨の下に、多額の資金を寄贈せられた。之は眞に感謝に堪へぬと同時に、責任の加重を感ぜざるを得ざる次第である。

『罹災當時私は只避難所を見定むるために出たので、直ちに歸る積りのところ其儘歸ることが出来ぬやうになつた。現在の場所に立退いてから、荆妻は百圓足らずの現金しか持つて居らぬ。金庫の安否は判らず、取引關係ある銀行も郵便局も焼け、何時現



金を得らるるか知れぬので、所持金を如何に使ふべきかを考へたさうだ。食物のないのも困るけれど、夜具は一枚も出さなかつたので、夜具がなくては次第に寒くなつて困るだらう、菅原氏は澤山の夜具を貸してくれられたけれど、荆妻の性質として借用したものを汚しては濟まぬ、子供などはどんな事をするか知れぬ、借用の夜具全部を洗濯して拵へ直して返すは容易のことでない。それ故第一に夜具を作らうと決心し、目白方面を捜して出来るだけの綿を購求した。送り届けた者に、これだけの綿を何うすると言はれたさうである。それより晝夜蒲團を作り、次に綿入を作り冬の用意をした。其後綿は高くなり、品物は無くなつたさうである。世帯道具は六日の朝に小松林藏氏より五十何點かを送られ、中にも釜や竈を贈られたのは何より幸福で、御蔭で不自由なく食事することが出来た。其後各方面より過分の御見舞を受け、吾々は罹災者中の殿様の如きものだと言つて居つた。器具は成るべく増加せぬ方針を採つて居つても段々と増加する。併し借家が狭いので置き所がなく、又一品を取出さんとするには、多くの物を取除いて出さねばならず、大いに困つて居る。併しバラックに居る人のことなどを考ふれば、どれだけ幸福か知れぬ。皆様の御蔭で、家族一同風もひかず

冬を凌ぐことが出来た。誠に不幸中の幸福と言はねばならぬ。』

筆致は淡々として居るが、まことに千情萬緒を籠め盡した記録である。莊内館は、先生の性格そのままに、忍耐と勤勉と誠實との結晶であり、日を重ね月を迎へて徐々に然も堅實に育て上げられたものである。それが今や一朝にして灰燼に歸した。役所への勤務、館生の監督、館内外の繁瑣なる事務一切を獨力で引受け、多忙を極める生活の零細なる時間を捧げて書き上げた著書の原稿、並に多年苦心して集めた資料も、共に烏有に歸してしまつた。眞に先生に取りて深刻無限の打撃でなければならぬ。然も先生は悲しんで傷まず、平靜なる心を以て震災直後の混亂と騷擾の渦中に處し、直ちに莊内館の善後策を講じ初めた。

先づ大正十二年九月三十日に臨時評議員會を開き、寄宿舍新築については場所及び設計について更めて慎重に研究することとし、差當り借家を求めて寄宿舍を繼續することを決議した。この決議に基いて直ちに借家を搜索したけれど、容易に適當の建物を得ることが出来ず、止むなく辻安彌氏の所有に係る西巢鴨町大字巢鴨字宮仲二六二五番地の一戸を借受け、十月二十九日から假寄宿舎として學生七人を收容した。そし



て池袋大原の先生の假住居を假事務所とした。

さて從來最も熱心且有力なる莊内館の後援者の一人は小松林藏氏であつたが、大正十一年に大患を病んでからは往年の元氣がなく、萬事消極的になつて居た。今度の新築計畫についても、捲土重來の大々の復興は覺束ないと考へ、基本金の中から精々二三萬圓を割り、それで粗末ながら本建築を構へ、十年乃至十五年の歲月の流れる間に、逐次建築費を募集して再興を計りたいといふ意圖であつた。臨時評議員會の時間も、小松氏は無理算段はしたくない、事をなすには時機といふものがある、伸びる時には大いに伸び、縮まる時には縮まらねばならぬといふ意見であつた。然るに理事三矢宮松氏は極めて積極的なる復興計畫を立て、熱心に関係者の賛同を求めた。三矢氏は、雨滴を貯へて池水を造つたやうな先輩の苦心が、むざむざと烏有に歸するを坐視するに忍びなかつた。また故郷の莊内と東京の莊内館とが、南北呼應して漸く莊内の天地に啓蒙發展の曙光が訪れて來たのに、館の焼失と共に再び暗黒の淵に落ちるのを遺憾とした。かくて三矢氏は、今度の災難を好機として、禍を轉じて福とするために猛然として奮起せねばならぬと主張し、極めて積極的なる計畫を立て、その決心と熱

意とによつて小松氏以下の關係者を動かし、先生と共に率先して復興運動の陣頭に立つことになつた。

當時三矢氏は内務省監察官兼參事官であり、十月には社會局部長になつたので、官廳方面との交渉には甚だ便宜の立場に在つた。それで臨時震災救護事務局に對する寄宿舎再築についての補助申請や、山形縣廳に對し豫て基本金として大正十二年度より同十八年度までの間に交付する指令を受けて居たものの繰上交付、並に再築についての補助金増額の申請など、主として三矢氏が交渉陳情の任に當つた。かくて内務省からは復舊費として三萬圓を交付せられ、山形縣からは基本金補助の繰上交付は許可されなかつたけれど、再築費として五千圓を交付されることとなつた。

また三矢氏は郷里三郡からも再築費の寄附を受けるため、山形縣知事縣忍氏・同内務部長久米成夫氏に盡力を依頼した。兩氏は此の依頼に應じて熱心に援助し、大正十二年十二月、莊内三郡選出の縣會議員と三郡有志の震災復舊寄附金のうち、三萬五千圓を莊内館の復舊費として指定寄附とする相談を進め、先生の歸郷を求めた。よつて先生は直ちに歸郷したけれど具體的成案を得ることが出来なかつた。其後復舊費を指



定寄附とすることは實行不可能となり、新に寄附を求めねばならなくなつたが、久米内務部長は莊内三郡郡長に其の趣旨を訓示し、盡力大いに努めた。そこで莊内三郡の有力者より成る莊内會を開催し、その協賛を求めることとなり、大正十三年三月二十三日、西田川郡長司會の下に、鶴岡町に於て莊内會が開催され、三矢氏及び先生が特に歸郷して説明の任に當つた。同會は各郡五名宛の委員を設けて協議の上、金三萬五千圓中二萬圓は特別資産家の寄附を仰ぎ、一萬五千圓は三郡五千圓づつ平等に負擔することとし、之を同會に報告して満場一致の賛成を得た。後に特別資産家の寄附を一萬五千圓、三郡の負擔を二萬圓に変更し、酒井伯爵家より二千圓、本間光彌氏一萬圓、風間幸右衛門氏三千圓寄附の承諾を得た。建築の計畫斯の如く順調に進行したのは、三矢氏の熱誠なる盡力に負ふこと最も大であつた。かくて大正十三年四月十三日、評議員會に於て阿部叔郎・市原卯之助・加藤得三郎・小松林藏四氏を建築委員に選舉し、理事及び監事と協議して、敷地の選定、建物の設計、建築等を委任することになつた。

さて當初の計畫は、内務省補助金二萬圓、山形縣補助金五千圓、莊内三郡寄附金三

萬五千圓、之に基本金二萬圓を加へ、合計八萬圓を以て舊敷地に再築する見込であつた。然るに従來の敷地は僅に百六十九坪に過ぎず、甚だ狹隘であるので、隣接せる借地の讓渡を受けんことを交渉したが、一も之を承諾するものなかつた。然も其の讓渡代は一坪八十圓乃至百圓の相場である。そこで方針を一變し、郊外の地は多少交通不便であつても、一坪六・七十圓を以て購求することが出来る、他人の所有地に新築することは永久の策でない、寧ろ現在の借地權を他に讓渡し、新に土地を購求して建築しようといふことになつた。そこで舊敷地の借地權を、一萬五千圓で社團法人櫻蔭會に讓渡し、新に購求すべき土地の搜索を開始した。其間理事・監事及び建築委員は、會を開いて協議すること幾回、實地に就て土地を調査すること二十餘箇所、遂に瀧野川區中里三〇六番地の土地六百三十九坪四合一勺及び建物二棟を、四萬三千六百圓にて購入することに決し、大正十四年四月七日登記を了つた。此の購入代價は建物其他を包含して一坪平均六十八圓餘に該當する。購入したる建物のうち一棟は監督住宅とし、他の一棟は後に之を賣却した。

此の土地は竹内某氏の所有で、隣接地を坪九十圓にて鐵道省に賣却したことであれ



ば、六百餘坪で五萬五千圓が相場であり、五萬圓以下では手放さうとしなかつた。そこで先生は買収の交渉を大瀧由次郎氏に頼んだ。其時の経緯を大瀧氏は左の如く述べて居る――

『先生は、本郷には近し、眺望もよし、空氣もよし、學生生活には申分なしと熱望すれども、金額の點折合はず、何とかならぬものかとの御相談を受けたれば、先づ竹内家の内部を取調べたるに、同家はもと築地の杉田・日本橋の竹内と稱されたる宮内省諸官衙の御用達として、建築・家具・裝飾店として屈指の商店なれど、主人の病死・震災の痛手に加へ、遺家族の葛藤などありして、内部の事情頗る困難と聞き込みたれば、何とかなるべしと考へ、早速鐵道省に先生を誘ひ、談判せんと竹内家に乗り込みました。先づ主人に面會して左の條件を提出した。

- 一、土地の面積正角ならず、坪に多少の無駄坪が出来ること。
- 一、道路狹隘にして自動車の通行出来ぬにより、邸宅地にならぬこと。
- 一、裏に寺の墓地あり、縁起の悪きこと。
- 一、停車場・電車停留所の距離遠すぎるること。

一、小住宅を建築しても、右の條件の如く借手の付かぬこと。

右の五點を擧げて、三萬五千圓位に折合はぬかと申し入れたるに、佐藤先生は吃驚して、賣人の竹内より先に、鞆より莊内館の預金の現在表を取り出し、そんなに安くなくとも、茲に四萬三千圓ありますから、此位で折り合つてくれまいかと申し出でられたるに、今度は私が吃驚り致したことでありました。賣主も先生の隔意なき誠意に感じまして、即時に相談纏まり、今日のやうな立派な建築も出来、將來共に堅固な基礎上に莊内館が出来上つたことは、偏に佐藤先生の神魂を籠められたる賜と厚く感謝する一人であります。』

かやうにして敷地が確定したので、復興局の技師であつた建築委員加藤得三郎氏が設計を擔當し、公務の餘暇全部を擧げて事に従つた。即ち日曜には終日現場に出張し、夜は深更まで製圖に従事し、其他工事請負人との交渉、警視廳への建築認可申請などに勞苦を厭はなかつた。大正十四年八月十七日、警視廳より建築を許可せられ、八月二十日神奈川縣川崎市鈴木榮吉氏をして金五萬二千圓を以て請負はしめ、セメントは莊内館より供給することとし、同月二十三日地鎮祭を行ひて工事に着手した。加



藤氏は専ら工事監督の任に當り、雨の晨にも風の夕にも、日曜日に其姿を工事場に見ざるはなかつた。而して阿部叔郎氏もまた殆ど毎日現場に出張して熱心に工事を監督した。

寄宿舎の建築に着手するに先だち、監督住宅を修繕して、七月二十六日、先生は家族と共に池袋大原の假住居より之に移轉し、同時に莊内館事務所を同所に移轉したので、爾來建築委員會を此處に開き、工事監督上にも大いに便宜を得た。建築委員の會合を開くこと前後三十四回、其他一部の理事及び委員の會合したること幾回なるを知らず、先生を中心として何れも熱心誠實に盡力し、大正十五年四月には、多少の附屬工事の完成せざるものがあつたが、建築略々落成したので、定員三十人の學生を收容し、茲に一年六箇月の假寄宿舎時代を終つた。

## 五 瀧野川時代

新築莊内館は、土地高燥にして遙に本郷・小石川の高臺を望み、三方は道路にして附近に綠樹多く、西方は圓勝寺と稱する寺院の境内に接し、數株の櫻は高く空中に擢

んで、全く都下の雜沓を離れて居る。唯だ南方は僅に道路を隔てて鐵道省の山手線線路に臨んで居るので、電車の往來頻繁なるため、之に慣れない間は喧騒を感じる。敷地は約六百五十坪で、その一部をテニスコートとし、また本館と離れて九坪の物置を建て、その一部をピンポン室として居る。位置は省線駒込驛に八分、田端驛には十分、都電駒込橋停留所には十分であるから、學校への往復は極めて便利である。

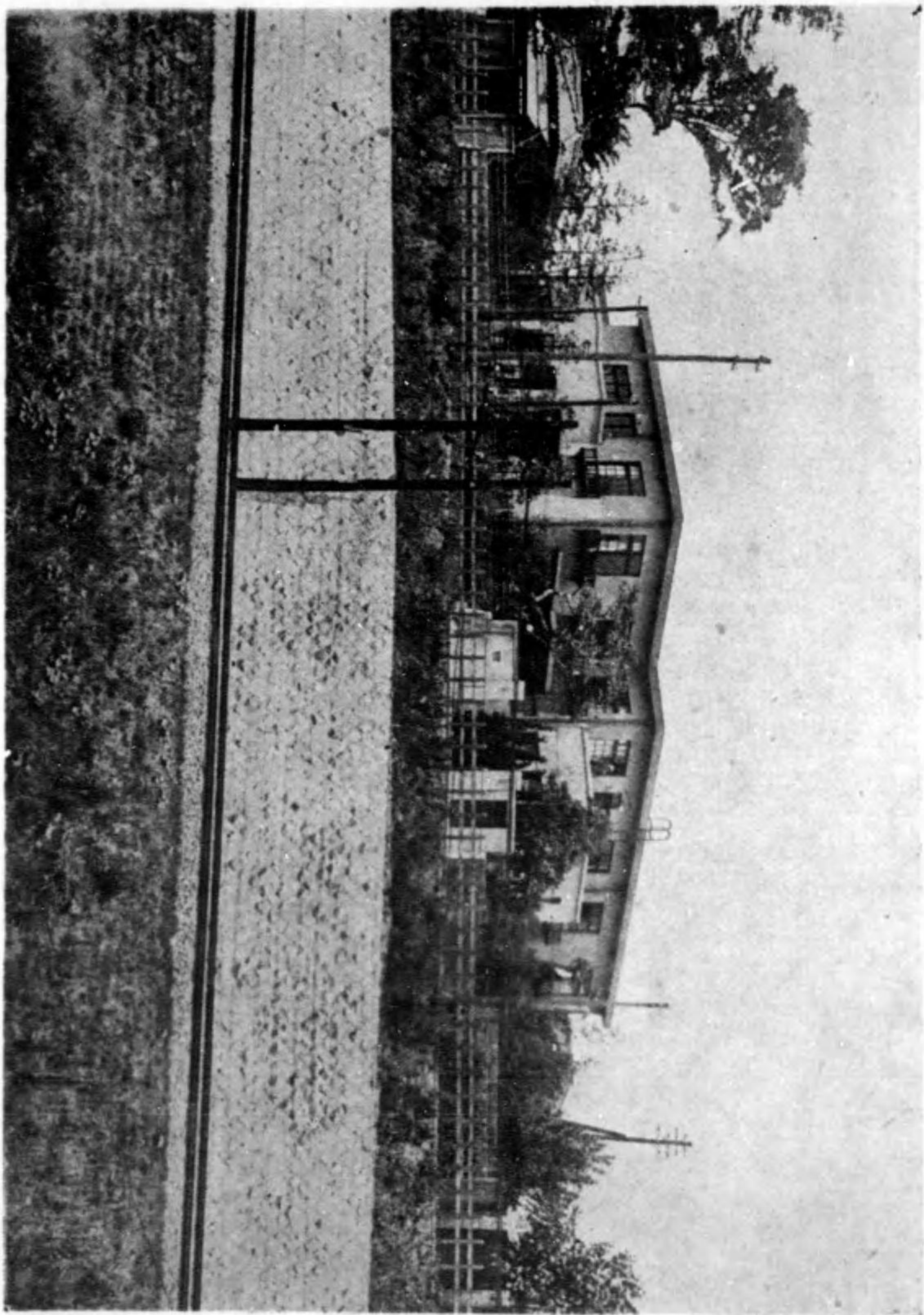
寄宿舎の總建坪百九十三坪四六、内階下百一坪六五、階上九一坪八一、全部鐵筋コンクリート建であり、外に木造トタン葺平家建九坪の物置がある。本館には學生室二十六、四疊半を單位として坐式を採用し、食堂だけを椅子・テーブル式とした。學生が出来るだけ靜肅に勉強し得るやうに、共通の用に供せられる食堂・臺所・浴室・便所・事務室・會議室等は全部建物の一隅に纏め、學生室は全部南向又は東向とした。之は採光と通風とに留意した以外に、北向や西向の室があると、室に差等を生じて室替毎に室の選擇に苦情が出るのを防ぐためである。建物内外の色彩については、陰鬱の感を與へず、また輕佻の風を避けるために、苦心して考慮された。食堂の卓子・椅子・窓掛・電燈は、西海幸一郎氏が『どうせ碌な御馳走もないだらうから、せめて部



屋だけでも宜い氣持にして、同じ御馳走でも甘く食べるやうに』とて意匠を凝らし、請負人鈴木氏が『幾ら金がかかつても、食堂だけは設計者の意匠通りにおごります』と奮發して出来たものである。先生の胸像は火災の際に持出したが、臺石は焼毀したので、再び新海竹太郎氏に託してチーク材で臺を造り、此の氣持よい食堂に安置した。請負人鈴木氏は良く莊内館の性質を諒解し、柱や建具の材料は仕様書以上の良品を使用したのみならず、中庭の泉水や食堂内周囲の裝飾などを無償にて寄贈した。

監督住宅は四十七坪餘の木造瓦葺平家建で、中に大小八室あり、構造頗る佳良で門内に空地あり、庭園また廣くして樹木庭石も立派である。寄宿舎とは廊下を以て接續して往來を便にした。敷地の西南隅に奥美なる稻荷社があつたが、舊所有者が之を持去つたので、新に小祠を建てた。

斯様にして莊内館は、悽慘なる焼跡から、恰もフェニックスの如く更生した。そは位置に於て、規模に於て、また設備に於て、此種の學生寄宿舎として都下屈指のものとなつた。この再築復興が、各方面の同情と援助、わけても三矢・加藤・阿部三氏を初め直接関係者の獻身的努力に負へることは言ふまでもない。復興の計畫・資金の調



館内荘の在現



達・土地の購入から、建築の設計・工事の進行・新築の落成に至るまで、其處には如何なる無理もなく、在るものは温情と忍耐と思慮と義侠と勤勉とである。而して斯くの如く世にも美しき一致協力を見るを得たのは、實に先生の徳である。

大正十五年即ち昭和元年は、明治二十九年初めて莊内館が本郷元町の長屋に呱呱の聲を擧げてから、正しく三十年に當る。當時三十二歳の先生は、今や六十二歳となつた。此間の先生の無私精進に對しては、何人も肅然として襟を正さざるを得ない。三十年を一貫して、其の従ふ所の事に忠なるは、唯誠の人のみ之を能くする。在京者と在郷者とを問はず、莊内の心ある者は皆先生の誠に動かされたのである。それ故に如何なる無理算段もなくして莊内館は復興された。此の復興は先生を欣ばしめたに相違ない。それは宛も愛する子供が幼稚園から小學校・中學校と、次第に發育成長して遂に大學を卒業したのを見るが如き感懷であつたらう。

此の見事に成人した莊内館に於て、先生は依然として日中は鐵道省に出勤し、夜は來訪者の應對や、手紙書きや、館務の整理に忙殺されながら、零細なる時間を各みて著書の原稿や、雜誌への論文の執筆を續けた。此頃は莊内館出身者の數が三百人に近



く、其等の館友や郷里よりの上京者の訪問が夥しく、日曜日には二十人以上に及ぶことさへあつた。従つて書簡の往復も頻繁であつたが、さつさと之を處理して往く。先生の親友田倉孝雄氏は、莊内館に於ける先生の生活を『規律ある生活』と呼び、下の如く説明して居る。『例を以て言へば談話中に郵便が来る。館友若くは莊内館關係者からの移轉通知だとすると、直ちに帳簿に記入する。館友の通信だとすると、其の書類入れの中に挿入する。萬事が秩序的に整頓されて居るから、あれは後刻整理しようの、明日片付けようのと言つて、それがするする不整頓に終るのとは違ふ。事務を執ると、讀書すると、著書をなすと、皆此の筆法であらうと想像する。要するに規律ある生活、換言すれば頭の中が整頓されて居る生活であると信ずる。』これは極めて適切な觀察である。山積せる仕事を、他目には格別忙しさうにも見えす、靜かに而も確實に處理して、常人の企て及ばぬ成果を擧げて居るのは、まさしく先生の頭の中が整頓されて居り、寸刻をも無駄にせぬ規律ある生活を續けたからに相違ない。

昭和五年の初夏、大阪の久島文吉氏から先生に宛てて、五拾圓の郵便爲替を封入した一通の書簡が來た。その内容は斯うである——先月突然久村清太君から電話で、大

阪に來て居るが病人が出來たから診察してくれとのこと、久村君に會へるのが嬉しくて早速出かけた。然るに其後久村君から往診料として五十圓送つて來た。自分は友人久村君からの依頼で往診したのだが、それにしては過分の謝禮である。自分は帝人重役久村清太殿を得るよりも、友人久村を失ふのが寂しいから、前記の一封を久村君に返却しようと思つたが、考へて見れば久村君はとても受取るまい。そこで之は莊内館に寄附するのが上策だと思ひ、茲に爲替券を以て差上げることにした。よつて無名氏の寄附として此金を莊内館の維持費に御使用下されたいと云ふのである。書簡の末尾は『小生も久村君も、此金に關係は無之、此點御間違なき様御願申上候』と結んで居る。久島氏は莊内出身の醫學博士であり、久村氏は元町舊館時代の莊内館生で、今の帝國人絹株式會社社長である。かやうな美しい風景は、先生を中心とせる莊内館に於て初めて見得るところであらう。

但し同じく昭和五年六月二十二日、先生の大切な相談相手であつた小松林藏氏が、三回目の腦溢血で長逝したことは、痛く先生を哀しませた。小松氏は最も熱心なる莊内館の後援者であり、元町新館の建築の時の如き、自分の家を新築すると同様の心づ



かひであつた。大正十五年三月瀧野川新館が竣功を告げた時には、莊内館百年後の改築資金に充てるために、金一千圓を安田信託株式會社に百年据置の信託預金とした。先生は此の熱心なる協力者の長逝に遭ひて、片腕を失つたやうに感じたことであらう。同氏の追悼録は主として先生が編輯に當つたが、自分の著書の場合は、體裁其他總て本屋まかせて無頓着であつたのに、此度は表紙は、用紙は、箱は、寫眞は、説明はと、一々自ら指圖した。印刷屋が毎晩十時頃に校正を持つて來るので、先生が仕事を整理して寄宿舎から住宅に引上げて來るのは、いつも十二時過ぎであつた。このやうな緊張した幾日かを經て、いよいよ完成した幾部かを或晩印刷屋が持參した。先生は其晩直ちに小松家に届けた。翌日の夕食の時、一家團欒の食卓で、先生は『昨夜小松さんでは初から終まで皆讀んだらうか』と言つたので、重子夫人は『あんなに晩くなつたのですもの、何うしてすつかり讀めるのですか』と笑つて答へた。すると先生は『さうだらうか』と言つて、傍の長火鉢に肘をついて、微笑を浮べながら、天井の一部をぼんやり見て居た。

莊内館は昭和六年を以て第三十五周年を迎へた。其の記念會は盛大に行はれた。而

も最も深刻に莊内館關係者を感動せしめたのは、重子夫人の金一千圓寄附であつた。その經緯については、重子夫人の『金一千圓を贈呈するに就いて』と題する有難い文章を次に掲げねばならぬ。

『私は此度莊内館に一千圓を贈呈するに致しました次第を一言申し上げ度いと存じまして、貴重な餘白を拜借致しました。今更事新らしく申上げますのも如何かと存じますが、私は最初より莊内館監督の妻に相違ないので御座いますが、事情の爲に、働き盛りの二十時代より四十五歳初老の年齢に達するまで二十餘年間は、國元留守宅に別居の止むなき境遇が續いて居りましたので、直接莊内館の爲には寸毫も盡し得ぬので御座いました。然るに大正四年本郷元町に新館落成當時のことで御座いましたが、主人より突然に、自分は別に強ひてといふことでもないが、役員皆様よりの御すすめだから、郷里を引上げて上京せぬかとの報を得ました。あまりの思ひがけなさに、私の興奮は絶頂に達し、嬉しいのか悲しいのか、只々兩眼より涙がとめどなくはふり出でてどうしてもおさへ切れず堪へかねたので御座いました。心を鎮めて再三再四熟考を重



ね、猶又平素よりの主人の態度について考へて見ましても、全く單身家庭を離れて、複雑極まりなき留守宅の出来事などは少しも知られず、一意専心に館務に盡瘁せられ、幸にも皆様の御援助により、格別の過失もなく、良、監督として認められて居ります處に、なまなか不束な家族が上京した爲に、あたらず監督に傷をつけるやうなことがあつては、以ての外の一大事で、又自分一人ならず四人の子供までひきゐて、何の功もないのに、只監督の家族といふだけで、皆様の御丹精に依り落成したる新住宅に住まはせられたとて、私の性分としては、其れだけすべてに氣兼ねをせねばならず、無邪氣な子供を抱へて終始居候氣分に過ごさねばならぬのは、如何にも苦痛で堪へ兼ねることと思ひ、且又第一に主人が心から強ひるのでないことが、妻の身としてしみじみ心に響きましたから、きつぱりと御断り申上げたので御座いました。

『然るに其の建築に最も盡力せられました市原卯之助様は、成るべく私共家族に不便のないやうにと、何から何まで細心の御注意を拂はれて、炬燵の爐までも設計して下さい、幾らか無理な事情があつたにしても、第一番目の居住者は、どうあつても佐藤監督の家族でなければならぬとの、動かし難い御熱誠を籠められて御すすめ下さつ

たのを始めとし、故三矢重松様や其外の役員御一同の御意見も御同様にて、今となつては是程迄の御厚意を空しくする譯にも行かず、此上の御辭退は出来かぬから、至急に取り片付けて上京するやうにとの再度のたよりを受けました。其後も色々夫妻の間には、あれのこれのと數回手紙の往復を重ねました結果、よくよくの田舎者にて世間不馴れの私も、よぎなく決心致しまして、大正五年一月一日郷里を出立、二日に着京、直ちに新館に迎へられました、其日より親子六人が始めて同居することになつたので御座いました。

『其頃より私は、毎日々々何の功もないのに家賃なしの住宅に起臥するの心苦しさを、しみじみと味ひましたので、斷然將來の家賃を蓄積するに如かずと、堅い堅い決心を致しましたが、さりとて私には少額の恩給の外、別に収入の道はなし、且主人よりは月々切詰めた生活費の一部分を渡されて、其ささやかなる分度を守り、女中も使はずに臺所でやりくりして居るのみで御座いましたから、五圓十圓と纏つた餘裕は、迎も出来ないで御座いました。それで私は、家内中の何物によらず一々利用の方法を考へ、決して廢物を出さぬやうに、又天物を暴殄せぬやうに、大人の着物の膝がぬ



けたら短い着物に仕立直し、四ツ身が破れたら三ツ身にでも一ツ身にでも作りかへ、小切ならば縫ひ合せて物にするといふやうに、終始暇なく何かしら拵へて置きまして、毎年郷里に墓参に歸ります時など持参致しますと、土産物の補助品ともなり、其れを縫ひ手のない農家などに贈りますれば、すぐ役に立つと申して、其喜びは又格別なもので御座います。又御親しき御宅の御病人などを御見舞す時には、態々高價の品物を取りませず、一寸した手料理の一二品を持参して御免していただき、又不時の御客様方に御飯を差上げます時でも、成るべく他より取りませず、有合せの手料理で召上つていただいて居りますが、それが又隣の糧飯のたとへのやうに、却つて御喜びに預ること御座いました。斯うして喜ばれた上に多少の失費を省き得るので御座いますから、天物を無駄にせず、又時間を浪費せず手を動かすといふことは、誠に限りのない貴いことと存じまして、外に何一つ善事をなし得ぬ私には、せめては一意専心に萬物を粗末にせぬやうにと、只其れだけを毎日の役目と致しまして、いささかづつの餘裕を拵へ、猶恩給には一切手をつけず、それを今の本郷一丁目本郷座通りの左角に、もと帝國貯蓄銀行といふのがありましたので、其處にだけは決して人を煩はさず

に自分が参りましたして預けて居つたので御座いましたが、或時などは何時もの如く少額を持参して差出しましたら、今度は永樂銀行といふ普通の銀行になりましたから、十圓未滿はお預かり出来ませんと、はね返されたことも御座いましたが、どうやら都合して矢張り引續き其の銀行に預けて居りました處、塵も積れば山となるで、少しはまとまりも見えて参りましたが、不幸にして大正の大震災後間もなく高田商會破産のため、永樂銀行も解散致し、ここに積年の辛抱も一朝にして水泡に歸してしまひ、眞に残念で堪まりませんでした。自分以上に猶悲惨な預主の多いのを思ひますと、諦らむるより外はなかつたので御座いました。

『斯うしたつまづきに遭ひましても、年來の希望を捨つるに忍びず、益々心を張り詰めて、相變らず貯蓄を續けて今日に至りました。其の結果の金額は、全く永年家賃御免の監督住宅勝手許の隅つこに結晶した粒々辛苦の淨財で、今更自分の使用に供しませぬにはあまりにも勿體なく思はれ、猶又私共母子が上京以來、指折り數ふれば已に十七年の長き春秋をくり返して居りますので、今更夢のやうにも思はれます。其の間長女を嫁がしめ、次男三男には嫁を迎へ（長男は三歳の折死亡）、四男は現在帝國大學在



學中で御座いまして、主人は最早古稀に近く、私もまた已に六十路の坂を越え、いよ老境に入りましたので、近來は餘儀なく女中を使つて居りますが、主人は終始一貫館務に没頭し、昭和八年度末までには、十萬圓の基本金完成の義務を果さなければならぬと、寢食を忘れて居る日頃の苦心を思ひますと、只今こそ永年の家賃を納めますのが最も適當の好時期かと考へまして、突然監督に申出でて、快諾を得ました譯で御座います。若し之によつていささかなりとも本館の御用に立ちますれば、年來の望みも叶ひ、誠に此上もない満足にて、これも全く神佛の御加護と皆様方の御力によることと、茲に改めて厚く御禮を申し上げます。どうぞ微衷を御察し下さいませ。尙皆様の御援助を得まして、一日も早く十萬圓の基本金を完備したいものと、切望して止まない次第であります。』

先生は數年以前から後進に路を拓くためとて、辭意を鐵道省に洩らして居たが、此頃は後に述べる如く先生は鐵道省の至寶となつて居たので容易に聽許されなかつたが、昭和八年三月二十五日を以て漸く免官となつた。まことに圓滿な退職であるの

で、莊内館關係者は此年五月十九日に祝賀會を催した。任官祝賀會は普通であるが、退官祝賀會は多くはないであらう。また從來在京莊内人の會合と言へば、殆ど總て先生が司會者で、末席に坐して勞を執られるのが常であつた。此日のやうに主卓の中央に坐を占める先生を見出だすことは誠に珍しいことであり、主賓たる先生の顔にも自ら欣びの色が溢れて居た。七月十八日には鐵道同志會が先生のために慰勞會を開き記念品を贈呈したが、是亦同志會としては先例なきことであつた。然も鐵道省は先生の悠々自適を許さず、七月十一日に地方鐵道軌道及自動車運送業の會計事務を囑託した。日勤囑託といふことであつたが、別に事務を執らなくとも宜しいとのこと、月水金の三曜日だけ出勤することにした。但し役所は先生の書齋の延長ともいふべき有様で、或は先生自身の研究をなし、或は會社の人々に質問に答へるのが仕事であつた。

昭和九年には先生は七十歳となりて所謂古稀の齡を迎へ、重子夫人は六十五歳、夫婦共に無事息災であるので、此年十一月五日、赤坂幸樂で役員館友聯合の祝賀會を開きて先生夫妻を招待し、席上夫婦の立體寫真像を贈呈した。出席者の中には、郷里莊



内は言ふに及ばず、遠く満洲から來り會せる者もあつた。館友を代表して述べた三矢宮松氏の祝辭の中に、下の如き一節がある——『御存じの如く吾莊内よりは未だ一人の大臣を出しません。陸海軍の大將さへないのであります。又實業界・學界にも多數有爲の士を出しては居りますが、未だ必ずしも全國に誇るに足りませぬ。只一つ社會の土臺になる所の人材の育成方面に於ては佐藤雄能先生の在るあり、是れ實に吾人莊内人が全日本に誇るに足るべきものと信するのであります。莊内には大臣も大將も大富豪もありませんが、吾等は佐藤雄能先生を有する。私はこれで立派に莊内は面目が立つと思ふのであります。』富貴は浮べる雲の如く、大臣大將もやがては世に忘れられるかも知れないが、先生の名は必ず不朽に傳はることであらう。否な先生は、其名をさへも欲せず、唯其の仕事の永く遺ることだけを欲するであらう。

昭和十二年十月、日本通運會社が創立された時、同會社の資本金の半額を鐵道省が持つことになつたので、鐵道當局は先生に向つて同會社の監事となるやうに交渉した。時の鐵道次官喜安健次郎氏の如きは、先生に對する並々ならぬ好意から、熱心に就任を慫慂した。先生は豫て操守する主義主張を述べて固辭したが、喜安次官が飽迄

も希望するので、先生は情理を盡して漸く二日間の猶豫を請ひ、翌日女婿泉崎三郎氏に、次官との問答記録並に承諾の場合の條件を示して意見を求めた。泉崎氏は、先生の態度は甚だ立派で、唯々尊敬を深くするだけであるが、斯様にしても尙ほ懇請される上は、應諾されるのが至當であらうと勧めたので、先生も遂に就任を承諾し、毎月一度宛出社することとなつた。其の問答記録並に條件手記は、現に佐藤家に保存されて居り、先生が如何に出處進退について自重したかを知らしめる。

既に述べたやうに先生の體質は決して頑丈でなく、小學校時代には屋敷の畑を耕して身體を練らねばならぬほどであつたが、青年時代以後は病氣らしい病氣にも罹らず、鐵道省勤務三十餘年間、病氣缺勤や早引・遲參など皆無と言つてよい位であつた。それは先生の健全なる精神生活が、肉體の上に良好なる影響を齎したものに相違ない。さり乍ら寄る年波は争はれず、古稀の齡を越してからは次第に健康が衰へ初めた。最初に健康を損じたのは昭和八年二月中旬に感冒に罹つた時で、此時は肺炎になりさうだとの診断であつたが、幸に數日にして熱も下り、二週間後には全快して常態に復した。此年十月初旬に、再び同様の状態で病床に就いたので、此度は最初より看



護婦を付けて専門の手當を盡したが、幸に経過は順調で、二十日目には床拂ひをすることが出来た。

其後は引續き健康で、昭和九年は風邪一つ引かずに一年を送つた。翌十年五月には醫師の意見にて健康の上にも健康をとの用心から、湯ヶ原温泉に轉地し、入湯一ヶ月にて六月歸京、更に七月より避暑かた／＼監督住宅の離れ改築工事の済むまでと、約四ヶ月間水上温泉に轉地し、工事完成後の十月中旬に歸京した。然るに此月二十三日に突如發熱し、また肺炎になる恐れあるといふので非常に警戒したが、此度も無事に回復した。翌十一年七月には例年の行事にて水上温泉に轉地、一ヶ月餘轉地して九月上旬歸京、健康にて秋冬を過ごし、目出度く昭和十二年を迎へ、此年は全く無病で過ぎた。但し此年十一月十日、竹馬の友齋藤九兵衛氏が長逝したことは、痛く先生を哀しませた。

前にも述べた如く秋保親正・若松久米吉・齋藤九兵衛三氏は、先生の少年時代よりの朋友で、四人の友情は終始最も濃やかであり、交友二十五年の時には、四人の紋章を半分づつ重ね合せたものを内側に彫刻せる銀杯四對を作つて、銀交式を擧げた仲で

あつた。而も此の四人は互に相異なる性格の持主で、秋保氏は令弟親美氏が言つて居るやうに、『蛇が棒を呑んだ様な男』と評された直情徑行、狷介不羈の人であつた。若松氏は奇策縦横、磊落放縱の人で、例へば或時先生に向ひ、米澤で袴地を買つて郷里の重子夫人に送ると言つて、差當り必要がないといふ先生を強要して其の代金を持つて行つた。其後幾月経つても袴地を送つたといふこともなく、先生も忘れて居たが、數年の後に何かの話の折に想ひ出し、先年の袴地は何うしたかと訊ねると、若松氏は壁にかけてある數年使用した袴を指して、袴はあれだが要るなら持つて行つても宜いと平氣で答へた。齋藤氏は青年の頃に漢の高祖を以て任じて居たといふから、其の人柄が略々想像されるであらう。先生が在郷時代に、東京の若松氏から齋藤氏に向つて、金三十圓借用したい、且今度の暑中休暇には必ず返すからと頼んで來た。何うして返すかと言へば、休暇に歸省した時に百圓借用、其のうち三十圓だけは間違なく返すといふのである。先生は齋藤氏から其話を聞き、それならば相違なく返せる方法だと笑つた。齋藤氏は、馬鹿なことを言ふ男だと言つて居たが、それでも其の三十圓を送つてやつた。先生は『若松久米吉氏の事』の中に、下のやうに述べて居る——『私



は曾て考へた、若し死ななければならぬ事があつたら、第一に早く死ぬのは秋保氏であらう。同氏は元氣で思ひ切りがよかつたからである。其の次には私が死ぬであらうと思つた。若松氏は屁理窟屋であるから、あれこれと理窟を並べて死に後れるであらう。齋九氏は鈍重で、待て待てと云ふことを特長として居つたので、最後に残るであらうと思つた。然るに秋保氏は大正六年二月二十八日に五十八歳で死し、其の次は若松氏で六十一歳、其の次は齋九氏で昭和十二年十一月に七十三歳で死し、今は私一人となつた。私共が諸氏と祖父の前に談論して居つた頃、祖父は「憶昔行」と題した長い詩を作つたので、我々は之を愛誦した。其の中に「親朋交友同携手、瓊筵花月相追隨、……早晚朋友逝不返、勝地高興與誰題詩、人事回環幽明隔、須臾各爲泉路客、孤存孰々亦蕭々、相思如夢空陳跡」といふ句があつたが、今は自分の身の上となり、眞に感慨無量に堪へないのである。』

さて昭和十三年には、例年の如く八月三日水上温泉に轉地した。上に引用せる『若松久米吉氏の事』は、實に此の入湯中の執筆にかかるものである。然るに此月二十三日に、突如發熱して體温三十八度三分に上り、先生自身は左まで苦痛を感じぬ様子で

あつたが、二十八日朝見舞のために水上に出向いた重子夫人は、先生の呼吸の唯ならぬに氣付き、先生に勸めて三十日に歸京した。本間英史・小柴健治郎兩博士の診断の結果、病氣は左上方肋膜炎と決定、相當の重症であつた。然るに其後の経過は意外に良好で、年末ごろには身まはりの自由もさき、昭和十四年元旦の雑煮を家族と共にいただくやうになつたので。一同愁眉を開いた。三月に入りては病床を離れ、下旬には莊内館の理事監事會に出席して、その司會に當る程度に達した。然るに四月下旬に至り、舊痾に加ふる腹膜炎の發症を見、然もそれが急激に且高度に來たので、腹は太鼓の如く張り切り、滲出液も何千瓦といふほど溜つたが、是亦奇蹟的に漸次回復に向ひ、無事に夏を過ぎて秋涼に向へば、或は快癒するかと期待したが、宿痾相重なつて衰弱の加はるを如何ともする能はず、十月三十日午前三時二十分腸出血を起し、同五時三十分遂に永眠した。敍上の如き重症に在り乍ら、肋膜炎の全経過、腹膜炎の全経過に於て、睡眠も食事も常に佳良、意識は明晰、加ふるに未だ曾て一回も苦痛苦悶を訴ふることなく、臨終は極めて安らかに又神々しかつた。享年七十五である。



## 六 二十年間の夫婦別居生活

莊内館創立當時から、先生は家族を郷里に残して、大正五年までの二十年間を單獨で生活した。それ故に先生夫婦は、青春時代の過半を別居生活で過ごした。昭和八年の執筆にかかる『我が家』と題する先生自身の手記には、此間の事情を左の如く述べて居る――

『養母は死に至る迄、佐藤家を振興せんと一意に考へて居られた。重子も亡母の遺志を繼ぎ、家を守り且振興せんとの念慮が、實に強かつたと思ふ。私は養母の遺志を繼がうとする重子の意思を尊重し、自己の不便を忍び、彼の行動を束縛せざるやうに努めた。家族共棲は人倫の道で、又人情の當然とする所である。然るに私は上記の趣旨に依り、家族を郷里に残し、二十年間夫婦別居の生活を爲した。尤も上京當時は収入が少く、家族を養ふことが出来なかつたが、數年の後には何とかすることの出来るやうになつた。併し私は、妻子を東京に招く時は、山添の家は支離滅裂に歸するは明かで、養母の遺志を空しくすることになる。故に私は重子の意思も其處に在るものと信

じ、且事實彼が居なければ山添の方は何うにもならぬと思ひ、自分の不便を我慢して居つたものである。私の親族友人は、或は其の事情を知らないで、重子が我儘で東京に行かぬと思つた者もあるかも知れぬ。家族を東京に招けば、私は寄宿舍内に學生と寢食を共にすることを得ぬことに爲る。併し莊内館の関係者も、家族は郷里に置いて私に單身寄宿舍に居れとは言はぬと思ふ。故に彼に上京の意思あると知らば、私は家族を招いたかも知れぬ。大正三年に元町新館を建築するに當り、家族の住居を造られた。其時は養父は既に死去し、留守宅を他に委託すれば、家族は上京し得る状態に在つたが、重子は尙ほ家を擧げて上京するか如何かと思つた。併し役員諸氏の勸告もあり、先づ何年間にも上京して見よと云ふ意味で上京を促した。重子は喜んで上京した。之が大正四年一月二日で、私が莊内館設立の爲に上京してから正に二十年に爲り、家族六人一緒に暮らすことに爲つたのである。大正十二年の大震災に家財は全部焼失したけれど、家族は幸に一同無事で、家財も知人其他の御蔭で次第に回復することを得、寄宿舍を現在の瀧野川中里に新築する前に、今の監督住宅に移轉した。願れば二十年間夫婦別居をして、共に苦痛を忍んだけれど、之が爲に山添の方では家政



を整理し多少の財産を維持することを得、又養父の終りを完くせしむるを得、子供も地方で育つた爲に今日の健康を得て居るのかも知れぬ。東京の方でも私が單身寄宿生と寢食を共にしたので、寄宿舎創業の際に大いに基礎を鞏固にすることを得たと思ふ。さすれば養母の遺志に副はんとして、二十年間夫婦別居をしたことは、決して無意義でなかつたと思ふ。』

莊内館創立のために無理に先生を上京せしめた策謀者が若松久米吉氏であることは既に述べた通りであるが、大正十三年同氏長逝するや、先生は『莊内館の創立と若松久米吉君』と題する一篇を草して、之を第二十八回莊内館報告に載せた。郷里より某氏が訪問した時、談偶々莊内館創立當時のことに及んだので、先生は右の一篇を讀んで聞かせた。其時に重子夫人も座に在つたが、先生が之を讀み終ると、さも懷舊の情に堪へぬものの如く、縷々として當時のことを語り出した。某氏は斯様な事は館友諸氏で知る人はあるまい、莊内館の今日ある裏面には、斯ういふことがあると云ふことを知らしめる必要がある、必ず之を書留めて置いて貰ひたいと懇請した。先生は『實は其談の中には、私も初めて聞いたと思ふこともある、眞につまらぬ一家の内事であ

るけれど、某氏の勸告もだし難く、即ち筆を執つて見た』と前書して、第二十九回莊内館報告に『佐藤重子の懷舊談』と題する左の一篇を載せた。

『今讀まれた記事の中に、主人の出京につき快く父の承諾を得たとありますが、事實父は大いに不満であつたのであります。五十嵐氏をして説かしむるなどであるのを見ましても、其間に事情のあつたことが判るやうです。主人が山形師範を卒業後、地方で小學校の教員をして居つてくれたならば、其の當時には衣食に窮するやうなことはなからうと思はれました。それで父はさうすることを望んで居つたのであります。然るに主人は、是非もう一と勉強せねばならぬとて上京しました。其後學校を卒業して、一度日本郵船會社に就職されましたけれど、思ふやうに行かないので、一と先づ歸郷すると申されました。父は初め主人の上京に不同意を唱へましたけれど、一旦出ました上は何處までもやつたら宜からうといふ意見でありましたので、主人の歸郷することを内心面白く思つて居りませんでした。それを又今度出るといふことであるから、能く諒解を得ねばならぬ譯です。私は父の云ふことも無理はないと思ひました。併し御友達の方々が御相談の上、御本人も御承知に爲つたことで、遂に出らるる



ことになりました。其の出發が眞に急なので、何も支度することが出来ませんでした。羽織は結婚の時に宅より差上げたのが、柔いものの一張羅で、それにスガ縞の裏は甲斐絹をつけてあつたか知りませんが、あとは薄黒いやうな夏羽織と、袴は木綿物が一着、着物は手縞の持合せ物だけ持つて行かれました。其後主人は、洋服などを造るのに、大部困られたといふことを聞いて居ります。

『翌年の夏に、初めて歸郷せられました時には、實に驚きました。身體は瘠せ衰へられ、容貌はふけられ、僅か一年の間に見違へるやうになりましたので、私は覺えず涙が出ました。莊内館の經營に何んなに心勞せられましたものか、何んな物を召上つて居らるるのか、こんなことで長く續かれるであらうかと案ぜられました。之は私のみでなく、三浦の妹も、加藤廣記さんもさう申して居りました。併し其の翌年よりは、格別の變りもありませんでした。私共は何時まで留守をして居れば宜いのか、又何時になれば何うなるといふことが、全く判りません。されど主人の爲し居ることは、御歴々の御友達と御相談の上に爲されたことで、又郷里の爲とか國家の爲とかいふ結構なことであれば、御止めなさいとは申されません。それで一年一年と過ごした

譯であります。私の父は喜怒を顔に表はすといふことは殆ど無い人でありましたが、主人の初めて歸郷されました時には、何んなに嬉しく思つたものか、其晩に主人と並んで食膳に就かれました時の嬉しさうな様子は、今尙ほ目に残つて居ります。

『主人が莊内館を始めようと家を出したのは、長女かうの二歳の時でありました。子供の小さい時は、留守をして居つても左程に辛いと思ひませんでした。娘が段々成長して物心がつくやうになりますと、情的のものと申しませうか、父を慕ひますこと一通りでありませぬので、時々胸を裂かるやうな思ひをしました。豌豆の盛りの際に、家族が一同其汁を食べながらおいしいと申しましたら、娘はお父さんと一緒に食べたものか、小さい時より自分は軍人の御嫁さんにはならぬと申しました。それは留守をさせられるのが厭やだからと言ふのでありました。

『其頃は家計も大分苦しかつたので、私も村の小學校に勤めることに致しました。乳呑兒を有つて奉職するといふことは、眞に辛いものでありました。子守が子供をおんぶして學校に參ります。それに人目に立たぬやうに小使室で乳を吞ましてやります。



宅に歸れば何んなに疲れて居つても、又熱くても寒くても、帯も解かずに先づ乳をやらねばなりません。毎朝子供を宅に残して出ますのに、子供の丈夫な時は宜いですが、病氣の時などに捨て置いて出るのは、眞に腸のちぎれるやうな思ひをしました。せめて日曜日だけでもゆつくり子供の側に居りたいと思ひましたけれど、鶴岡に主人の親戚が澤山あります。私の氣質として、主人が不在だから誰も来てくれぬと言はれたくないのであります。鶴岡は宅より一里餘あります。鶴岡に出ますれば色々用事があつて、なかなか早く歸れません。時々子供は自分をも連れて行つてくれと申すこともありましたが、連れて行く譯には参りません。大急ぎに駆け廻つても、歸りは何時も遅くなりました。

『暑中休暇で主人の歸りました時の子供の喜びは、申し様ありませんでした。それでも毎年莊内館の基本金募集で、内に居らるることは殆どありません。子供は朝早く起きてお父様と御話をしようと思へば、早朝よりの來客で、そのうち車が迎ひに来て出て行かれます。夜は眠いのを我慢して御歸りを待つて居りますが、たうとう堪へ兼ねて寢てしまひます。私より御歸りが遅くなるから寢よと言はるるのが怨めしかつた

と、後々まで申して居りました。娘は主人の歸郷の時に先づ第一に、お父様今年は酒田に行かれますかと尋ねます。之はたまたま歸郷されたのに、基本金募集のために飽海郡に行けば、其の當時は鐵道もありませんし、一週間位は歸らないからであります。行くと言はるれば落膽し、行かぬと言はるれば大いに喜んで居りました。併し其頃は、何年か續けて基本金募集に廻られましたので、歸郷せられても殆ど宅に居らるることが少なかつたやうであります。

『私は初め父の指圖で家事をやつて居りましたが、其後會計全部を引受けてやらせらるることに爲りました。主人は薄給の内より必要額を送つてくれます。送る方も辛らかつたと思ひますが、受くる方も並大抵のことではありませんでした。主人は小さい帳面に、毎月の支拂必要額を書いてくれられました。何月には無盡の掛金が幾何、借金の子が幾何、税金が幾何といふことを書いてあります。其の當時は、何うして其月を凌がうと、一日も其の帳面を見ぬことがありませんでした。其後送金も殖え、無盡の結了したのもあり、多少の貯金も出來ましたので、足らぬ時は郵便局から引出せば宜いと思へば、大いに氣丈夫になりました。主人は學校の方を止めたら宜からう



と申してくれましたが、其頃は子供も大部大きくなり、且折角今迄勤めたものだから、自分の勝手に任して戴きたいと願ひまして、恩給を受け得るまで勤めました。

『大正二年頃、私は一寸東京に参りました。其時主人は寄宿舎新築の計畫を立て、圖面を書いて居りましたが、監督室を現在同様十疊とし、それに六疊の控室を作れば、自分の監督をして居る間は澤山だ、そして下に事務員夫婦の居る二室位を設けるなど語られました。又他から到來せられました器物など、こちらに置く必要がないからとて小包で郷里に送られ、又私の歸郷する折にも持ち歸らせられた物もあります。

私は老父は居り、家事一切を處理して居りますので、容易に家を離れることが出来ません。且主人の心も略々判りましたから、自分はいふ運命に生れた者と思ひ、家は毀れたけれど改築する資力もありませんから、せめては住心地の好いやうにしたいと思ひまして、所々修繕などをし、子供は追々成長すれば外に出るだらうが、自分は一生田舎で留守をして暮らすことに決心し、時々親しき友達とでも往來して、せめてもの心やりをしようと考へました。

『然るに大正四年に新しい寄宿舎が出来、其中に監督家族の住む所を作られ、役員の

方々は貴君の御家族に住んで戴かうと思つて作つたのである、兎に角一年でも二年でも宜いから、第一回には貴君の御家族に住んで戴かなければならぬと言はれたから、早速上京せよと申越されました。其の當時は父も亡くなりまして、私も上京されぬことはないであります。併し私は是迄主人を助けて寄宿舎の爲に盡力して居つたならば、新築出来たる上に大きな顔をして住むことも出来ませうが、是迄只留守をして居つた許りで、何も盡したことがありません。立派な住居が出来たからと言はれても、そんならと言つて行く氣にはなれません。又子供も、宅ならば何んなに大きな聲を出しても、又騒ぎ廻つても、誰にも憚る所ありませんが、寄宿舎の一部では大いに氣兼ねをして小さく爲つて居らねばなりません。それには迄何事もなく二十年間も勤めて居られた監督に傷をつけてはならぬと考へ、餘り取急いで上京の支度をする氣になれません。そのうち監督住宅に秋保親久さんが御這入りになつたといふことを聞きましたので、それでは初めの御話と違ふやうである、秋保さんが御喜びで御出でになるなら結構なことと思ひ、私の上京を見合せようと申しました。其後秋保さんは他に御移りになり、愈々上京せねばならぬことになりました。同年の暮に主人が迎ひ



に來てくれましたので、大正五年一月一日に郷里を立ち、二日に東京に着きました。それで明治二十九年より丁度二十年目に、家族一同一緒に暮らすことになりました。月日の立つのは早いもので、其後今日迄又十年になりました。實はこんな御話は、一生口に出さない積りで居りましたが、年をとつて氣が弱くなつたと申しませうか、意地がなくなつたと申しませうか、時々口に出るやうになりました、御恥かしいことでもあります。』

斯様にして先生は三十二歳から五十二歳まで、重子夫人は二十七歳から四十七歳までの二十年間を、佐藤家のために、また莊内館のために、夫婦別居の生活を忍ばれたのである。まことに偉大なる犠牲である。然も先生自身は淡々たること水の如く、不便を不便とも思はぬ氣に、實に明朗にして簡易なる生活を送つて居た。身の廻りのことは莊内館の女中が受持つて居たが、毛頭手間のかからぬ主人であつた。衣類は郷里から送つて來る。悪くなれば送り返して洗濯又は修理をして貰ふ。洋服は自ら造らせが、和服は一度も自ら買つたことも造つたこともない。食事は食堂で館生と一緒に同一のものを食ひ、然も館生と同様の食費まで支拂つて居た。監督から食費を徴収す

るのは不當だといふので、評議員會で問題になつたけれど、當時は基本金が僅少で、監督の食費を支辨する途がないといふことで其儘になつた。

莊内館創立時代の先生は、薄給であつた上に、郷里に送金せねばならなかつたので、會計は極めて苦しかつた。それで五十嵐九兵衛氏は、先生が毎月送金するのは容易であるまいから、通帳でも作つて毎月留守宅で必要なる金額を渡し、追つて先生が都合のつくやうになつてから返却すれば宜いと言つたけれど、先生は其の好意を受けなかつた。また齋藤九兵衛氏も、先生の家計のために毎月十五圓宛補助しようと思つた。秋保氏がそれでは齋藤氏にばかり迷惑をかけて氣の毒であると言つたので、齋藤氏は秋保氏に向ひ『莊内館は吾々一同でやらうとてやり出したことでないか。身體の都合のつく人は身體で盡し、金錢の都合のつく人は金錢で盡し、皆で出来るだけの事をしなければならぬ。今自分は諸君より少し金錢の都合がつくので、一ヶ月十五圓位出して格別のことはない。佐藤君が家族と離れて、單身館のために盡して居られるのを氣の毒と思はぬか』と言つたので、秋保氏も答辯に困つた。併し先生は、齋藤氏の好意は感謝するけれど、補助金は斷然受けられぬと言つて之を斷つた。其頃は先生



も随分苦しかつたに相違ないが、郷里の重子夫人も一層苦しかつたことは、前掲の懷舊談によつて知られる。

先生は苦しい中から莊内館に食費まで拂つて居た上に、館用の通信費・集會費などまで自費で支辨し、出縣費用までも自辨であつた。そして家族が監督住宅に住むやうになつてから、重子夫人は粒々辛苦の貯金を家賃代りとして莊内館に寄贈して居る。何處に此様な寄宿舎の監督夫婦が居るであらうか。仕事もせぬ前から勘定書を出す人間の多い世の中に、立派な仕事をして賃銀を受けようとせぬのである。但し此の賃銀は必ず天上に積み貯へられて居るであらう。

### 七 莊内館に於ける薰化

莊内館は往昔の學塾の如く、學生が一人の師を中心として集まり、その學説を聽聞し、その思想に共鳴し、その薰陶の下に人格を修養して往く道場ではない。それは能力も志望も多様な學生が、就學の便宜のために宿泊して、それぞれの學校に通ふ寄宿舎である。斯くの如き寄宿舎の經營指導は、打見たるところは容易なるが如くにし

て、實は極めて困難であり、動もすれば創立の趣旨に副はぬ單なる合宿所となり勝ちである。莊内館が創立以來入舎せる學生四百人以上を數へ、其等の總ての館友が長く莊内館を魂の故郷として、他には見られぬ濃やかな愛着を抱いて居るのは、實に館の經營者・指導者として先生を得たからである。

先生は莊内館の『監督』であり、先生もまた常に先生を監督と呼んで居た。此の名稱は、莊内館に關係なき第三者の耳には、甚だ殺風景に響くかも知れないが、先生の場合に於ては、此の無味乾燥なる呼稱に特別な雰圍氣が漂ひ、館生は此外に先生の呼びやうがないやうに思つた。但し近所の人々は、何時の間にやら先生を敬慕するやうになり、元町では元町の佐藤先生、中里では中里の佐藤先生、水上温泉に往けば水上の佐藤先生で、何處でも『先生』と呼ばれて居た。先生の主治醫小柴博士は、話したこともない中里の莊内館の近所の人達から、『佐藤先生が御病氣ださうですが如何ですか』『佐藤先生が逝くなられたさうで』とか言葉を掛けられて、驚いたと言つて居る。

さて莊内館の館友が莊内館に對して強き愛着を感ずるのは、監督が莊内館を我家と



して住み、館生を家族として取扱つたからであると思ふ。監督は家長として館生に臨み、父親が其子に對すると同様に、無私公平に館生を愛した。それ故に長く在館した者は、誰でも自分が一番監督に可愛がれたと思つて居る。先生は教師としてに非ず、父親として館生を導いたのである。筆者は明治四十年から同四十四年まで、足掛五年に亙りて元町舊館の館生であつたが、其間唯だの一度も道學者めいた教訓を受けたことがない。先生の話は、常に一見平凡な、但し實行は決して容易でない生活上の心懸け、人生の種々なる局面に於ける自身の經驗、同郷の先輩又は先生の知人の言行などであり、英雄豪傑の功業などに就ては殆ど何事も語らなかつた。

晩年先生は莊内館四十年を回想して、元町舊館時代が『莊内館の生活として最も面白き時代』であつたと述懐して居る。其頃の莊内館生活を髣髴させるために、當時の館生、今は帝國人絹株式會社社長久村清太氏の筆になる『監督室の記』と題する一文を、莊内館第十一回報告から抄録する。

『不完全なる建物に包まれながらも、監督室の裝飾のみは、流石に光彩を放つて居る。重い入口の板戸を開くと、正面に新調の机を前に、長火鉢を横にして、綿服に黒

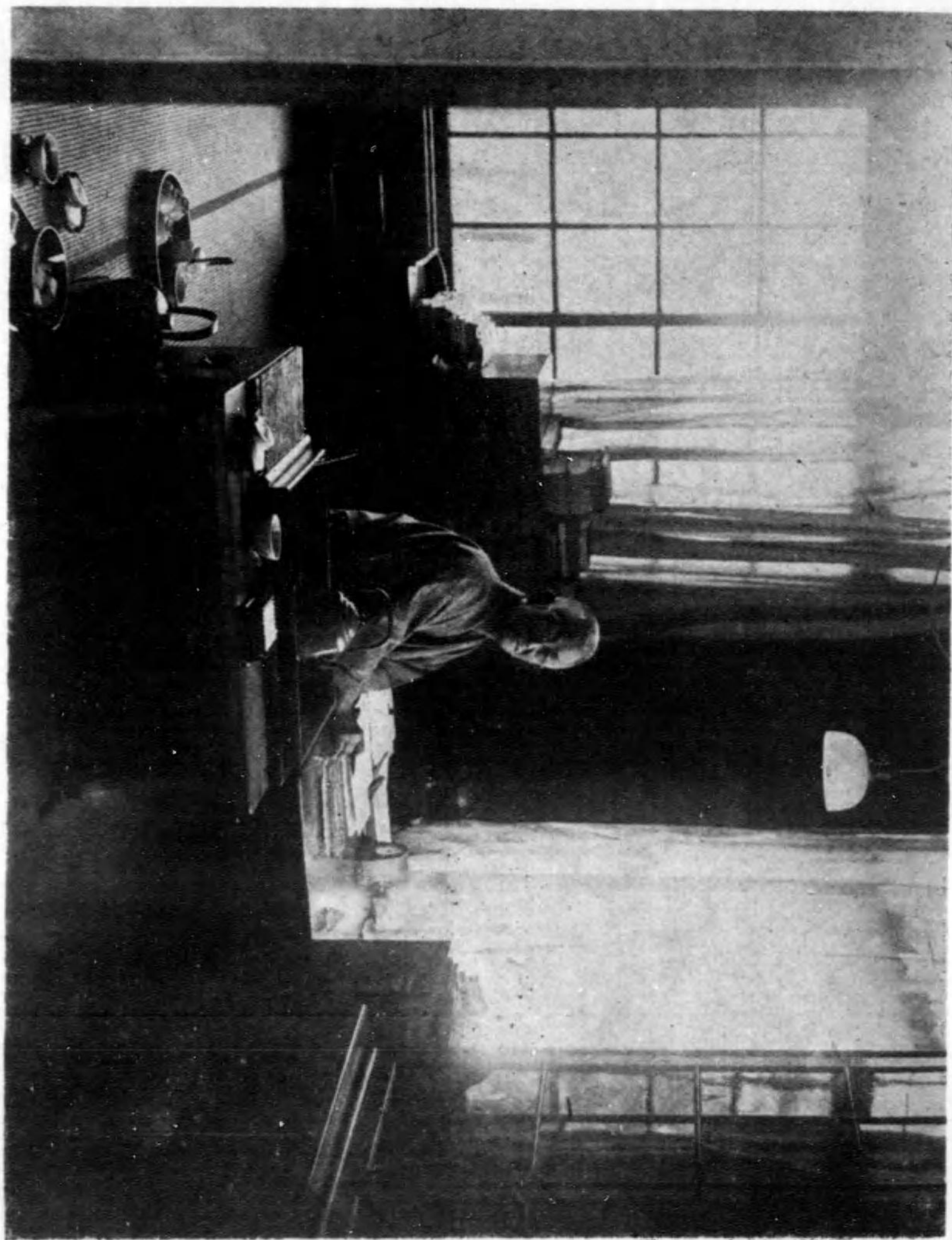
紋付の羽織を着、鼠色の兵兒帶をしめて、佐藤監督が端坐して居る、室の壁上には澤山の額があつて、多くは館友や本館関係者の寫真である。左手に當つて異彩を放つて居る大きな額は、忠孝の二字を記し、上村中將が特に本館のために揮毫せられたるもの。床の間には林外相の揮毫にかかる漢詩の一軸、其前には美しい花瓶に季節の花を活けてある。活花は館の婆やの丹精で、何流か知らんが枝振りが大いに振つて居る。來客は長火鉢を隔てて色あせたる座蒲團に坐ると、監督は茶を入れて、火鉢の抽出より所謂監督のパンを硝子の小皿に掴み出して供するを常とする。監督のパンは餘り高尚なものでない。到來物があることを知ると、館生がゆすりに出掛ける。九重がありと知れば、一人が山吹の話をする、一人は七重八重かななどと言ふ。監督は了りが早いので、此の策略は必ず成功する。策略の巧妙の度を論ずれば「鼠」の術に若くものはない。晝間は大抵監督が不在であるので、此室は時としては鼠の世界に變る。茶筒の茶、抽出のパン、押入の菓子折など、毎日のやうに姿を隠す。何れも仁木彈正の子孫で、勿論唯の鼠でない。鼠の中にも大鼠と云ふ種類である。三號室あたりの角帽の館生などは大鼠の隊長で、晝は蜜柑を盗み、夜は其残りをゆすりに出掛ける。鼠の正



體が見あらはされることがあると、色々の申開きが出てくる。或館友は、熨斗梅の折詰を開いて置いて、「認印が紛失したので折詰の中を探して見た」と辯解した。

先生は鐵道省に勤務して居たので、毎朝定時に出勤する。朝飯は館生と一緒に食堂で喰べるのであるが、齒が悪くて香の物を喰べることが出来ないで、婆やが鯉味噌を造つて置く。先生と一緒に食卓に就けば、先生は必ず『鯉味噌を取りなさい』と言ふ。それで館生は鯉味噌を喰べるために、先生の食卓に就くところを見計らつて食堂に出た。夕刻先生が役所から歸るまでに、館生はよく監督室に忍び込んで、到來の菓子や果物を失敬した。久村氏の所謂鼠である。然も先生は大小の鼠共に對して極めて寛容であつた。それは前にも述べたやうに館生を家族と考へて居たからである。此頃はまた鐵道省からの地方出張が極めて頻繁であり、大正四年度には前後實に二百十九日、同六年には百五十六日に及んだ。出張先からは常に土産物があつて、館生は居ながらにして諸國の名物に舌鼓をうつことが出来た。

館生は先生が東京に居る時は、毎晩のやうに監督室に行つて様々な話を聞くのを楽しみにした。更まつて教へを乞ひに行くのでなく、父親の前に甘えに行くのである。



先生藤佐るけ於に館内莊川野瀧



館の事務やら、手紙の往復やら、専門の會計學の研究やらで、實は寸陰をも惜む生活であつたけれど、先生は厭やな顔一つ見せず、欣んで話相手になり、館生は遠慮なく邪魔をして居た。他日館生が社會に出て、自分が多忙の身になつてから、當時を回顧して初めて先生の貴重な時間を潰したことを相済まないと思ふのである。それほど先生は常に霽然として居た。

また先生は態度や言行に毛ほどの修飾がなかつた。挨拶も對話も凡て率直單純で、人に對して上下の隔てがなかつた。夜、先生が勉強に疲れたころ、監督室を訪れる館生があれば、先づ一ト休みといふ風に、机を背によりかかり、手を左右に伸べ、脚を脇息の上にあげ、最も合理的な休息の姿態で、微笑を含みながら相手になる。夏などは時々股間の一物が、緩い禪の間から隠見することがあつても、先生は左様なことには更に氣が付かず、眞面目で然も飄逸な調子で愉快に話をして居た。夜の十時過ぎには、廊下を小刻みな足取りで、いつもボンボンと腹鼓を打ちながら館内を見廻り、館生の勉強振りなどを見て歩いた。此の両手で腹を叩く音が、太鼓か鼓のやうな見事な音がしたので、館生は感心したり可笑しがつたりして居た。時々蜜柑箱か菓子箱を



抱へ、學生室の戸を開けて『勉強して居るのう』と慈愛に満ちた聲をかけ、箱の中から蜜柑なり菓子なりを興へて行く。電燈を點け放して寢轉んで居る學生には、『寢て居るから上げられん』と言つて、戸を閉めて行つてしまふ。電燈はメートル式であるから、眠れば消すことになつて居たのであるが、『起きて勉強しろ』と叱らずに、蜜柑を上げられないと言つて、さつさへ行つてしまふところに、先生の面目が躍如として居る。斯うして學生は假寢の時に電燈を消すことを忘れぬやうになる。

斯様に先生の態度や生活は、表面は平凡にして他奇なきものであつたから、初めて入館する學生の多くは、非凡なる先生の本質を掴むことが出来なかつた。館友の一人（三矢正城氏）は下の如く言つて居る——『當時の私は、教育家・薫育者と言へば、端坐訓戒を是事とする者と考へて居たのであるが、先生の館生に對する御様子を拜見して居ると、館費の怠納でもしない限りは、殆ど日常につき御干涉にならぬやうに御見受けしたので、天下の先生を目して育英の偉人となす所以は何處ぞやと思つたものである。』時を経るに従つて、桃李物言はねども下自ら徑を成すが如く、先生の眞面目が自然に露れて来る。同じ館友が下の如く書き續ける——『在館一年位経つて十年

以上も違ふ先輩館友とも、段々御近づきを願ふやうになり、その方々の先生に接せられるところなどを私かに拜見して居るうちに、段々と私にも古語に所謂君子は響の如しとは、先生のやうな方を指すのであらうと思ふやうになつた。先生こそ大きく叩けば大きく響き、小さく叩けば小さく響く方であり、この門にこそ層々たる似而非君子は輩出せずして、不器の逸材が光芒を顯はすのであらうと、深く感ずるやうになつた。更に一年を経過し、追々卒業も近づくにつれ、館生中の古參の部ともなり、先生の御言動に接する機會も自然頻繁となるに及び、慈顔温容の先生が事理・人物の判断には頗る峻嚴であり、過貶もない代りに過褒もなく、況んや他言に乗せられるなどのことは微塵もなく、剛毅な意志力を以て、自家の信條を卓然把持して居られることが判つて來た。』

他の一人の館友（白旗信氏）は、莊内館を出てから初めて先生に對する敬慕の念が湧いて來たことを、下の如く物語る——『學生生活を了へ、自分なりに自分の世界を創り初めた當時、日常の私生活から、ひいては仕事の生活からも、何としても消し難い或る影、切り離し難い或る印象が、心に深く刻印されて居るのに氣づいた。この影



は時により私を激しく叱責し訓戒し、時には鼓舞し奨励してくれる。この私自身の中に住む影に氣づいたのは、學校を出て二年目ぐらゐであつたらうか。影は勿論監督佐藤先生である。これに氣が付いた時、私は驚きもし喜びもした。學生として直接監督の膝下に在つた當時は、眞實のところ監督は私の中に影を宿さなかつた。否、自分の中に生きて居られたにせよ、自らはそれを意識し得なかつた。當時監督は、學生などの私には、到底及びもつかない別世界の存在だつた。日夕監督の生活態度を目の前にしながら、心のうちでは人種が違ふんだと獨りぎめにし、又同感せる悪友もあり、却つて逆のゆき方を求めたことすらあつた。若し卒業後東京の地を去り、監督の膝下を離れて居たとすれば、恐らく私の監督に對する結びつきは、現在と違つて居たかも知れない。學校を了へた。委員として館の仕事を手傳へと言はれた。爾來今日まで及んで居る。私の卒業後監督が遂に亡くなられるまでに十餘年、これに館生としての三年を加へれば決して短くはない。私が導きの星たることに氣づいてからでも短くはない。監督はよく御自分の仕事のことを、研究を纏められるまでの精進の跡を、ひとごとのやうに淡々と、相手かまはず話された。専門が違ふことでもあり、學生時代には

勿論無關心で聴き流した。しかし卒業後間もなく、私は一日監督に「近頃になつてやつと少し監督さんの偉さがわかつて來た」旨を白狀したことがある。「何で？」「第一、自分で何か纏まつた仕事をしようとする、監督さんの不斷の努力・時間の活用などが、何よりの手本だと思ひます」「色々仕事があるんだから斯うするより仕方がない」と、仕方がないで片づけられた。それ以上決して尤もらしい理窟をつけられない。私は怠け癖がついたり、仕事の能率が上がらない時には、よく莊内館に出かけた。監督の顔を見、同じ話でもかまはず何か話を聞いて戻ると、不思議に調子が出る。いつか正直に「此處に伺ふと、何ういふものかは、りが出ます」と言つたことがある。「ほほう、藥代でも貰ひませうかのう」と言ふ御返事。やはり押付けがましい理窟はつけられなかつた。』

先生も人間である以上、人物に好き嫌ひはあつたらうと思ふが、館生に對しては些かも好惡の情を示さず、文字通り一視同仁であつた。但し其の曇りなき心には、人物の美醜善惡が、はつきりと映つて居た。然も其人の短所を責め立てることをせず、些かでも長所があれば之を長養して、その美點を發揮させるやうに努めた。晩年に『昔



から私に心配をかけた人が、それぞれ善い處があると見えて、皆偉くなつて居る」と述懐されて居た。此の青年を思ふ温かき誠意が、いつとはなく館生の一人々々の心の底に滲みわたるのである。斯様な愛情を具へて居る上に、先生の公私の生活が、館生に取りて無上の教訓であつた。役所の仕事でも、先生は忠實を以て終始し、如何なる些事をも忽諸にしなかつた。また名を求め利を求めると云ふ氣持が微塵もなく、斯うして置けば人のため、世のためになるといふ考へで、役所のために盡し、莊内館のために盡し、著作にも努めた。總て此等の事どもが、先生をして莊内館の無比の監督たらしめ、期せずして青年の無上の教育者たらしめたのである。

### 第三章 官吏及び學者としての先生

#### 一 官吏としての經歷

佐藤雄能先生は、莊内館監督として郷里出身の學生指導の任に當ると同時に、官吏としての生活を送つた。前述の如く先生は明治二十九年十月莊内館創立のために上京し、同年十一月同郷の先輩犬塚勝太郎氏の紹介によつて東京鑛山監督署に入り、同年十二月農商務省特許局に轉じたが、明治三十二年八月四日、同じく犬塚勝太郎氏の推薦によつて遞信屬に任せられ、同省鐵道局に勤務することとなつた。當時犬塚氏は鐵道局長を勤めて居た。此の遞信省鐵道局が、後に獨立して鐵道廳となり、次で鐵道院となり、更に鐵道省となつたのであるが、先生は昭和八年六十九歳の高齡を以て退官するまで、前後三十四年の長年月を鐵道關係に終始し、此間實に二十九人の總裁・大臣に仕へて居る。いま其の經歷を略敘すれば、明治三十九年鐵道國有準備局屬兼遞信



屬に任官、同四十一年鐵道廳書記に任ぜられて總務部庶務課に勤務、大正八年鐵道院參事補に任ぜられて監督局業務課に勤務、大正十三年鐵道省功績章を授與せられ、昭和二年勳五等に敍せられ、同六年高等官三等に陞敍、同八年三月二十五日退官、同年四月七日正五位に敍せられた。

官吏としての先生の經歷は極めて平凡であり、また其の昇進も甚だ遅々たるものであつた。然も其の職務に對する無比の忠實、鐵道會計に關する豊富なる經驗と該博なる知識、及び其の公平無私なる人格が、何時とはなしに役所に於ける上下の信賴と尊敬とを博し、遂に鐵道省の至寶と呼ばれるに至つた。鐵道次官たりし喜安健次郎氏は、先生の追悼録に寄せたる『佐藤君の思ひ出』と題する一文の中に、下の如く述べて居る——『私が監察官の時である。業務課長の石田義太郎君が、多少狼狽氣味で來室して、佐藤君が辭職したいと言うて困るから、留めてくれぬかとの話であつた。佐藤君に會うて慰留したところが、幸に承諾してくれたので、私の面目も立つたのであつた。ところが其後間もなく私が監督局長になつた。先手を打つた積りで、佐藤君に辭職などと言はぬやうにと話したら、實は左様なことを言はれはしないかと心配して

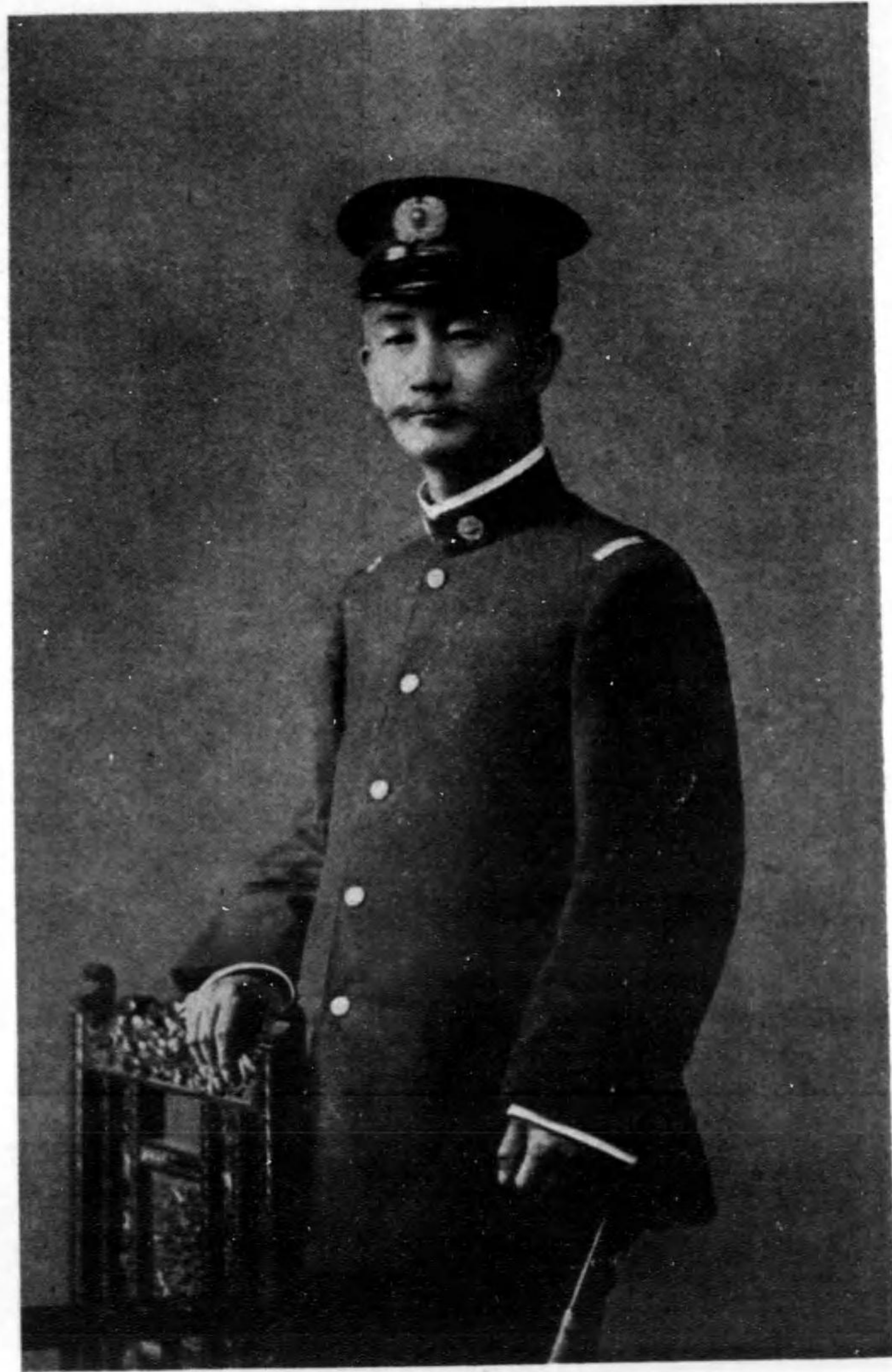
居たのだが、あなたに先手を打たれて困りましたとて、苦笑して居られた。兩三年して、佐藤君は遂に宿願を達して退官されたのであるが、如何に役所の都合とは言ひながら、佐藤君を酷使したやうに思ひ、本人は勿論遺族の方々に對して申譯ない心持がするのである。』地位から言へば一事務官に過ぎぬ先生が、鐵道省にとりて夫れほど大切な存在となつて居たのである。

さて先生任官當時の鐵道局は、京橋區木挽町の舊遞信大臣官邸で、純然たる日本造りの建物に、椅子・卓子を並べたものであつた。局は三課に分れ、庶務課長は藤田虎力氏、設計課及び營業課は、勅任技師野村龍太郎氏が課長心得であつた。先生は營業課の主記掛といふものであつたが、課長及び技師を除けば、課員全體で八名といふ小規模のものであつた。當時は一度線路調査に出れば約半年も費して居た。先生は營業課に居れば、技師一行に従つて出張せねばならぬが、莊内館の創立勿々其の維持擴張といふ重任を負うて居る際に、半年も不在になることは甚だ困るので、庶務課の統計掛に移り、間もなくまた監査掛に轉じた。同掛は私設鐵道の補助に關する事務を取扱つて居たので、先生は時折日本鐵道の各驛に帳簿検査のために出張したが、それは全



く形式的のものに過ぎなかつた。其後函館・小樽間の北海道鐵道が政府の補助を受け  
ることになつた時、先生が其の監査を擔任することになつた。もと先生は會計のこと  
に就ては殆ど知る所なく、帳簿其他の検査に出張した時も、全く不知案内で困却した  
のであつたが、職務上の必要から會計學の研究を始め、研究の進むに従つて甚大なる  
興味を覚え、遂に陸上交通に於ける會計の權威として日本の第一人者となり、今日私  
設鐵道や軌道が財政的に堅實な發展を遂げて居るのは、主として先生の功績に歸すべ  
きものなるのみにあらず、會計に關する幾多の大著を公けにして、弘く鐵道關係を裨  
益した。

さて先生は長く鐵道官廳に居つたが、其の専ら從事せるところは、私設鐵道の會計  
監督であつた。私設鐵道法及び鐵道營業法が公布され、建設規程・運轉規程・信號規  
程・運輸規程・係員職制等が制定されたのは、明治三十三年三月のことで、其の以前  
には私設鐵道條例といふ不完全なる規定があつただけで、附屬法令は殆ど具備して居  
なかつた。上記の各法令は、犬塚勝太郎氏が歐米各國を巡回して鐵道關係の規定を調  
査し、歸朝後に法制局の原田眞義氏を擧用して之を立案せるものである。日本の鐵道



鐵道官吏としての佐藤先生